

I S S N 1884 - 8591

人間生活学研究

THE BULLETIN
OF
SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

第 11 号

No.11

令和 2 年 (2020)

新潟人間生活学会

Society for Human Life Studies of Niigata

人間生活学研究

第 11 号 (2020)

目 次

【研究論文 (査読あり)】

1. 今後の児童館の活性化の要因
～児童館ガイドラインにおける 8 種類の活動内容をてがかりに～
植木信一 …………… 1
2. 障害者差別解消法における障害学生支援の課題
—障害学生からの意思の表明に焦点をあてて—
西村 愛 …………… 11

【研究論文 (査読なし)】

3. 文系出身者と理系出身者間の健康格差 -Blinder-Oaxaca 分解法による要因分解-
寺田好秀 …………… 25
4. 幼児の誤信念理解に及ぼす意味ある文脈の影響
斎藤 裕 …………… 37
5. 包括的な子育て支援体制における電話相談の役割
～「子育てなんでも相談センターきらきら」の実践から～
小池由佳、伊藤真理子、山口 智、川村雅子、佐藤 勇、小柴真一、丸田秋男 …………… 45

【報告】

6. 英語力が幸福度に与える影響 —幸福度研究的アプローチ—
寺田好秀 …………… 53
7. 支援者が専門性を高めるための地域の実践 新潟における自主学習会の取り組みから
小澤 薫、伊藤裕輔、小栗宗春 …………… 57

・第 10 回新潟人間生活学会講演要旨集 …………… 67

・新潟人間生活学会 会則 他 …………… 86

今後の児童館の活性化の要因

～児童館ガイドラインにおける 8 種類の活動内容をてがかりに～

植木信一^{1*}

本研究は、児童館ガイドラインに示される「8種類の活動内容」の活用状況を調査することにより、改正児童館ガイドラインに反映させるための今後の児童館の活性化の要因について明らかにすることを目的として実施した。その結果、以下のことがわかった。

①「常勤」の館長の配置によって、児童館の活動内容の一部が活性化する傾向がある。②「専任」の館長の配置によって、児童館ガイドラインに基づく児童館の8種類の活動内容が活性化する傾向がある。③専門的な資格を有する職員（児童厚生員）の配置は、勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）につながり、児童館ガイドラインに基づく児童館の8種類の活動内容を実施するにあたって効果的である。

キーワード： 児童館、児童館ガイドライン、8種類の活動内容

はじめに

児童館は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。日本の児童館は現在、4,713館存在している（平成29年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」）。厚生労働省は、2011（平成23）年3月に、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」¹を作成し、児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努めることや、市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上や運営の向上に努めること等を示した。

また、児童館ガイドラインには、以下の8種類の活動内容が示されている。

【8種類の活動内容】

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③保護者の子育ての支援
- ④子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤地域の健全育成の環境づくり

⑥ボランティアの育成と活動

⑦放課後児童クラブの実施

⑧配慮を必要とする子どもの対応

その後、児童館ガイドラインは、児童福祉法40条に基づく児童館の理念を今日の社会状況にあわせて発展させ、職員の専門性を向上させて活動内容を地域の期待に応じるものにしていく必要性にせまられて、2018年（平成30）10月に7年半ぶりに改正（以下「改正児童館ガイドライン」という。）²され、今日に至っている。

そこで本研究は、児童館ガイドラインを見直すことによって、改正児童館ガイドラインの新規内容に反映させるために実施された。

これまでに厚生労働省は、子ども・子育て支援推進調査研究事業によって、本研究につながる2つの研究成果を報告している。一つは「児童館の運営内容等に関する調査研究」¹⁾（以下「2014年度調査研究」という。）、二つ目は、「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」²⁾（以下「2015年度調査研究」という。）である。

2014年度調査研究は、児童館に関する施策と

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：ueki@unii.ac.jp

利益相反：なし

活動を積極的に推進している自治体、児童館を取り上げ、地域の子ども・子育てに関わる今日の課題と児童館が果たす役割の検証を通じて、児童館ガイドラインの成果と今後の課題を探り、児童館ガイドラインを普及する課題や児童館についての第三者評価基準を児童館ガイドラインに準拠したものに改善する必要等を提起している。

2015年度調査研究は、全国の市区町村を対象を広げて悉皆調査を実施するとともに、市区町村の行政担当者を対象にしたヒアリング調査（10か所）を行い、児童館を取り巻く今日的課題や、児童福祉法や児童館ガイドライン等、児童館関係法令や制度面への意見、児童館の展望・今後の発展・活性化に必要な視点等を明らかにしている。この調査研究からは、市区町村からみた児童館の設置率は、62.2%（平成27年10月1日現在）であり、都道府県からみる設置率には大きな差異が見られること。市区町村によって廃止と新設の異なる動きがあることがわかったが、具体的な児童館の活性化の要因については明らかにすることができなかった。

これらのことを踏まえて、本研究では、児童館の活性化と活動内容の関係性に焦点をあてながら、児童館の全国実態調査を実施し、これまでに実施された既存の全国実態調査と比較分析することにした。具体的には児童館ガイドラインに示される「8種類の活動内容」の活用状況を調査することにより、改正児童館ガイドラインに反映させるための今後の児童館の活性化の要因について明らかにすることを目的とする。

方法

本研究は、厚生労働省「平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」³⁾の一環として実施された児童館の全国実態調査の一部を使用し、論文化したものである。

本研究に使用した調査結果は、上記の調査研究事業のために一般財団法人児童健全育成推進財団内に設置された児童館研究会ⁱⁱⁱ⁾（主任研究員：植木信一）によって調査が実施されたもののなかから、筆者が関わったものを使用する。

主任研究員は、研究の着想、研究計画作成の段階から関与し、データの収集、分析、結果の

解釈を含めて関与した。

調査対象者には調査結果の公表の方法についてあらかじめ承諾を得ている。

調査報告書の論文化について、児童館研究会事務局（一般財団法人児童健全育成財団）および該当部分の分析を担当した共同研究者の承諾を得ている。

なお、児童館の全国実態調査は、一般財団法人児童健全育成推進財団による独自調査として、5年に一度実施されている。これまでは1996（平成8）年、2006（平成18年）、2011（平成23）年に実施されている。

今回の児童館の全国実態調査（以下「2016年実態調査」という。）は、5年前の実態調査（以下「2011年実態調査」という。）とおおむね比較できるような項目で構成されている（一部項目を除く）。したがって、本研究は、今回の2016年実態調査と、一般財団法人児童健全育成推進財団が実施した既存の2011年実態調査の結果を比較することができ、児童館活性化の要因についての仮説の抽出を行うことができた。さらに、仮説を検証するために、2016年実態調査を用いて統計上の検定を行った。分析ソフトはMicrosoft社のExcel16.33 Mac版およびSAS社JMP Pro15.0を使用した。

以下は、2016年実態調査の方法である。

（1）調査対象

全国の市区町村（1,737か所）を対象として、児童館を主管する部署の行政担当者に調査を依頼した。なお調査対象児童館の総数は4,316児童館である。

（2）調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し返送）②電子メール（調査専用のメールアドレス宛に送付希望連絡後にExcel版調査票を電子メールで送信・回答）である。

（3）調査基準日、調査期間等

- ①調査基準日：2016（平成28）年10月1日
- ②調査期間：2016（平成28）年10月～12月
- ③回収件数：4,007件（対象児童館数4,316件）
- ④回収方法別内訳：紙媒体（郵送/FAX）3,455件 電子メール 552件

⑤回収率：86.8%

自治体担当課向けに児童館の設置状況や今後の設置予定を問う設問、児童館向けには所在地、種別、設置・運営形態等の施設概要を把握するための設問、児童館ガイドラインの内容に沿った設問等 62 項目を設定した^{iv}。

集計作業は、数量データを中心とした分析とした。単純集計による結果をまとめるとともに、児童館長・児童厚生員^vの配置と児童館ガイドラインにおける「児童館の 8 種類の活動内容」との関係について統計上の検定を行い、それらの結果から優位性が明らかになった項目について、分析と考察を行った。

倫理的配慮

本研究は、厚生労働省「平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の一部を論文化のために加筆修正したものであり、論文化にあたっては、共同研究者の承諾を得て実施している。調査を実施するにあたっては、研究会の母体組織である一般財団法人児童健全育成推進財団の倫理指針にしたがって実施した。その際、調査結果を調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮したほか、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていることおよび記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

結果と考察

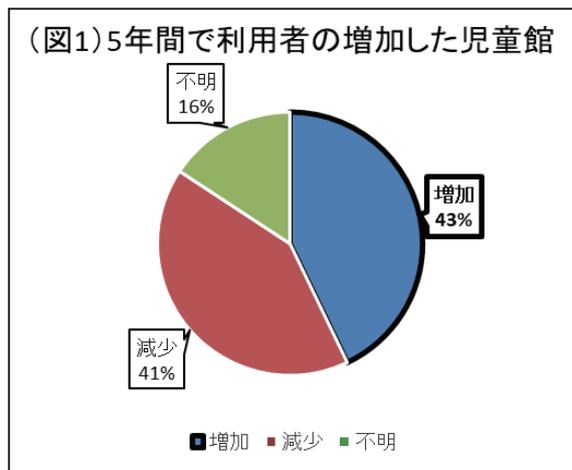
研究会では、児童館実態調査の実施にあたり、児童館が活性化し、機能していくために必要とされる事項を導き出すために、この調査結果からいくつかの分析視点を抽出して検討した。その分析視点に基づき、二つの分析を試みた。

一つは今回の 2016 年実態調査と、2011 年実態調査の結果データを比較し、児童館活性化の要因についての仮説の抽出を行った。なお対象件数は、2016 年実態調査 4,007 件のうち 3,765 件が該当した。

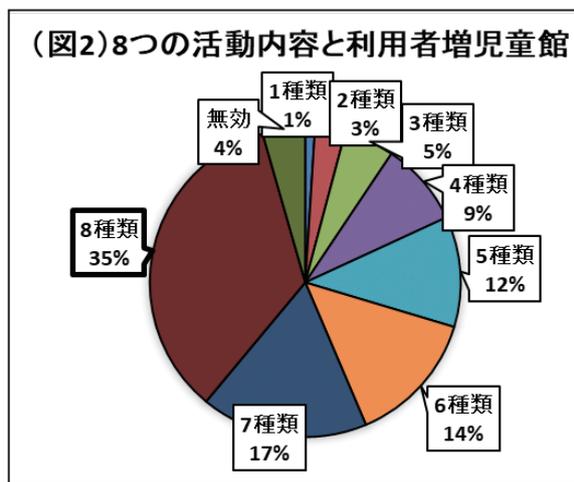
もう一つは、単純集計で明らかになった仮説を検証するために、2016 年実態調査を用いて統計上の検定を行った。

(1) 児童館活性化の要因（仮説の抽出）

5 年前と比較して 1 日当たりの利用者が増加した児童館は 43%、利用者が減少した児童館は 41%だった（図 1）。



さらに、2016 年実態調査では、2011 年実態調査では区分しなかった 8 種類の活動内容について集計した。その結果、利用者数が増加している児童館のうち、活動内容 1 種類実施の児童館は 1%、2 種類実施の児童館は 3%、3 種類実施の児童館は 5%、4 種類実施の児童館は 9%、5 種類実施の児童館は 12%、6 種類実施の児童館は 14%、7 種類実施の児童館は 17%、8 種類実施の児童館は 35%となっており、活動内容の種

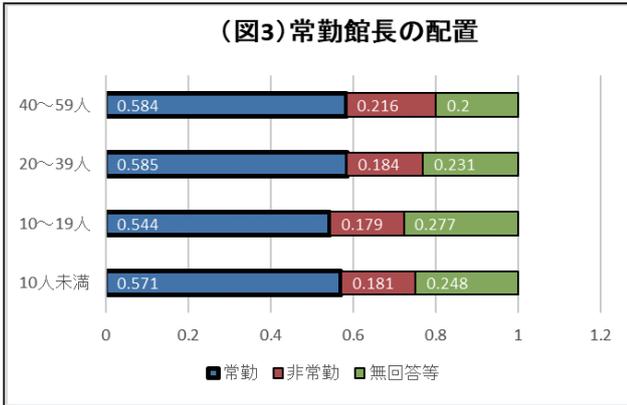


類が多様であるほど利用者数増の児童館の数も多くなっていることがわかった（図 2）。

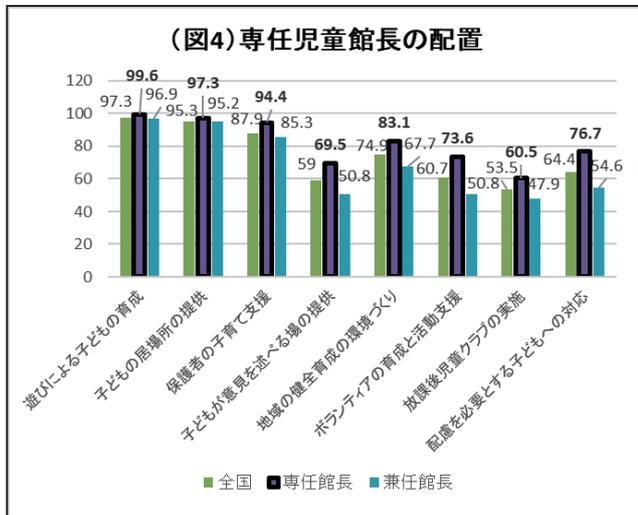
また、5 年前に比較して利用者が増えた児童館をみると、増加の多寡に関わらず常勤・専任の児童館長の配置割合が非常勤・兼任に比較して高いことがわかった。

常勤館長の配置は、利用者数増 10 人未満で 57.1%、同 10～19 人で 54.4%、同 20～39 人で

58.5%、同 40～59 人で 58.4%といずれも非常勤を上回っている。(図 3)

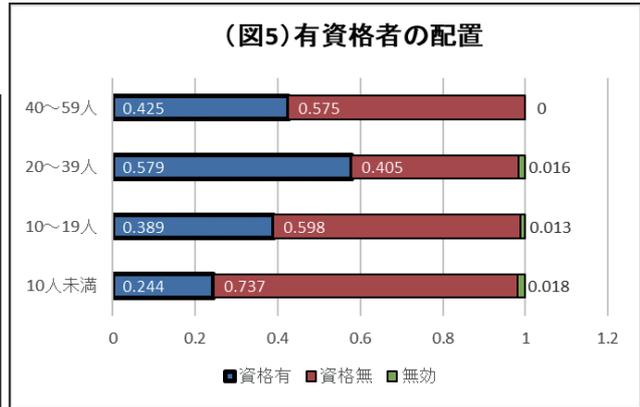


専任館長の配置を 8 種類の活動内容の実施状況と比較したところ、遊びによる子どもの育成実施館で 99.6%の配置、子どもの居場所の提供館で 97.3%の配置、保護者の子育て支援実施館で 94.4%の配置、子どもが意見を述べる場の提供館で 69.5%の配置、地域の健全育成の環境づくり館で 83.1%の配置、ボランティアの育成と活動支援館で 73.6%の配置、放課後児童クラブの実施館で 60.5%の実施、配慮を必要とする子どもへの対応館で 76.7%と、いずれも兼任館長の割合を上回っている (図 4)。



さらに、専門的資格を有する職員の配置割合と利用者数の増加との間にも関連がある。専門的資格を取得するには一定の実務経験が必要であり、職員（児童厚生員）の勤務年数の長さも重要な要素であることがうかがえる (図 5)。

このうち 1 日当たりの利用者増加数と有資格者の割合は、増加数 10 人未満の児童館で有資格者 24.4%、同 10～19 人で有資格者 38.9%、同



20～39 人で有資格者 57.9%と、一定の利用者数の増加に比例して有資格者の割合も増加していることがわかる。

なお、ここでいう専門資格とは、以下の資格^{vi}のことをいう。

① 児童厚生 2 級指導員

現任者基礎研修(都道府県が実施する基礎研修)もしくは養成校(短大・専門学校等)による単位取得

② 児童厚生 1 級指導員

5 年以上の実務経験+所定の研修会の修了+認定試験等もしくは養成校による単位取得

③ 児童厚生 1 級特別指導員

5 年以上の実務経験等+所定の課題(実践報告等)等であり更新制(原則 3 年)

④ 児童健全育成指導士

8 年以上の実務経験+所定の研修会の修了+所定の課題(実践論文)による審査等

以上、単純集計によって「専任・常勤の児童館長を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」および、「勤務経験年数の長い児童厚生員を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」の 2 点の仮説を整理することができた。

(2) 仮説の検証

単純集計から明らかになった「専任・常勤の児童館長を配置することが児童館活動に関連がある」および「勤務経験年数の長い児童厚生員を配置と児童館活動に関連がある」という仮説を検証するために、Fisher の正確有意確率検定および Welch の検定を用いて統計上の検定を行った。

今後の児童館の活性化の要因

1) 常勤・専任の児童館長を配置する効果

常勤の児童館長が配置されている場合、「保護者の子育て支援」、「地域の健全育成の環境作り」、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」について、実施できている割合が有意に高かった。一方、「放課後児童クラブの実施」については、非常勤の児童館長が配置されている場合のほうが高い（表1）。

すべての項目において、実施できている割合が高かった（表2）。

専任の児童館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく事業の実施にあたり、効果的であると考えられる。児童館の活動を推進するためには、専任の児童館長が配置されることが望ましいのではないかと。

(表1) 「常勤」の児童館長を配置する効果

	児童館長	実施している		実施していない		合計		欠測値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成	常勤	2497	98.6	36	1.4	2533	100	7
	非常勤	777	98.1	15	1.9	792	100	3
	欠測値	334		23		357		73
子どもの居場所の提供	常勤	2433	96.1	100	3.9	2533	100	7
	非常勤	770	97.2	22	2.8	792	100	3
	欠測値	335		22		357		73
保護者の子育ての支援 *** (p=0.0005)	常勤	2313	91.3	220	8.7	2533	100	7
	非常勤	688	86.9	104	13.1	792	100	3
	欠測値	248		109		357		73
子どもが意見を述べる場の提供	常勤	1565	61.8	968	38.2	2533	100	7
	非常勤	475	60	317	40	792	100	3
	欠測値	137		220		357		73
地域の健全育成の環境作り * (p=0.0258)	常勤	1945	76.8	588	23.2	2533	100	7
	非常勤	581	73.4	211	26.6	792	100	3
	欠測値	234		123		357		73
ボランティアの育成と活動支援 *** (p=0.0003)	常勤	1645	64.9	888	35.1	2533	100	7
	非常勤	456	57.6	336	42.4	792	100	3
	欠測値	159		198		357		73
放課後児童クラブの実施(*) (p=0.0223)	常勤	1371	54.1	1162	45.9	2533	100	7
	非常勤	463	58.5	329	41.5	792	100	3
	欠測値	149		208		357		73
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応 * (p=0.0437)	常勤	1701	67.2	832	32.8	2533	100	7
	非常勤	499	63	293	37	792	100	3
	欠測値	194		163		357		73

※ Fisherの正確有意確率検定を使用した。
(* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001)

(表2) 「専任」の児童館長を配置する効果

	児童館長	実施している		実施していない		合計		欠測値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成 *** (p<0.0001)	専任	1605	99.6	6	0.4	1611	100	2
	兼任	1290	96.9	41	3.1	1331	100	4
	欠測値	713		27		740		77
子どもの居場所の提供 ** (p=0.0030)	専任	1567	97.3	44	2.7	1611	100	2
	兼任	1267	95.2	64	4.8	1331	100	4
	欠測値	704		36		740		77
保護者の子育ての支援 *** (p=0.0001)	専任	1521	94.4	90	5.6	1611	100	2
	兼任	1135	85.3	196	14.7	1331	100	4
	欠測値	593		147		740		77
子どもが意見を述べる場の提供 *** (p=0.0001)	専任	1120	69.5	491	30.5	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠測値	381		359		740		77
地域の健全育成の環境作り *** (p<0.0001)	専任	1339	83.1	272	16.9	1611	100	2
	兼任	901	67.7	430	32.3	1331	100	4
	欠測値	520		220		740		77
ボランティアの育成と活動支援 *** (p<0.0001)	専任	1185	73.6	426	26.4	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠測値	399		341		740		77
放課後児童クラブの実施 *** (p<0.0001)	専任	975	60.5	636	39.5	1611	100	2
	兼任	638	47.9	693	52.1	1331	100	4
	欠測値	370		370		740		77
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応 *** (p<0.0001)	専任	1235	76.7	376	23.3	1611	100	2
	兼任	727	54.6	604	45.4	1331	100	4
	欠測値	432		308		740		77

※ Fisherの正確有意確率検定を使用した。
(* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001)

常勤の児童館長が配置されることにより、直接子どもに関わるサービスだけでなく、保護者の子育て支援、および地域の健全育成や環境づくりに対して効果があると考えられる。

また、専任の児童館長が配置されている場合、

2) 経験豊かな児童厚生員を配置した効果

児童厚生員の勤続年数による児童館の活動内容の差を検討した。勤続年数5年以上、および10年以上の職員の割合による児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について検討し

た。

その結果、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している児童館では勤続年数5年以上の職員の割合が高かった。また、「地域の健全育成の環境作り」、「ボランティアの育成と活動」、「放課後児童クラブの実施」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している場合、勤続10年以上の職員の割合が高かった（表3）。

以上の常勤職員の割合が有意に高かった。また、「遊びによる子どもの育成」、「保護者の子育て支援」、「地域の健全育成の環境作り」、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している児童館では、勤続年数10年以上の職員の割合が有意に高かった（表4）。

つまり、ベテランの常勤職員が配置されることにより、児童館に求められる事業の多くが推

（表3）経験豊かな児童厚生員を配置した効果

	勤続年数5年以上の職員の割合			勤続年数10年以上の職員の割合		
	該当	p	非該当	該当	p	非該当
	平均		平均	平均		平均
遊びによる子どもの育成	49.10%		40.40%	28.10%		20.90%
子どもの居場所の提供	49.00%		46.70%	28.10%		25.00%
保護者の子育ての支援	48.80%		50.30%	28.10%		27.20%
子どもが意見を述べる場の提供	48.40%		49.70%	27.70%		28.40%
地域の健全育成の環境作り	49.30%		47.90%	29.10%	*** p=0.0001	24.50%
ボランティアの育成と活動支援	50.00%	* p=0.0231	47.20%	29.50%	*** p=0.0003	25.60%
放課後児童クラブの実施	49.30%		48.50%	29.50%	** p=0.0023	26.20%
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	49.80%	* p=0.0457	47.30%	29.30%	*** p=0.0006	25.50%
※Welchの検定を使用し、平均値を比較した。 (* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001)						
n=3611						

（表4）経験豊かな「常勤」の児童厚生員を配置した効果

	勤続年数5年以上の常勤職員の割合			勤続年数10年以上の常勤職員の割合		
	該当	p	非該当	該当	p	非該当
	平均		平均	平均		平均
遊びによる子どもの育成	28.80%	*** p<0.0001	12.50%	17.00%	** p=0.0070	8.40%
子どもの居場所の提供	28.50%		29.50%	16.80%		16.80%
保護者の子育ての支援	29.20%	** p=0.0011	23.00%	17.40%	*** p=0.0008	12.50%
子どもが意見を述べる場の提供	29.20%		27.50%	16.90%		16.70%
地域の健全育成の環境作り	28.80%		27.50%	17.50%	** p=0.0080	14.80%
ボランティアの育成と活動支援	29.80%	** p=0.0036	26.40%	17.90%	** p=0.0014	15.00%
放課後児童クラブの実施	28.90%		28.00%	17.40%		16.20%
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	29.20%		27.20%	17.50%	* p=0.0274	15.50%
※Welchの検定を使用し、平均値を比較した。 (* p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001)						
n=2408						

したがって、経験豊かな児童厚生員を配置することにより、子どもや保護者に直接行うサービスだけではなく、地域の健全育成や環境作りへの対応が進むことがわかった。

続いて、職員の中でも、常勤職員に絞って、勤続年数5年以上、および10年以上の常勤職員の割合を検討した。

その結果、「遊びによる子どもの育成」、「保護者の子育ての支援」、「ボランティアの育成と活動」を実施している児童館では、勤続年数5年

進されることが分かった。また、10年以上のベテランが配置されることにより、地域の健全育成環境づくりや配慮を要する子どもへの対応が充実することがわかった。

結語

本研究は、児童館ガイドラインに示される「8種類の活動内容」の活用状況を調査することにより、改正児童館ガイドラインに反映させるための今後の児童館の活性化の要因について明らかにすることを目的として実施した。その結果、

以下のことがわかった。

- ①「常勤」の館長の配置によって、児童館の活動内容の一部が活性化する傾向がある。
- ②「専任」の館長の配置によって、児童館ガイドラインに基づく児童館の8種類の活動内容が活性化する傾向がある。
- ③専門的な資格を有する職員（児童厚生員）の配置は、勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）につながり、児童館ガイドラインに基づく児童館の8種類の活動内容を実施するにあたって効果的である。

館長の配置については、「常勤」であることが効果的な要因として影響している可能性がある。また、「専任」の館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって極めて効果的であることがわかった。ただし、今回の調査では、館長がどのような業務内容を遂行することが利用者の増加につながるまでは明らかにできていない。

児童館ガイドラインでは、児童館の職員には「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置くことが規定されている。そこに、現任者研修の積み重ねによる職員の資格取得などの資質向上が加わって、児童館の利用者の増加に寄与している可能性がある。

また、勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって重要な要素であることがわかる。逆に、任期制による職員の短期間雇用のしくみは、児童館機能の質の向上に寄与しないことが想定される。

今後は、職員が専門資格を持つことの意義と構造をさらに検証し、職員採用の基準に明確に取り込むなどの措置を講じて、児童館職員としての専門性の明確化を推進していくことも必要であると考えられる。

さらにこれらの結果から、児童館ガイドラインの見直しにあたっては、「利用者数の増加した

児童館」を対象として、児童厚生員の適正配置についても再検討していく必要があると考えられる。現在の配置は1児童館あたり2名以上となっているが、本来であれば、利用者数に応じて人員の加算配置が検討されてよい。

文献

- 1) 厚生労働省平成26年度児童福祉問題調査研究事業「児童館の運営内容等に関する調査研究」秋草学園短期大学（主任研究者：野中賢治）
- 2) 厚生労働省平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」一般財団法人児童健全育成推進財団（主任研究者：野中賢治）
- 3) 厚生労働省平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」一般財団法人児童健全育成推進財団（主任研究員：植木信一）

付記

本研究は、厚生労働省平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究員：植木信一）として実施された研究報告の一部を加筆修正して使用し論文化したものである。

謝辞

厚生労働省平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究員：植木信一）の分析を進めるにあたっては、児童館研究会のメンバーとくに、有村大士（日本社会事業大学）氏および友川礼（松山東雲短期大学）氏のご協力をいただきました。深く感謝申し上げます。

ABSTRACT

Factors for activation of children's halls 8 types of activities in the children's halls guidelines

Shinichi Ueki^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

^{2*} Correspondence, ueki@unii.ac.jp

This study investigates the activities of children's halls. And it aims at clarifying the factor of the activation of the future children's halls. As a result, the following was found.

The number of users increases in children's halls where many staff with specialized qualifications are located.

The assignment of staff with long working years is effective in implementing the activities of children's halls in the children's halls guidelines.

The number of users increases in children's halls where full-time directors are assigned.

The placement of a full-time director is effective in implementing activities for children's halls based on guidelines for children's halls.

The number of users increases in children's halls where activities of children's halls based on the guidelines for children's halls are implemented in various ways.

Key Words: children's halls, guidelines for children's halls, 8 types of activities

注

i 「児童館ガイドラインについて」（平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

ii 「児童館ガイドラインの改正について（通知）」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

iii 【主任研究員】植木信一（新潟県立大学）、【研究員】有馬秀人（世田谷区児童課長）、有村大士（日本社会事業大学）、友川礼（松山東雲短期大学）、中川一良（京都市北白川児童館）、野中賢治（児童健全育成推進財団）、柳澤邦夫（上三川町立上三川小学校）、依田秀人（児童健全育成推進財団）、阿南健太郎（児童健全育成推進財団）、尾崎豊（児童健全育成推進財団）、長谷川万記（児童健全育成推進財団）

iv 以下の 62 項目に沿って調査を実施した。

問 1. 児童館の種別

問 2. 設置・運営形態、児童にかかわる業務（清掃等は除く）の委託の有無 問 3. 諸室の状況

問 4. 併設する施設、併設する施設と共有している諸室

問 5. 最寄りの小・中学校から児童館までの所要時間と利用状況

問 6. 児童館運営のための基本方針の明文化の有無

問 7. 児童館の開館時間、午前中の活動内容

問 8. 休館日

-
- 問 9. 正午から午後 1 時まで（昼休み時間中）の運営
問 10. 児童館の利用対象
問 11. 平成 27 年度の延べ利用人数
問 12. 平成 27 年度の開館日数
問 13. 児童館長の配置の有無、常勤・非常勤および専任・兼任の別
問 14. 児童厚生員（指導員）の配置人数（常勤・非常勤別）
問 15. 児童厚生員（指導員）の児童館での勤続年数（常勤・非常勤別）
問 16. 児童館長・児童厚生員（指導員）の保有資格
問 17. 職員が業務として参加する職場以外での研修の機会の回数および費用負担
問 18. 児童館で活動している母親クラブの有無、児童館と母親クラブの連携事業
問 19. ボランティアの参加の有無、ボランティアをする人
問 20. 運営委員会（運営協議会）の設置の有無、運営委員の属性
問 21. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）
問 22. 児童館 1 館あたりの年間予算
問 23. 職員の倫理規定等の明文化の有無
問 24. 安全管理マニュアルの策定の有無
問 25. 防災マニュアルの策定の有無
問 26. 防犯マニュアルの策定の有無
問 27. 避難訓練の実施の有無
問 28. 苦情処理方法
問 29. 評価の実施の有無
問 30. 利用者からの費用徴収の有無
問 31. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況
問 32. 児童館ガイドラインに基づく児童館活動内容
問 33. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度
問 34. 移動児童館（出前児童館）等アウトリーチ活動の取組の有無
問 35. 子どもが参画する取組について
問 36. 乳幼児とその親を対象とした子育て支援の取組
問 37. 地域子ども・子育て支援事業の取組
問 38. 地域の子育て支援ニーズの把握の有無
問 39. 児童館独自の児童や地域等に関する調査の有無
問 40. 障害児の利用状況
問 41. バリアフリー設備の設置状況
問 42. 児童館職員が対応した相談の年間件数（平成 27 年度実績）
問 43. 相談員による相談対応の実績
問 44. 子どもからの主な相談内容
問 45. 保護者からの主な相談内容
問 46. 相談対応について
問 47. 連携・協力している社会資源
問 48. 要保護児童対策地域協議会への参画の有無
問 49. 児童館が気付いた児童への虐待事案の有無（平成 27 年度実績）
問 50. 児童館内での放課後児童クラブの実施の有無
問 51. 児童館内で実施している放課後児童クラブの運営について
問 52. 放課後児童クラブの運営費に対する補助の有無
問 53. 放課後児童クラブの登録児童人数
問 54. 平成 28 年度の放課後児童クラブの開所日数
問 55. 放課後児童支援員の人数
問 56. 放課後児童クラブの開設日
問 57. 放課後児童クラブの開設時間
問 58. 児童館での放課後児童クラブ専用室の有無
問 59. 放課後児童クラブを利用できる学年
問 60. 放課後児童クラブへの障害児の受け入れの有無、定数、受け入れに係る職員の加配の有無

問 61. 都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の修了者数

問 62. 放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の加入状況

v 児童館の職員は、「児童の遊びを指導する者」（任用資格）が配置されることになっている。現場ではこの任用資格のことを「児童厚生員」と称することが一般的になっている。

vi 一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する資格のことをいう。

障害者差別解消法における障害学生支援の課題

—障害学生からの意思の表明に焦点をあてて—

西村愛^{1*}

障害者差別解消法が施行して3年が経過したものの、高等教育機関における障害学生への対応が進んでいるとは言い難い現状がある。本論文では、障害学生の意思の表明を出発点として合理的配慮を提供するという考え方に一因があるのではないかと仮説を立てた。この仮説を立証するために、実際の障害学生の支援が、いつ、誰の申し出から開始されているのか整理を行い、障害学生の申し出から開始された事例を検証した。その結果、高等教育機関における障害学生自身が、入学当初から置かれている状況と自分の障害を重ね合わせて、必要な支援を申し出るとは難しいこと、その理由として高校までの環境の違いと経験の少なさを挙げた。また、障害学生からの意思の表明を起点とする合理的配慮の開始は、障害種別による格差を生みだし、障害者差別解消法が根幹に据える社会モデルの考え方と矛盾することを指摘した。結論では、障害学生が安心して大学生活を送るという到達点から見て必要と思われる支援を、学生の意見や経験、個々の障害の状況に基づいて決定するという合理的配慮を提案した。

キーワード： 障害者差別解消法、合理的配慮、障害学生、意思の表明、社会モデル

問題の所在

近年、高等教育機関では、障害学生が増加の一途をたどっている。日本学生支援機構が全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象に行った調査によると、障害学生は全学生の1.05%を占めており¹⁾、同機構が調査を開始した平成17年度と比較すると²⁾、6倍以上になっている。特に、病弱・虚弱や精神障害、発達障害¹(診断書あり)などを有する障害学生が増えているにもかかわらず、十分な対応がなされているとは言い難い現状がある。

2013年に制定された障害者差別解消法(以下、差別解消法とする)は、社会モデルの考え方に基づき、合理的配慮を法を中心に据える。社会モデルとは、障害は主として社会によって作りだされたものであると捉える。差別解消法では、どのようなことに不自由さを感じているのか、

障害のある人の思いや意見を聞きながら、環境の改善や必要な支援等の合理的配慮を提供することによって、差別の解消を目指す。差別解消法が制定されたことにより、国公立大学では職員対応要領が、私立学校には事業者対応指針が義務づけられた²⁾。職員対応要領や事業者対応指針は、障害学生の受け入れにあたって、相談支援体制や障害種別ごとの具体的対応例をまとめた、いわば事前の条件整備にあたる。

2016年の差別解消法施行を前に、高等教育機関の教職員を対象とした合理的配慮のセミナーが、日本学生支援機構を中心に開催され、国連における障害者権利条約採択からわが国の差別解消法制定に至るまでの経緯や、差別解消法に基づき、職員対応要領や事業者対応指針の策定の義務化の説明がなされている。具体的事例では、国内で先駆的に障害学生を受け入れてきた大学の実践のみならず、アメリカの障害者差別

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

* 責任著者 連絡先：nishimur@unii.ac.jp

利益相反：なし

禁止法である ADA 法(Americans with Disabilities Act)に基づいた障害学生の権利保障や紛争解決に向けた取り組みが紹介されている³。セミナーに何度か参加するうちに、合理的配慮は、差別解消法の「障害者の意思の表明があった場合において」という文言に則り、障害学生の意思の表明が前提にあると強調されることに、違和感を抱くようになった。

確かに、差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」、合理的配慮を提供しなければならないと規定されている。しかし、何が社会的障壁となるかは、障害種別や置かれている状況によって異なる。そのため、周囲が一義的に必要な配慮を決めるのではなく、障害のある人の思いや意見を聞きながら体制を整える重要性を説く条文である。決して、意思の表明があった場合においてのみ、合理的配慮を提供すべきだと謳ったものではない。にもかかわらず、セミナーや後述する先行研究においても、障害学生からの「意思の表明」という文言ばかりが強調されている現状がある。差別解消法施行から3年が経過したにもかかわらず、対応の不十分さは、このような障害学生の意思の表明を起点とした支援に一因があるのではないかと推測する。

本論文は、差別解消法と教育現場における障害学生に対する合理的配慮の認識のズレを確認し、差別解消法が目指す方向に向けて、具体的支援の提案を行うことを目的とする。

方法

筆者は、障害学生に対する支援の不十分さは、合理的配慮の提供が意思の表明を起点としていることに一因があるのではないかと仮説を立てた。というのは、日常生活で何らかの配慮を必要とする人にとって、意思の表明は容易ではないと考えるからである。意思の表明をするためには、1.自分の有している障害と置かれている状況を把握したうえで、どのような社会的障壁があるかを認識する「障害の自己認識」、2.自分の障害を受けとめる「障害の受容」、3.周囲の人に対して、自分の障害と社会的障壁を関連づけ

て伝える「障害の開示」、4.どのような配慮があれば、社会的障壁を取り除くことができるかと考え、要望を出す「障害の補填要請」の4つの段階を踏む必要がある。とりわけ、支援を受けた経験がさほど多くない障害学生の場合、より困難を極める。本稿では、上記の仮説を検証するために、以下のような方法をとる。

まず、結果の1では、差別解消法における意思の表明の記載とその意図について、差別解消法と内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下、基本方針と略記する)」とを重ね合わせながら、差別解消法における意思の表明の解釈を明らかにする。基本方針は、2015年2月に、差別解消法が目指す方向性について、内閣府が示したものである。そこには、合理的配慮のみならず、意思の表明の捉え方についても、記されている。次に、高等教育機関における支援を必要とする学生に対する意思の表明の解釈について、先行研究の整理を行う。そのうえで、差別解消法と教育現場の認識との間に起きているズレを確認する。結果の2では、先行研究で強調されている障害学生からの意思の表明は可能であるか、日本学生支援機構の様々な障害を有する学生の全188事例を、「いつ」「誰が」支援の申し出を行ったかについて整理を行い、さらに、入学当初に障害学生本人が申し出を行った23事例から、これまで支援を受けた経験がある異なった障害を有する3事例について、どのような経緯で自分に合った合理的配慮を得ることができたか検証を行う。結果の3において、2で明らかとなった現状から、なぜ意思の表明は、障害学生にとって困難であるのか、その背景にある要因を説明することによって、意思の表明を起点とする支援の問題点を浮き彫りにする。考察では、明らかになった課題の解決に向けて、学校生活を送るにあたって、何らかの配慮を要する学生が、適切な支援を受けられるよう、具体的な提案を行う。なお、本稿で使用する日本学生支援機構のデータは、インターネット上で一般公開されているものである。データの引用については、倫理規定を遵守する。

結果

1. 基本方針と差別解消法の照合・比較検討

(1) 差別解消法における意思の表明の意図

合理的配慮は、差別解消法「第三章行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置」と題した第7条(行政機関)と第8条(事業者)の各第2項において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と規定されている。この条文だけを取り出して読むと、意思の表明を出発点として合理的配慮を開始するかのような印象を受ける。ここでは、第7条および第8条第2項に記載されている意思の表明の意図を探るために、合理的配慮が登場してきた背景から見ていく。

我が国は、2007年に障害者権利条約に署名した。その後、障害者権利条約を締結するためには、国内の法律において、障害者権利条約の精神や内容を取り入れる必要があった。とりわけ、障害者権利条約の要となる差別の項目は、重要な意味をもつ。障害者権利条約の第2条「障害に基づく差別」では、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む」と定義し、その禁止について締約国にすべての適切な措置を求めた。

2011年、障害者基本法が改正(以下、改正障害者基本法と略する)され、障害者権利条約の内容が取り入れられる。改正障害者基本法第2条第2号では、障害に基づく差別について、社会的障壁の言葉を用いて、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁になるような社会における事物、制度、慣行、観念その

他一切のものをいう」と定義した。さらに、第4条(差別の禁止)第1項において、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、第2項において、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と明記した。この第4条第2項が、差別解消法第7条と第8条の各第2項に取り入れられた。しかし、改正障害者基本法と差別解消法を見比べると、改正障害者基本法には、意思の表明という文言は入っていない。それでは、差別解消法の意思の表明は、どのように解釈すればよいのだろうか。

内閣府は、差別解消法施行を前に差別解消法の基本方針を示した。基本方針では、法の考え方として、全ての国民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供は差別にあたると明示する。合理的配慮のイの項で、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、(中略)代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」と、職員対応要領や事業者対応指針の内容に限定するのではなく、個別性を尊重した対応を強調する。また、意思の表明についても、次項ウにおいて、「言語(手話を含む)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む)により伝えられること」、そして、「知的障害や精神障害(発達障害を含む)等により、本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介護者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む」としている³⁾。

基本方針の考え方と差別解消法を照らし合わ

せると、適切な配慮を得るためのコミュニケーション手段や意思の表明さえもが、多様であって然るべきことが分かる。つまり、差別解消法の意味の表明は、障害のある本人の思いや意見を知るために、適切な手段を用いて支援を整える重要性を説くものだと解釈することができる。

(2) 高等教育機関における合理的配慮の捉え方

差別解消法に基づいて 2017 年に文部科学省がまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)以下、第二次まとめと略する」では、合理的配慮の内容の決定の手順として、「原則として障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合において」合理的配慮を行う方向性が示された。しかし、申し出が困難な場合も想定される。第二次まとめでは、学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明確である場合には⁴、大学等側から適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を意識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申し出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい」とされている⁵。

このような傾向は、先行研究⁶にも見受けられた。

文部科学省は、幼児期および児童期は、本人の意思表示の有無にかかわらず、保護者と連携して早期から実態把握を行うという考え方を打ち出している。しかし、西村は、この文部科学省の考え方に対して、より早期から障害学生本人が意思表示できるよう支援すべきであると異議を唱える。具体的には、思春期の頃には自身の障害特性を認識し、合理的配慮に関する考え方を正しく理解し、自らが配慮を依頼する主体であるという「自己理解にかかわる支援」を行うことが重要だと述べる⁷。吉利も、自己申告が原則であるアメリカの大学を例に挙げながら、障害学生が自らの障害を正しく理解し、支援を求める力量を培っていく必要があること、そのためには、初等中等教育段階から障害理解や自己認識を深めていく取り組みが不可欠だと主張する⁸。先行研究では、早期から障害の自己認

識に向けた支援だけではなく、障害の受容や支援を求める力が必要だと説くものもある。片岡は、視力低下を打ち明けられなかったために、必要な支援を受けることができなかった海外の学生を例に挙げながら、支援の提供には障害の自己理解と自己受容、支援を求める力が必要だと述べる⁷。さらに、自分に必要な配慮の意思表示は、学内に留まらず、学外における活動においても必要だという考えから、学内において、障害学生に対する教育プログラムの重要性を説いたものもある。奈良らは、学外実習経験をした弱視の学生を対象に行なった調査において、実習では自らの障害を伝えて援助依頼をすることが必要であるものの、障害を伝えることに躊躇する者や、どのような支援を受けることで自分の困難さが解消されるのか、分からない者も多くいたことを明らかにしている。障害の開示が抱える課題に対して、奈良らはアメリカの大学が障害学生を対象に自分の障害開示や援助依頼に向けたプログラムを実施していることを挙げ、日本の大学においても、同様のプログラムを実施すべきだと主張する⁸。前章において、意思の表明が容易くない理由として4つの段階を踏む必要があることを述べた。先行研究も、第二次まとめと同様、障害学生の意思の表明を促進するために、前段階を含めた支援の重要性を主張する。このように、文部科学省の第二次まとめや先行研究では、差別解消法の意味の表明の解釈とは異なり、障害学生自身の意思の表明に重きをおいていることが分かる。それでは、障害学生は、自分に必要な支援の申し出ができていのだろうか。

2. 障害学生の支援の現状: 3 事例から課題を提示する

(1) 障害学生の現状

日本学生支援機構では、障害学生数の推移をホームページで紹介している⁹。精神障害は、元々その他の障害カテゴリーだったが、平成 27 年度から独立カテゴリーとして設けられた。提示されている図からは、視覚障害や聴覚・言語障害、肢体不自由を有する学生数は、調査開始時からほぼ横ばい状態に対して、平成 27 年度から独立してカテゴリー化された精神障害や発達

障害、病弱・虚弱学生割合が急増しているために、全障害学生数が増加していることが分かる。近年増加している障害学生に共通する特徴として、外見から見て抱えている困難が分かりづらいことが挙げられる。

平成18年度の実態調査では、障害学生の在籍数は4,937人であり、全学生の0.16%であった。その内訳は、視覚障害10.3%、聴覚・言語障害は24.3%、肢体不自由35.5%、重複障害1.9%であり、身体障害を有する学生が全体の7割以上を占める。そして、昨今増えている病弱・虚弱は17.8%、発達障害は2.6%に留まっている¹⁰⁾。しかし、4,937人全員が、支援を受けているわけではない。調査では、在籍している障害学生と支援障害学生を分けて説明している。調査報告書で示されている支援障害学生とは、「学校に支援の申し出があり、それに対して何らかの支援を行っている(行う予定も含む)障害学生」と定義されており、在籍している障害学生45.7%の2,256人である¹¹⁾。つまり、支援障害学生は、学校生活を送るにあたり、何らかの支援を必要とする学生であり、なおかつ自分の障害を補填する支援を受けるための意思の表明がある程度可能な学生であると言える。

(2)障害学生⁶⁾の意思の表明を起点とした支援を検証する

日本学生支援機構では、「障害のある学生への支援・配慮事例」と題する障害学生の188事例を、障害種別ごとにホームページ上で公開している¹²⁾。第二次まとめや先行研究では、高等教育段階において、親や周囲が本人の代わりに必要な支援を申し出るのではなく、障害学生自身が、申し出る必要性を説いていた。もし、第二次まとめや先行研究の主張が正しいのであれば、188事例の大半の事例において、障害学生が入学時から意思の表明を行い、必要な支援を受けることに成功しているはずである。

そこで、全188事例を、①入学当初から障害学生本人が申し出をした事例、②1年生以外(大学院生を含む)段階で申し出を行った事例、③障害学生本人ではなく、保護者が申し出た事例、④高校教員や学内教員など、障害学生の周囲の申し出から始まった事例、⑤いつ、誰が申し出したのか不明な事例という5つに分類をし、障害種別にまとめたものが、表1である。

障害種別	各事例数	① 本人	②本人(1年生以外)	③ 保護者	④周囲	⑤ 不明
盲	14事例	1	4	1	5	3
弱視	13事例	3	2	1	4	3
聾	17事例	1	8	4	2	2
難聴	18事例	3	1	3	7	4
聴覚障害と言語障害の重複	7事例	1	1	2	1	2
上肢機能障害	3事例	0	2	0	1	0
下肢機能障害	16事例	2	6	4	2	2
上下肢機能障害	16事例	3	1	2	7	3
その他の機能障害	3事例	0	1	1	1	0
病弱・虚弱	22事例	3	4	6	2	7
発達障害(ADHD・LD)	19事例	1	1	8	6	3
発達障害(高機能自閉症等)	16事例	1	3	8	4	0
精神障害	24事例	4	6	4	4	6

表1.支援の申し出者

出典:日本学生支援機構「障害のある学生への支援・配慮事例」¹²⁾をもとに、筆者作成。

表1から、障害種別を問わず、入学時点において、支援を申し出た障害学生は少ないことが

分かる。特に、注目すべき点は、盲、聾、上下肢機能障害など、これまでの教育機関において、

何らかの支援を受けてきたであろう学生でさえ、自分に必要な申し出が少ないことである。このような現状には、何が背景にあるのだろうか。

そこで、①の入学当初に障害学生本人が申し出をした23事例から、これまで支援を受けてきた経験をもつ、異なる障害を有する事例3つを抽出し、検討を行った。これまでの支援の経験は、障害学生が、自分の障害の状態にあった支援を申し出ることがある程度可能だと考える。

【事例1】学生の障害：難聴

学生は、「講義では、先生にFM補聴器の発信器を着用してもらったり、ノートテイクの支援もあり、なんとか理解できているが、ゼミのディスカッションでは先生以外の学生が発信器を使用するわけではなく、ノートテイクの支援がないこともあり、ディスカッションについていくことが難しい」と学生課の支援担当職員に申し出た。学生自身、具体的な支援内容のイメージをもっていたわけではないが、支援担当職員は、学生の声を聞きながら、学生とゼミ担当教員とともに、対応の検討を行った。その結果、座席をコの字型にし、ゼミ教員の正面に障害学生が座り、全体が見やすいようにすること、多人数が同時に使用できるFM補聴システムを新たに購入した。

【事例2】学生の障害：弱視

入学試験前の事前相談で、学生から試験問題と解答用紙の拡大コピー、試験の時間延長の要望があった。また、入学後は授業資料や試験の拡大コピーの配付、試験時間の延長、ノートテイクの配置等の要望があった。これらの配慮は、学生が特別支援学校で受けていた支援内容に基づくものであった。入学後に相談を受けた学務課は、学生と保護者、卒業した特別支援学校の担任、所属学部の教員、関係部署の事務職員で打ち合わせを行い、授業担当教員に依頼文書を送付し、学生が受けていた配慮と学生の要望を聞きながら、支援内容を決定した。教育実習の際には、本人と相談のうえ、移動介助をつけた。学生は、無事に教育実習を終えることができた。学生自身、入学当初は特別支援学校と異なる環境の中で、どのような支援が必要か分

からない様子であったが、慣れてくると、自分でできる部分はサポートを受けず、難しい部分については、サポートを希望する等、明確な要望が見られるようになった。

【事例3】学生の障害：下肢機能障害

学生から出された要望は、「車椅子で利用できる机の準備をしてほしい。特に、移動の援助は希望しない」というものであった。相談を受けた障害学生支援課は、専用の机を履修科目の教室に設置するとともに、当該学生とともに、机の位置やトイレの安全性、学内の危険箇所などの確認を行った。当初は、学生の希望どおり、車椅子の移動支援は行わなかった。しかし、バリアフリーでない箇所もあり、突風などで横転しそうになり、他の学生が心配したことから、毎時間の移動支援を行う学生ボランティアを募った。その結果、移動支援がない頃は、一人であることが多かったが、友人もでき、支援してほしい内容を伝えられるようになった。

事例1では、学内で既にノートテイクやFM補聴器の発信器の着用などの支援があったにも関わらず、ディスカッションを行うというゼミの場では適用されていなかった。たとえ、ノートテイクの支援があったとしても、誰が何を述べており、それに対してどのような意見が述べられているかということノートテイクが記し、障害学生が確認をし、自分の意見を出すまでには、タイムラグが生じる。学生自身、困り感はあるものの、どのようにすれば、自分の困っている状況を改善できるのか分からずにいた。つまり、困っている状況にあるという意思の表明はあるものの、第二次まとめや先行研究が主張するような、自分の障害に対して、どのような配慮があれば解消するのかという意思の表明までには至っていない。

事例2の学生は、特別支援学校時代の支援経験をもとに、入試問題の拡大コピーや時間延長を申し出ている。また、入学後も、入試時の配慮に加えて、ノートテイクの配置も希望した。しかし、大学は、特別支援学校のように、環境整備がなされていたり、専門教員がいるわけではない。そこで、大学は、合格後に障害学生本

人と保護者だけではなく、特別支援学校の担任も含めて、スムーズに大学生活に移行できるような打ち合わせを行った。入学当初は、自分でできる部分も支援を受けていた学生だが、大学に慣れてくると、自分にとって必要な支援を取捨選択できるようになった。事例2からは、支援経験があったとしても、入学直後から自分に合った支援を要請することは難しいことが分かる。

事例3は、事例1や事例2とは異なり、車椅子で講義を受けることができる環境整備という、明確な障害の補填要請を行っており、移動援助については、これまでの経験から不必要であると判断し、希望しなかった。それに対して、大学側は、当初は学生の申し出に基づき、移動支援は行っていなかったが、当該学生が学内で過ごす状況から支援が必要であると判断し、学生の移動支援ボランティアを募集した。それにより、友人もでき、より自発的な行動が見られるようになった。事例3は、学生の表明以上の支援を行っているため、余分な支援に思われるかもしれない。しかし、移動支援ボランティアをつけたことにより、学生は必要に応じた支援を伝えられるようになった。事例3からは、障害学生から出された申し出に沿うだけでは不十分であることが分かる。

このように、いずれの事例も、これまでの経験に基づいた学生からの申し出はあったものの、自分の障害と置かれている状況に基づいた明確な配慮の要請には至っていない。筆者は、第二次まとめや先行研究が主張するような、障害学生の意思の表明をもとに合理的配慮を提供するという考え方は、学生にとって困難であるだけでなく、大きな問題を孕んでいると考える。次節では、どのような問題があるかを指摘する。

3.意思の表明を起点とすることの問題点

誤解のないように最初に強調しておきたいこととして、筆者は障害学生の意見を尊重しながら支援を行うことに異論はない。その一方で、高等教育段階において、支援を必要としている学生に対して、意思の表明を強調することは、以下3つの点において大きな問題があると考えられる。

(1) 配慮要請の経験の少なさと環境の変化

1つめの問題点は、自分に必要な配慮の申し

出の経験が少ないことである。さらに、高等教育機関がこれまでの学校教育の環境とは大きく異なる中で、先行研究で強調されているような意思の表明や必要な配慮の申し出ができる学生は少ないことが想定される。

まず、自分に必要な配慮の申し出の経験が少ない点について説明する。文部科学省が2015年に通知した差別解消に関わる対応指針の初等中等教育の項で、合理的配慮の留意点として、「適切と思われる支援を保護者と連携すること」を挙げている¹³⁾。初等中等教育段階に限らず、これまで保護者が本人の障害の状況や必要な配慮を学校側に説明してきたケースも多いだろう。そのため、大学入学時点において、自分に必要な配慮を学校側に説明できる学生は多くないことが推測される。先に紹介した事例1でも、ディスカッションを行うというゼミの場では、これまでの経験を活かすことができずに、困っていた。聴覚障害学生サポートセンターでコーディネータをしている吉川は、1年生から障害開示をしたうえで必要な支援要請ができる学生は少なく、「読みにくいからもっと大きな文字にして」「この授業には手話通訳を、あの授業にはパソコン通訳を」と自分に合った配慮を言える学生は珍しいと述べる¹⁴⁾。

続いて、環境の変化について、たとえ自分に必要な配慮を理解し説明する経験や能力があるとしても、時間割や教室などが予め決められている高校までの教育と高等教育機関の講義は大きく異なるために、場面に応じて、どのような配慮が必要となるのか分からない学生が多いと思われる。高橋は、障害の有無に関わらず、大学入学後に躓き、卒業を断念する者も多い理由の1つとして構造化の度合いの違いを挙げる。小、中、高校と続いてきた学校の枠組みが、大学では存在しない¹⁵⁾。大学では、学外学習やフィールドワークなど、学内での支援が援用しづらい場合もある。先行研究においても、弱視学生が、実習で自分に必要な援助依頼ができなかったが、普段とは異なる場において、目が見えづらいうることによって、どのようなことが起こりうるのか分からなかったことが考えられる。以上のことから、高校とは異なる高等教育機関の環境において、配慮要請の経験が少ない障害学

生が、自分に合った配慮を申し出ることには容易くないと言える。

(2)障害種別による配慮や支援の格差

2つめの問題点は、障害種別によって、受けられる配慮や支援に格差が生まれることである。日本学生支援機構の「障害学生修学支援ガイド」では、合理的配慮の決定にあたって、学生に対して根拠資料(障害者手帳、診断書、心理的検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等)の提供を求めることができる。これらの資料は、配慮内容の妥当性を確認するため、公平性が求められる場面で必要となる¹⁶⁾。しかし、これらの資料をひとつも提出できない障害学生もいる。

日本学生機構では、平成20年度から発達障害学生支援状況という項目が登場した。そこでは、未診断であるものの、学内の組織や部署で支援を行っている学生がいることが示されている。その数は、年々増加している。平成20年度に、発達障害(診断書無・配慮有)の学生数は228人であったが¹⁷⁾、平成30年度の同調査では、6,047人に上っている¹⁸⁾。診断書がないものの、支援ありとされている学生は、本人や家族、学内教員からの支援要請があった人数である。

さらに、発達障害学生は、未診断の者がいるだけではなく、他の障害学生には見られない特徴がある。障害学生の支援を行なっている西村は、発達障害学生について、大抵はトラブルや単位不足、実験・実習困難、就職活動困難という問題が起きてから支援が開始されること、そして教職員や学内支援部署、保護者からの相談をきっかけに繋がることを他の障害学生には見られない特徴として挙げる。本人からの来室相談は、14%にとどまっており、自分を含めた周囲の状況や困りごとを認識していなかったり、うまく表現できなかつたりすることが多い¹⁹⁾。こうした発達障害の主な特徴である、自己認知機能の低さとコミュニケーション力の低さという障害特性は、さらなる問題を生じさせる。それは、障害特性が原因で起きる社会性の欠如や学力の低さは、障害所以のものであると理解されがたいことである。第二次まとめでは、学生からの申し出がなくとも、社会的障壁の除去が明らかな場合、適切と思われる配慮を提案する

ために建設的対話を働きかけると明示されている。しかしながら、発達障害の特性は、その言動が障害に起因するものなのか、性格の問題や学力の低さに由来するものなのか判別がしづらく、先行研究で強調されていたような意思の表明に向けた支援さえも、繋がりにくい状況を招いている。

たとえ、学内の保健センターなどの支援に繋がった場合でも、問題が起きている。それは、発達障害という素因からの機能不全よりも、二次的な不適應症状である「うつ」「適応障害」「不安障害」の改善に時間を要することである²⁰⁾。

本稿冒頭で、精神障害学生が増えていることを述べたが、学生の中には、素因としての発達障害の学生がいる可能性が高い⁷⁾。支援を必要としているにも関わらず、障害特性ゆえに支援を受けられずにいる学生と、自分に必要な配慮を受けることができる学生との格差が生じていることは大きな問題である⁸⁾。

(3)差別解消法内における矛盾

3つめの問題点は、差別解消法内に矛盾が起きることである。差別解消法では、合理的配慮の不提供も差別に含まれる。しかし、「障害者から意思の表明があった場合」という文言を強調することは、意思の表明がなければ、合理的配慮を提供しなくても構わないという誤解釈に繋がる恐れがあり、差別解消法内において矛盾が生じる。さらに、差別解消法と矛盾する重大な点がもう1つある。それは、意思の表明ができないために、必要な合理的配慮を受けることができないという不利益を被る原因が、前節で述べたような学生が有する障害特性や能力に帰するものになってしまうことである。このことは、差別解消法が根幹に据える社会モデルではなく、医学モデルの考え方に近い。

意思の表明の解釈について、日本弁護士連合会は、意思の表明は合理的配慮の発生要件と解されるべきではなく、合理的配慮の実現に向けたプロセスの開始の要件を例示したものにすぎないと、意思の表明が前提ではないことを強調する²¹⁾。

次章では、これらの問題をどのように解決することができるか、差別解消法の精神に基づいた障害学生の対応について考察する。

考察

高等教育機関における障害学生の対応の問題点を端的に言えば、学生の状況や経験、障害種別に個人差があるにもかかわらず、合理的配慮の提供にあたり、意思の表明という起点が定められていることである。起点に立てるか否かによって、自分に必要な配慮が提供される対応から、差別解消法の社会モデルに基づいた対応に転換するためには、起点とは真逆の到達点に着目した支援を提案する。つまり、支援を必要としている学生が、障害のない学生と同じように、大学生活を送るという到達点から見て、ど

のように個人差を埋めることができるかという視点である。図1は、それを図示した。外側の大きな四角の上部の太線は、到達点を表している。到達点のキーワードは、安心である。障害の状況や支援を受けた経験によって、到達点から見た支援の量が異なっている。障害種別や障害程度、置かれている状況や経験の有無に関わらず、障害学生が安心して大学生活を送るためには、どのような配慮や支援が必要か、大学教員や支援担当者は、障害学生と一緒に考えていく。本章では、障害の自己認識が希薄である学生に対しても、どのように支援に繋げていくことができるかを考察する。

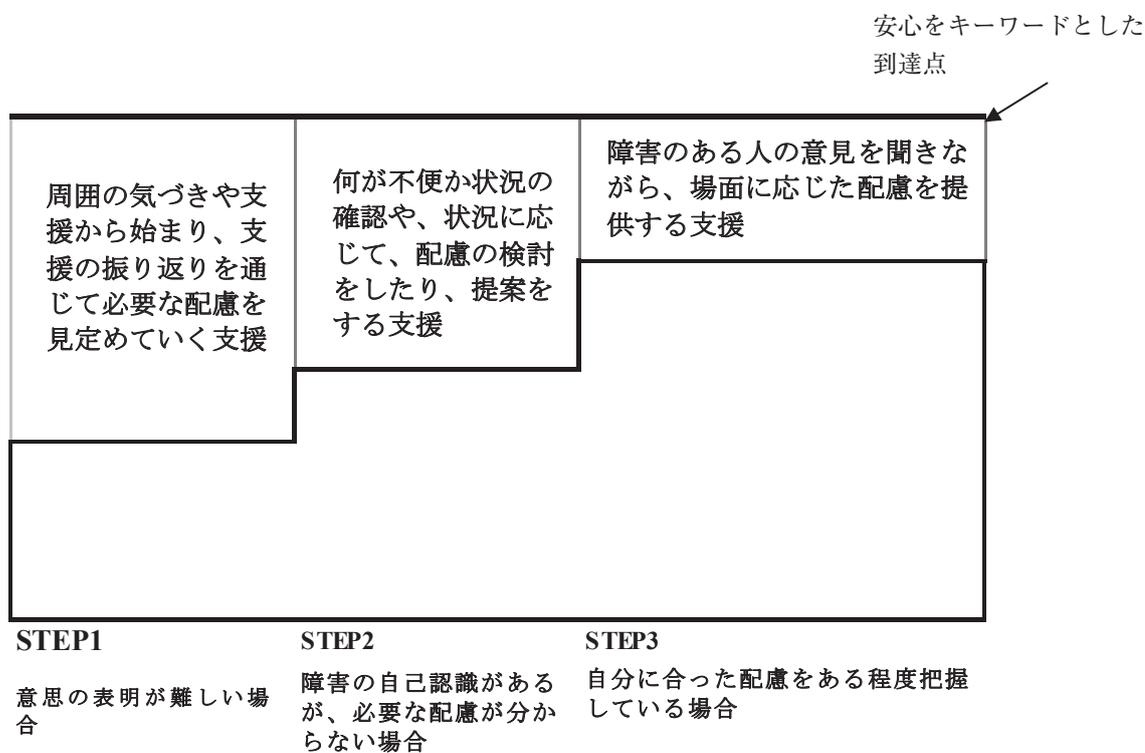


図1. 障害のある人の態様に合わせた合理的配慮の視点(筆者作成)⁹

1. 個別の状況に基づいた支援

障害学生が安心して大学生活を送るためには、学生の意見や申し出を基本にしながらも、学生生活をシミュレーションしながら、一緒に支援を整えていくことが必要である。事例2では、教育実習にあたって、大学側は学生の意見を聞きながら、普段の支援以外の移動介助を提案し

た。それにより、学生は、安心して実習を行うことができ、無事に終えることができた。事例3も、学生は必要がないと申し出ていた移動支援ボランティアをつけることにより、転倒の心配がなくなり、友人もできたことによって、積極的に要望を伝えられるようになった。図1では、STEP3に該当する。

医学的診断を受けているものの、障害特性から自分に必要な支援が分からなかったり、支援を受けた経験の少ない学生の場合は、どのように個別の支援をすればよいのだろうか。入学時に家族から支援要請があり、本人も納得して支援を受けている自閉症スペクトラム障害の診断のある学生の事例を紹介する。週に1回の定期面談で、支援担当者は、すべての授業の出席の確認や授業の理解度、課題の有無、課題に対する理解度等、細かな振り返りを行なった。その際、直接的な学習支援は行なわず、必要な場合、指導教員へ指導を受けに行くための方法を学生と一緒に検討した。このような支援の中で、学生は過去を振り返ることの意味を知り、自分自身の特性に対する気づきが生まれた²²⁾。事例1も、これまでの経験が通用しない場面に遭遇し、ゼミ教員や支援担当職員とともに、必要な配慮の検討を行った。ここから、学生個々の状況に応じて、必要な支援や助言を行なっていくことが重要だと分かる(図1 STEP2)。

2. 周囲の気づきからはじまる支援

一方、未診断であり、障害の自己認識が希薄である発達障害のある学生の場合、支援に繋げることは難しい。富山大学のアクセスビリティ・コミュニケーション支援室のトータルコミュニケーション支援部門は、すべての学生の「社会的コミュニケーションの問題や困難さ」に焦点を当てて支援を行っている。この部門では、学生本人からだけでなく、教職員や保護者からの支援の要請も支援の出発点とする。障害学生からの申し出のみではなく、周囲の気づきからはじまる支援は、これまで事後対応になりがちであった発達障害学生に対して、早期に支援に繋げるきっかけとなる。ただ、学校によっては、専門の支援部署がない学校もあり、支援室があったとしても、自己認識が希薄である発達障害学生を担当部署に繋ぐことは容易ではない。障害の自己認識が薄く、支援から漏れてしまう傾向にある学生の対応について、西村は担当教員が講義や実習における学生の様子や教員とのやり取りの記録を提案する。具体的には、1.起きたこと、2.教員の指導に対する学生の反応に加えて、3.学生の言動が起きた背景の記録をとる。

特に、3つめの学生の言動が起きた背景は、教員の指示の出し方や配布資料が多いという状況だけではなく、教室の外の状況(たとえば、騒がしかった、大雨が降っていたなど)も含めて書き記すことによって、学生を取り巻く環境に目を向けることができる。この記録を他の教員と情報共有し、連携することによって、言動が気になる学生に対する見立てを増やし、必要な支援を考えていくことができる²³⁾。こうした周囲の気づきのルートを増やしていくことは、これまで支援に繋がりにくかった学生を、支援に繋げることができる。図1では、STEP1に該当し、自己認識があるSTEP2やSTEP3と比較すると、到達点に達するまでの支援の量が増える。このような個々に応じた支援は、障害の状況によっては介入度が高まることから、パターンリズムに陥るのではないかという反論もあるだろう¹⁰⁾。

佐野(藤田)は、入学当初は自分に必要な支援の交渉を、ボランティアの院生に入ってもらっていた視覚障害学生が、後期から教員と直接協議ができるようになった事例を挙げながら、障害学生の成長に併せて支援内容を変えていく必要があると述べる²⁴⁾。松崎も、障害学生の教育的ニーズは、授業や大学生活を通して変化していくものであるため、合理的配慮の内容を話し合うだけではなく、実施した合理的配慮の効果や課題について振り返る機会を作ることが大事だと主張する²⁵⁾。図1では、学生の気づきや成長に合わせて、1つSTEPが上がる。逆に、学外実習など、普段の環境とは異なる場合は、追加の支援が必要となる可能性が高くなるために、STEPが下がることもある。

障害学生の支援は、「本人を含む関係者が、いかにしてより良い学びの場を創り上げていくかという視点で話しあい、うまくいく方法を実践と振り返りの中から導き出していく協働作業である」²⁶⁾。つまり、差別解消法が根幹に据える社会モデルに基づいた合理的配慮は、支援によって障害学生が有している力を引き出すことができているかという提供側の認識と省察が問われる。このような支援は、障害学生の意思の表明から開始されていた合理的配慮から、差別解消法に基いた合理的配慮の実現が可能になるだろう。

残された課題

本稿は、差別解消法の本質と、高等教育機関における障害学生支援の捉え方との間にズレがあることを指摘し、差別解消法に基づいた障害学生の対応を提案した。社会モデルに基づいて、学生の態様に応じた支援を提供することは、卒業後の生活において、障害学生がこれまで受けた支援を伝えられるだけではなく、支援や配慮があれば、様々なことを達成できるという自己肯定感を高めることにも繋がる。本稿の残された課題として、結論部分において、障害学生の状況や支援経験に合わせて、教職員間で情報共有しながら必要な支援を考えていくことを述べたが、どこまで学生の個人情報共有するかというプライバシーと合理的配慮の関係性について触れることができなかった。学生が安心して学校生活を送るためには、必要に応じて障害名とその特性だけではなく、時には服用している薬の副作用による集中力低下や気分の落ち込み等の共通した認識と対応が必要となる。その場合、どのように障害学生や家族に同意をとり、どこまで学生の個人情報を開示し共有することが可能であろうか。合理的配慮におけるプライバシー保護の問題については、稿を改めて考えていきたい。

文献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課.平成 30 年度(2018 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.2019:9.
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構政策企画部特別支援課.平成 17 年度(2005 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.2006:2.
- 3) 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>(参照 2019 年 6 月 20 日)
- 4) 文部科学省.障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について.2017:12-13.
- 5) 西村優紀美.発達障害支援のトランジション～大学における修学支援を中心に.小児科診療 2017;第 7 号:856.
- 6) 吉利宗久.ハワイ大学マノア校における障害学生支援の実例—KOKUA プログラムの取り組みを通して—.岡山大学教師教育開発センター紀要 2012;第 2 号:174.
- 7) 片岡美華.海外における発達障害学生への支援—学びの保障と自己権利擁護.障害者問題研究 2015;第 43 巻第 2 号:34.
- 8) 奈良里紗、相羽大輔、佐藤由希恵他.大学における弱視学生の実習経験に関する調査.障害者教育・福祉学研究 2016;第 12 巻:6.
- 9) 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html(参照 2019 年 9 月 15 日)
- 10) 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部特別支援課.平成 18 年度(2006 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 2007:7.
- 11) 同上報告書:9.
- 12) 独立行政法人日本学生支援機構.障害のある学生への支援・配慮事例.
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html(参照 2019 年 9 月 15 日)
- 13) 文部科学省.文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm (参照 2019 年 4 月 15 日)
- 14) 吉川あゆみ.聴覚障害学生の心理的支援. PEP Net-Japan Tip Sheet2008;18:1.
- 15) 高橋知音.発達障害のある人の大学進学—どう選ぶか どう支えるか.金子書房.2014: i .

- 16) 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部特別支援課.教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版).2015:186.
- 17) 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部特別支援課.平成 20 年度(2008 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.2009:43-50.
- 18) 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課.平成 30 年度(2018 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.2019:10.
- 19) 西村優紀美.富山大学における障害学生支援～発達障害を抱える学生への支援を中心に.体制整備支援セミナー2016 年 11 月 11 日当日配布資料.2016:59.
- 20) 本田恵子.早稲田大学における障がい支援の取り組みについて.コンピュータ&エデュケーション 2016;Vol.40:19-20.
- 21) 日本弁護士連合会.障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のガイドラインについての意見書.2015:1.
- 22) 西村優紀美.大学における発達障害の学生に対するキャリア教育とキャリア支援.障害者問題研究 2015;第 43 巻第 2 号:93-4.
- 23) 西村愛.自己認識がない発達障害傾向のある学生に対する合理的配慮に関する一考察—実習指導者との情報共有を目指して—.日本社会福祉教育学会誌 2018;第 17・18 号:39-41.
- 24) 佐野(藤田)真理子.高等教育のユニバーサルデザイン化—障害のある学生の自立と共存を目指して—.佐野(藤田)真理子・吉原正治編.大学教育出版.2012:71-72.
- 25) 松崎丈.障害学生支援のための FD の取り組み—「合理的配慮」の決定や提供を通じた教育養成の質の向上.Synapse2015;vol.41:27.
- 26) 西村優紀美.発達障害のある大学生支援の社会的動向.季刊ほけんかん 2013;第 61 号:1.

ABSTRACT

The issue of the support for students with disabilities in higher education in the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities: Focus on the intention expressed by disabled students themselves

Ai Nishimura^{1*}

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

Although three years have passed since the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities came into effect, it is difficult to say that support for disabled students is advancing in higher education institution in the current situation. The hypothesis in this paper is that it might be due to the idea of providing reasonable accommodation based on the intentions expressed by disabled students themselves. To prove this hypothesis, when and based on whose request the actual support for them started were investigated and sorted

out and the cases where it started based on the request from disabled students themselves were examined. As a result, it was found that it is difficult for disabled students in higher education institutions to request the necessary support in consideration of their disabilities and the situation that they have been in since the entrance into university. The differences in the environment from up to high school and the lack of experiences were cited as the reason. Also, it is pointed out that the fact that the reasonable accommodation is started based on the intention expressed by disabled students themselves creates disparities by the type of disability and it contradicts the social model concept which is the basis for the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities. In conclusion, we proposed the reasonable accommodation, in which the necessary support is decided based on the opinions and experiences of disabled students and the situation of individual disabilities from the viewpoint that they would be able to spend time at university at ease with such support.

Key Words: Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities, reasonable accommodation, disabled students, intentions expressed, social model

注

- 1 日本学生支援機構の調査では、SLD(限局性学習症/限局性学習障害)やADHD(注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害)、ASD(自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害)およびそれらの重複を総称して発達障害としている。本稿で登場する発達障害(の傾向にある)学生は、特定の発達障害の特性を論じないため、日本学生支援機構の定義に倣うこととする。
- 2 学校法人に関しては、「関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることがないが、できるだけ取り組むことが望まれる」努力義務とされた。
- 3 日本学生支援機構主催の平成27年度「体制整備支援セミナー」では、アメリカの障害学生支援室における登録学生数や具体的支援が紹介され、平成28年度と同セミナーにおいても、米国事例に学ぶ紛争解決の取り組みとして、合理的配慮の不提供に関わる裁判事例が取り上げられた。
- 4 ただし、「社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合」とは、どのような場合を指すのかについては言及されていない。
- 5 高等教育機関における障害学生に対する意思の表明についての先行研究は、CiNiiで障害学生&合理的配慮と検索をしてヒットした104件(参照2019年8月20日)の中から、意思の表明の解釈が書かれているものを抽出した。
- 6 日本学生支援機構の事例では、支援を受けている学生のことを支援障害学生ではなく、障害学生と表記している。そのため、本稿においても、支援障害学生と表記せず、障害学生という表現で統一する。
- 7 2012年に文部科学省が全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童53,882人を対象とした標本調査では、約6.5%の児童が学習面および行動面において著しい困難をもっていたが、4割弱が特別な支援を受けていないことが報告されている。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課.通常学級の在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果.2012:7
- 8 早期に発達障害があると診断を受けた学生の中には、自分の障害を認識し、どのようなことが苦手であるのか表明できる学生もいる。三橋は、小学5年生で発達障害の診断を受け、中学2年でアスペルガー症候群であると知らされたB子の事例を紹介している。B子は、「級友に自分の障害を知ってほしい。中学・高校でも同じようにしたから」と教員に申し出て、自分自身の障害について、1.苦手なこと、2.理解してほしいこと、3.努力していることを記したものを配布し、障害の自己開示を行なった。三橋真人.当事者と仲間の協働型による発達障害学生支援プロジェクト.健康科学大学紀要2012;第8号:48-50.
- 9 本図は、西村愛.合理的配慮をめざす価値とは何か—対話がはじまるプロセスに着目して—,日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要,2019:14.が初出である。
- 10 平成24年から計9回にわたって行われた「障がいのある学生の修学支援に関する検討会(第一次ま

とめ)」に向けての第6回目の会議の中で、委員の1人が発達障害を例に挙げながら、本人からの申し出ができない場合もあると問題提起をした。それに対して、2人の委員がアメリカの大学を例に挙げながら、何かしてあげたい、助けてあげたいという考えは、パターンリズム的になりやすいため、避けるべきだと返答をしている。文部科学省.障がいのある学生の修学支援に関する検討会(第6回) 2012年9月10日議事録

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/1343897.htm(参照 2019年9月18日)

文系出身者と理系出身者間の健康格差

-Blinder-Oaxaca 分解法による要因分解-

寺田好秀^{1*}

我が国において文系軽視・理系重視（偏重）が指摘されている。軽視されることにより文系の社会環境の質が悪くなれば、文系出身者(以下、文系)は理系出身者(以下、理系)に比べて不健康である可能性がある。そこで本稿では、学校での専攻が健康の社会的決定要因となっており、文系が理系よりも不健康であるという健康格差が存在しているという仮定の下、その要因を明らかにし、格差解消のための方策を提案していく。「慶應義塾家計パネル調査」を利用して、文系と理系の主観的健康感の比較、文系と理系の健康関数の推計、Blinder-Oaxaca 分解法による文系・理系間の健康格差の要因の推計を行い、次の注目すべき結果を得た。第一に、文系よりも理系の方が主観的健康感の平均が高い。第二に、健康関数の推計の結果、(1)文系と理系を合わせた全体の「所得」の係数が有意に正の値を取る、(2)「大学院ダミー」の係数が、文系が有意に負の値をとるにも関わらず理系は有意にならない、(3)「短大・高専ダミー」の係数が文系は有意に負の値をとり、理系は有意に正の値をとることが分かった。第三に、健康格差を「所得」の属性差、「大学院ダミー」の係数差、「短大・高専ダミー」の係数差が説明する。そして以上から、文系・理系間の健康格差解消のため、文科高第 269 号文部科学大臣通知のような文系の労働供給や大学院へ進学を抑制する政策を推進することを提案した。

キーワード： 文系、理系、主観的健康感、Blinder-Oaxaca 分解法、慶應義塾家計パネル調査

はじめに

二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(以下、健康日本 21(第 2 次))の中で「健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差)の縮小」という目標がかかげられた。その背景には 21 世紀における国民健康づくり運動の取り組みが、個人の生活習慣に着目して作られたため、社会環境の観点が希薄であった点がある。個人の健康と社会環境の整備は車の両輪のようにいずれも必要であり、社会環境に関する課題を明確にすべきとされ社会環境の質の向上の重要性も謳われるようになった。健康は遺伝子や生活習慣だけでなく、その人の

社会経済的な地位をはじめとする社会的要因によっても決定されている。そして、社会環境の質を決めるものが健康の社会的決定要因である。

これまで健康の社会的決定要因として例えば、所得、社会的地位、性別、そして教育の存在が明らかにされている。しかし、その教育は中卒、高卒、大卒などとこれまでどれだけ教育を受けたかに注目しており、何を専攻したかについては考えられてこなかった。

学問は文系と理系に大別することができ、文理の選択は将来の所得や昇進に影響を与えることが明らかにされてきた¹⁻⁸⁾。また、日本が文系軽視・理系重視(偏重)の社会になっていることが指摘されている⁹⁻¹¹⁾。例えば、2015 年 6 月 8

¹ 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

* 責任著者 連絡先：teradan@sfc.keio.ac.jp

利益相反：なし

日に「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」と題した文部科学大臣決定(以下、文科高第 269 号文部科学大臣通知)が公表され、いわゆる文系学部・大学院は縮小や廃止を含めた組織見直しが求められた。軽視されることにより文系の社会環境の質が悪くなれば、文系出身者(以下、文系)は理系出身者(以下、理系)に比べて不健康である可能性がある。

そこで本稿では、学校での専攻が健康の社会的決定要因となっており、文系が理系よりも不健康であるという文系・理系間の健康格差が存在しているという仮説の下、その格差の要因を明らかにし、格差解消のための方策を提案していく。

我が国における学歴と健康・健康行動との関係を明らかにした研究として、Murakami et al.¹²⁾ や近藤他¹³⁾があり、近年では佐藤¹⁴⁾が『くらしの好みと満足度についてアンケート』を利用して、大卒者であることが健康に与える影響を分析している。マッチング法を用いて全年齢層に対する分析をした結果、大卒者ほど主観的健康度が良好であり、肥満、飲酒、喫煙割合も低く、スポーツを行う割合が高いことを明らかにした。そして、本研究はこの系譜上に位置し、文系・理系といった学校での専攻と健康状態の関係を分析している点に独自性がある。

本稿の構成は次の通りである。まず、第 2 節で使用するデータを確認し、第 3 節で推計モデルと作成した変数の紹介をする。続いて、第 4 節で推計結果の提示を、第 5 節で考察を、第 6 節でまとめを行う。

方法

データ

分析に利用する「慶應義塾家計パネル調査」(以下、KHPS)について説明を行う。KHPS は 2004 年から調査を実施し、2007 年、2012 年に新規コホートを追加している。当初予定したサンプルサイズは、KHPS2004 は 4,000、KHPS2007 は 1,400、KHPS2012 は 1,000 である。調査対象は 20 歳～69 歳の男女で、層化 2 段無作為抽出法により選定している。抽出の第 1 段階では、全国を地方・都市階級により 24 層に層化し、各層に住民基本台帳人口の人口割合に合わせ標

本数を配分し、そのうえで、1 つの調査地域あたりの標本数を 10 程度 (KHPS2007、KHPS2012 では 5 程度) として各層の調査地域数を決定し、所定数の調査区を無作為抽出している。調査地域は、抽出単位として国勢調査の調査区を使用している。第 2 段階では選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象に、指定された起番号、抽出間隔に基づき 1 調査地域について約 10 人 (KHPS2007、KHPS2012 では 5 人) を抽出している。ただし、正規に選定された調査対象者が転居したり、長期不在、住所不明等で会えなかったり、調査を受けてもらえなかった場合、あらかじめ選定しておいた予備対象を代替として調査することにより、予定した標本サイズを確保している。予備対象は、正規の対象者と同じ調査区内に居住し、同じ性別(男、女)と年齢区分(20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上)から無作為抽出している。このため、正規対象者であっても予備対象者であっても、性別・年齢区分でみた抽出率にバイアスは生じない。

KHPS2004 と KHPS2007 には、本分析で説明変数とする健康行動の質問がないため、それらを除いた KHPS2013 までのデータを使用する。

対象者を次のような条件で絞った。まず、最後に通学した学校が、短大・高専、大学、大学院のいずれかに該当するものに絞った。つまり、最後に通学した学校が中学や高校のサンプルは除外している。次に、専攻が人文科学、社会科学、教育学、家政を文系に、理学、工学、農学、医・歯学、薬学を理系に分類し、「その他」を省いている。この分類は浦坂他⁴⁾や寺田⁶⁾を踏襲している。さらに、後述する変数に欠陥データがあれば省いている。

モデル

教育水準や所得といった個人あるいは家計の社会的・経済的地位と健康の関係性を検証するための理論的支柱となっているのが Grossman¹⁵⁾による健康資本モデルである。Grossman は健康資本を「健康的に暮らす時間」とみなし、教育水準が高いと健康になると説明している。その理由として、教育水準が高いと健康に関する生産性が高く、同一の投入物でも

より多くの健康資本を生み出せることや教育水準が高いと所得も高くなり、健康を維持するための支出を増加させることを挙げている。

本稿では健康格差の要因を明らかにするため、後述する健康関数に Blinder¹⁶⁾と Oaxaca¹⁷⁾によって提唱された Blinder-Oaxaca 分解法を応用して分析を行う。この要因分解では定式化した健康関数を用いて、健康格差として定義する主観的健康感の平均の差を個人の属性の差異に起因する部分（以下、属性差）と属性に対する評価の違いによる部分（以下、係数差）に分解する。ここで係数差は、説明変数の平均的な差では説明できない格差を抽出している。

Blinder-Oaxaca 分解法について解説を行う。まず、個人 i の主観的健康感 H から(1)式のような健康関数を考える。

$$H_i = \alpha + \sum_j \beta_j x_{ji} + u_i \quad (1)$$

ここで、 α は定数項、 x は説明変数、 β はその係数、 u は誤差項である。 j は各説明変数を区別するための添え字である。

文系と理系の主観的健康感の平均はそれぞれ(2)式、(3)式のように表せる。

$$\overline{H^h} = \alpha^h + \sum_j \beta_j^h \overline{x_j^h} \quad (2)$$

$$\overline{H^s} = \alpha^s + \sum_j \beta_j^s \overline{x_j^s} \quad (3)$$

ここで、 h を文系の添え字、 s を理系の添え字としている。また、バー()は平均を意味する。文系と理系間の健康格差として(2)式と(3)式の差を取ると(4)式また(5)式になる。

$$\overline{H^h} - \overline{H^s} = (\alpha^h - \alpha^s) + \left(\sum_j \beta_j^h \overline{x_j^h} - \sum_j \beta_j^s \overline{x_j^s} \right) \quad (4)$$

$$= \sum_j \beta_j^h (\overline{x_j^h} - \overline{x_j^s}) + (\alpha^h - \alpha^s) + \sum_j (\beta_j^h - \beta_j^s) \overline{x_j^s}$$

$$\overline{H^h} - \overline{H^s} = (\alpha^h - \alpha^s) + \left(\sum_j \beta_j^h \overline{x_j^h} - \sum_j \beta_j^s \overline{x_j^s} \right) \quad (5)$$

$$= \sum_j \beta_j^s (\overline{x_j^h} - \overline{x_j^s}) + (\alpha^h - \alpha^s) + \sum_j (\beta_j^h - \beta_j^s) \overline{x_j^h}$$

つまり、文系・理系間の主観的健康感の平均の差は(4)式及び(5)式において、属性差と呼ばれる第1項と、係数差と呼ばれる第2項と第3項に分解することができる。

しかし、 $\beta^h = \beta^s$ か $\overline{x^h} = \overline{x^s}$ のどちらかが成立しなければ(4)式と(5)式で推計結果が異なるという「インデックス問題」が存在する。そこで、この問題の解決のために Neumark¹⁸⁾が提唱した方法を採用する。Neumark が提唱した手法は、理系と文系をプーリングし、その説明変数の平均を $\overline{x_j^*}$ 、回帰分析による係数の推計結果を β_j^* とし、(6)式のように主観的健康感の平均の差を分解するというものである。

$$\overline{H^h} - \overline{H^s} = \sum_j \beta_j^h (\overline{x_j^h} - \overline{x_j^s}) + (\alpha^h - \alpha^s) + \sum_j (\beta_j^h - \beta_j^s) \overline{x_j^s} \quad (6)$$

変数

被説明変数として主観的健康感を数値にした「健康」を作成した。具体的には、被説明変数は健康状態が「悪い」であれば1を取り、「少し悪い」であれば2を取り、「良いときもあるし悪いときもある」であれば3を取り、「少し良い」であれば4を取り、「良い」であれば5を取る。山崎¹⁹⁾によると主観的健康感とは社会疫学の調査で従来から用いられており、客観的健康よりも総合指標として優れている。

説明変数は性別、年齢、学歴、所得、勤務先、健康行動、地域に関するものを作成した。勤務先を作成した理由は先述の通り、健康の社会的決定要因の一つが社会的地位であるためである。健康行動を作成した理由は、これまで健康との関連が実証されており、より推計を行うためにはコントロールすべき要因だと考えられるためである。地域を作成した理由は先述の通り、健康日本21(第2次)が健康格差を地域の違いによる集団間の健康状態の差と考えていることによる。

まず性別は、男性ならば1を取り、女性ならば0を取る「男性ダミー」を作成した。

次に年齢は、20代を基準として、30代であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「30代ダミー」、40代であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「40代ダミー」、50代であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「50代

ダミー」、60歳以上であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「60歳以上ダミー」を作成した。

また学歴は、最後に通った学校が大学である場合を基準として、大学院であれば1を取り、それ以外ならば0を取る「大学院ダミー」、短期大学ないし高等専門学校であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「短大・高専ダミー」、国公立であれば1を取り、私立であれば0を取る「国公立ダミー」を作成した。

さらに、昨年の個人の収入(万円)を値とする「所得」を作成した。ここでの質問表の問いは、「昨年まで3年間の、あなたの主なお仕事からの収入はいくらでしたか。税金、社会保険などが差し引かれる前の金額を1年ごとにお答えください。」である。

そして、勤務先の従業員数が500人以上であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「大企業ダミー」と勤務先が官公庁であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「官公庁ダミー」を作成した。尚、大企業に官公庁は含まれない。

加えて、健康行動として喫煙、飲酒、運動に関する変数を作成した。喫煙に関する変数は、「以前吸っていたが今は吸わない」と「以前から吸わない」を基準とした「毎日吸うダミー」と「ときどき吸うダミー」を作成した。飲酒に関する変数は「全く飲まない」を基準とした「月に数回飲酒するダミー」「週に1~2回飲酒するダミー」「週に3回以上飲酒するダミー」を作成した。運動に関する変数は、仕事以外で汗をかくほどの運動を1週間でやっている日数を値とした「運動日数」を作成した。

最後に、関東を基準とする地域ブロックとして「北海道」「東北」「中部」「近畿」「中国」「四国」「九州」を作成した。

表1は文系と理系を合わせた全体、表2は文系、表3は理系の各変数の記述統計量である。「健康」の平均を比べると文系は3,668に対し理系は3,733で、1%水準で有意に差があった。このことから、文系よりも理系の方が健康であることが分かる。

結果

表4は最小二乗法による健康関数の推計結果である。文系と理系を合わせた全体では、「国公立ダミー」「所得」「週に1~2回飲酒するダミー」「週に3回以上飲酒するダミー」「運動日数」「九州」「定数項」が有意に正の値を取り、「男性ダミー」「30代ダミー」「40代ダミー」「50代ダミー」「60歳以上ダミー」「大学院ダミー」「毎日吸うダミー」「北海道」「東北」「中国」「四国」が有意に負の値を取っている。文系は「国公立ダミー」「所得」「週に1~2回飲酒するダミー」「週に3回以上飲酒するダミー」「運動日数」「九州」「定数項」が有意に正の値を取っており、「男性ダミー」「30代ダミー」「40代ダミー」「50代ダミー」「60歳以上ダミー」「大学院ダミー」「短大・高専ダミー」「北海道」「東北」「四国」の係数が有意に負の値を取っている。理系は「男性ダミー」「短大・高専ダミー」「運動日数」「定数項」が有意に正の値を取り、「30代ダミー」「40代ダミー」「50代ダミー」「60歳以上ダミー」「毎日吸うダミー」「中国」が有意に負の値を取っている。

表5は、Blinder-Oaxaca分解法による文系・理系間の健康格差の要因の推計結果である。ここで $\text{Coef./}((1)-(2))$ は、文系の「健康」の平均から理系の「健康」の平均を引いたものを分母として、各変数の推計値を分子としている。つまり、各変数の係数差ないし属性差が文系・理系間の健康格差にどれだけ貢献しているか示している。まず、(1)-(2)と表記している文系の「健康」の平均と理系の「健康」の平均の差が有意に負の値を取ることから、前項で述べた通り、文系は理系と比較して不健康であることが分かる。次に、文系に対して理系の「健康」の平均を上げている有意な要因は、「国公立ダミー」の属性差、「所得」の属性差、「週に3回以上飲酒するダミー」の属性差、「男性ダミー」の係数差、「大学院ダミー」の係数差、「短大・高専ダミー」の係数差である。一方、理系に対して文系の「健康」の平均を上げている有意な要因は「男性ダミー」の属性差と「国公立ダミー」の係数差である。

考察

以上の推計結果から、健康格差解消のための方針提案が期待できる、三つの要因に関して議論する。第一に、健康格差を「所得」の属性差によって説明できることが明らかになった。これは文系よりも理系の方が、所得が高いことによるものである。労働経済学の基礎理論では、労働供給の減少が所得の上昇を生む。従って、所得格差の解消の方針として、文系労働の供給を減らして文系の所得を増加させることが考えられる。

第二に、健康格差を「大学院ダミー」の係数差によって説明できることが明らかになった。これは表4にある文系の健康関数の推計結果で「大学院ダミー」の係数が有意に負の値を取っていることによるものである。ここから判断できる通り、文系は大卒よりも大学院卒の方が不健康であることを示す。その理由としては、文系の大学院生活が健康に不の影響を与えている、不健康な人が文系の大学院に進学している、文系大学院修了後の環境が健康に負の影響を与えているなどが考えられる。もし、文系の大学院生活が健康に負の影響を与えていたり、文系大学院修了後の環境が健康に負の影響を与えたりするならば、文系大学院への進学を抑制することが健康格差解消の方針として考えられる。

第三に、健康格差を「短大・高専ダミー」の係数差によって説明できることが明らかになった。これは表4の文系の「短大・高専ダミー」の係数が負の値を取り、理系の係数が正の値を取っていることによる。文系のほとんどは高専卒ではなく、短大卒だと推測される。従って、短大での生活が健康に不の影響を与えている、不健康な人が短大に進学している、短大卒業後の環境が健康に負の影響を与えているなどが考えられる。もし、短大の生活が健康に負の影響を与えていたり、短大卒業後の環境が健康に負の影響を与えたりするならば、短大への進学を抑制することが健康格差解消の方針として考えられる。

以上の議論から、文系・理系間の健康格差縮小のために文系の労働供給や文系大学院・短大への進学を抑制する施策を推奨する。例えば、

文科高第269号文部科学大臣通知は、文系軽視・理系重視（偏重）の代表とされているが、文系学部・大学院の組織の縮小や廃止を目指すという理由から、健康格差解消の方策として正当化され、さらにその対象を私立大学・大学院や短大に拡大するなど、推進が求められる。

結語

本稿ではKHPSを利用して、文系と理系の主観的健康感の比較、文系と理系の健康関数の推計、Blinder-Oaxaca分解法による文系・理系間の健康格差の要因の推計を行い、次の注目すべき結果を得た。第一に、文系よりも理系の方が主観的健康感の平均が高い。第二に、健康関数の推計の結果、(1)文系と理系を合わせた全体の「所得」の係数が有意に正の値を取る、(2)「大学院ダミー」の係数が、文系が有意に負の値をとるにも関わらず理系は有意にならない、(3)「短大・高専ダミー」の係数が文系は有意に負の値をとり、理系は有意に正の値をとることが分かった。第三に、健康格差を「所得」の属性差、「大学院ダミー」の係数差、「短大・高専ダミー」の係数差が説明する。そして以上から、文系・理系間の健康格差解消のため、文科高第269号文部科学大臣通知のような文系の労働供給や大学院へ進学を抑制する政策を推進することを提案した。

謝辞

環境省の環境研究総合推進費「SDGs 目標達成に向けた統合的実施方法の包括的検討」の支援を受けた。また、藤田康範先生(慶應義塾大学)からのコメントは本研究を前進させた。さらに、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターより「日本家計パネル調査(JHPS/KHPS)」((旧)「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」)の個票データの提供を受けた。記して感謝する。

文献

- 1) Hirata J, Nishimura K, Urasaka J, et al. Mathematics & Science Education and Income. An Empirical Study in Japan. Journal of Reviews on Global Economics. 2013; 2: 1-8.
- 2) 岩本健良. 教育とライフスタイル選択-文系

- 進学と理系進学-. 白倉幸男編. 社会階層とライフスタイル、1998; 49-61.
- 3) 浦坂純子、西村和雄、平田純一、他. 数学教育と人的資本蓄積-日本における実証分析-. クオリティ・エデュケーション 2010; 3: 1-14.
- 4) 浦坂純子、西村和雄、平田純一、他. パネルデータに基づく理系出身者と文系出身者の年収比較. クオリティ・エデュケーション 2012; 4: 1-9.
- 5) 橘木俊詔、松浦司. 医学部を除く理系出身者の出世・経済生活は不利. 学歴格差の経済学. 勁草書房、2009; 43-72.
- 6) 寺田好秀. 文系出身者と理系出身者間の所得格差の推移-格差拡大の検証と要因分解-. クオリティ・エデュケーション 2018; 9:23-38.
- 7) 冨田安信. 理工系出身者の仕事意識と処. 橘木俊詔・連合総合生活開発研究所編. 「昇進」の経済学-なにが「出世」を決めるのか-. 東洋経済新報社、1995; 229-46.
- 8) 野田知彦. 理工系、文系と昇進-理工系役員と文系役員の比較-. 橘木俊詔・連合総合生活開発研究所編. 「昇進」の経済学-なにが「出世」を決めるのか-. 東洋経済新報社、1995; 205-27.
- 9) 佐和隆光. 経済学のすすめ-人文知と批判精神の復権-. 岩波書店、2016.
- 10) 吉見俊哉. 「文系学部廃止」の衝撃. 集英社、2016.
- 11) 齋藤孝. 『「文系力」こそ武器である』詩想社、2017.
- 12) Murakami K, Hashimoto H, Lee JS, et al. Distinct impact of education and income on habitual exercise: A cross-sectional analysis in a rural city in Japan. Social Science & Medicine. 2011; 73: 1683-88.
- 13) 近藤克則、芦田登代、平井寛、他. 高齢者における所得・教育年数別の死亡・要介護認定率とその性差. 医療と社会 2012; 20(1): 19-30.
- 14) 佐藤一磨. 学歴が健康に与える影響-大学進学は健康を促進するのか-. 社会保障研究 2017; 2: 379-92.
- 15) Grossman M. On the Concept of Health Capital and the Demand for Health. Journal of Political Economy. 1972; 80(2) :223-55.
- 16) Blinder AS. Wage Discrimination: Reduced Form and Structural Estimates. Journal of Human Resources. 1973; 8(4): 436-55.
- 17) Oaxaca RL. Male-Female Wage Differentials in Urban Labor Markets. International Economic Reviews. 1973; 4(3): 693-709.
- 18) Neumark D. Employers' Discriminatory Behavior and the Estimation of Wage Discrimination. Journal of Human Resources. 1988; 23(3): 279-95.
- 19) 山崎喜比古. 健康・病気と保健・医療の新しい見方. 山崎喜比古、健康と医療の社会学. 東京大学出版会、2001; 33-45.

表 1 記述統計量(全体)

Variable	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
健康	6,321	3.688	0.929	0	5
男性ダミー	6,321	0.632	0.482	0	1
30代ダミー	6,321	0.226	0.418	0	1
40代ダミー	6,321	0.300	0.458	0	1
50代ダミー	6,321	0.247	0.431	0	1
60歳以上ダミー	6,321	0.117	0.322	0	1
大学院ダミー	6,321	0.056	0.229	0	1
短大・高専ダミー	6,321	0.284	0.451	0	1
国公立ダミー	6,321	0.237	0.425	0	1
所得	6,321	466.745	369.444	0	4,700
大企業ダミー	6,321	0.325	0.468	0	1
官公庁ダミー	6,321	0.090	0.286	0	1
毎日吸うダミー	6,321	0.215	0.411	0	1
ときどき吸うダミー	6,321	0.031	0.173	0	1
月に数回飲酒するダミー	6,321	0.238	0.426	0	1
週に1~2回飲酒するダミー	6,321	0.141	0.348	0	1
週に3回以上飲酒するダミー	6,321	0.345	0.475	0	1
運動日数	6,321	0.941	1.631	0	7
北海道	6,321	0.034	0.182	0	1
東北	6,321	0.033	0.178	0	1
中部	6,321	0.172	0.378	0	1
近畿	6,321	0.196	0.397	0	1
中国	6,321	0.058	0.233	0	1
四国	6,321	0.026	0.159	0	1
九州	6,321	0.092	0.289	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表2 記述統計量(文系)

Variable	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
健康	4,324	3.668	0.930	0	5
男性ダミー	4,324	0.521	0.500	0	1
30代ダミー	4,324	0.220	0.414	0	1
40代ダミー	4,324	0.306	0.461	0	1
50代ダミー	4,324	0.246	0.431	0	1
60歳以上ダミー	4,324	0.117	0.322	0	1
大学院ダミー	4,324	0.027	0.161	0	1
短大・高専ダミー	4,324	0.295	0.456	0	1
国公立ダミー	4,324	0.139	0.346	0	1
所得	4,324	396.180	331.309	0	4,700
大企業ダミー	4,324	0.296	0.456	0	1
官公庁ダミー	4,324	0.091	0.288	0	1
毎日吸うダミー	4,324	0.202	0.402	0	1
ときどき吸うダミー	4,324	0.031	0.172	0	1
月に数回飲酒するダミー	4,324	0.249	0.433	0	1
週に1~2回飲酒するダミー	4,324	0.139	0.346	0	1
週に3回以上飲酒するダミー	4,324	0.299	0.458	0	1
運動日数	4,324	0.934	1.641	0	7
北海道	4,324	0.035	0.185	0	1
東北	4,324	0.033	0.178	0	1
中部	4,324	0.172	0.377	0	1
近畿	4,324	0.210	0.407	0	1
中国	4,324	0.057	0.232	0	1
四国	4,324	0.022	0.147	0	1
九州	4,324	0.092	0.289	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表 3 記述統計量(理系)

Variable	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
健康	1,997	3.733	0.926	1	5
男性ダミー	1,997	0.870	0.336	0	1
30代ダミー	1,997	0.239	0.426	0	1
40代ダミー	1,997	0.287	0.453	0	1
50代ダミー	1,997	0.248	0.432	0	1
60歳以上ダミー	1,997	0.117	0.322	0	1
大学院ダミー	1,997	0.118	0.323	0	1
短大・高専ダミー	1,997	0.261	0.440	0	1
国公立ダミー	1,997	0.448	0.497	0	1
所得	1,997	619.535	400.365	0	4,000
大企業ダミー	1,997	0.388	0.487	0	1
官公庁ダミー	1,997	0.088	0.283	0	1
毎日吸うダミー	1,997	0.242	0.429	0	1
ときどき吸うダミー	1,997	0.032	0.175	0	1
月に数回飲酒するダミー	1,997	0.214	0.410	0	1
週に1~2回飲酒するダミー	1,997	0.145	0.352	0	1
週に3回以上飲酒するダミー	1,997	0.445	0.497	0	1
運動日数	1,997	0.954	1.609	0	1
北海道	1,997	0.032	0.175	0	1
東北	1,997	0.033	0.179	0	1
中部	1,997	0.173	0.378	0	1
近畿	1,997	0.167	0.373	0	1
中国	1,997	0.059	0.235	0	1
四国	1,997	0.034	0.180	0	1
九州	1,997	0.092	0.289	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表4 健康関数の推計結果

Dependent Variable	全体(文系+理系)	文系	理系
	健康	健康	健康
Number of Obs	6,321	4,324	1,997
Variable	Coef.	Coef.	Coef.
男性ダミー	-0.0992 ** (0.0324)	-0.2186 *** (0.0417)	0.2038 ** (0.0667)
30代ダミー	-0.2063 *** (0.0427)	-0.1851 *** (0.0513)	-0.2521 *** (0.0770)
40代ダミー	-0.3208 *** (0.0423)	-0.2847 *** (0.0504)	-0.3756 *** (0.0785)
50代ダミー	-0.4773 *** (0.0499)	-0.4252 *** (0.0521)	-0.5662 *** (0.0798)
60歳以上ダミー	-0.4340 *** (0.0499)	-0.3966 *** (0.0606)	-0.4149 *** (0.0899)
大学院ダミー	-0.1046 * (0.0528)	-0.3613 *** (0.0875)	0.0681 (0.0696)
短大・高専ダミー	-0.0341 (0.0293)	-0.1283 *** (0.0393)	0.1065 * (0.0495)
国公立ダミー	0.1431 *** (0.0284)	0.2003 *** (0.0423)	0.0318 (0.0430)
所得	0.0002 *** (0.00004)	0.0002 * (0.0001)	0.0001 (0.0001)
大企業ダミー	0.0031 (0.0260)	0.0008 (0.0319)	0.0155 (0.0456)
官公庁ダミー	-0.4160 (0.0415)	-0.0454 (0.0500)	-0.0141 (0.0756)
毎日吸うダミー	-0.0652 * (0.0296)	-0.0181 (0.0371)	-0.1252 ** (0.0495)
ときどき吸うダミー	-0.0652 (0.0665)	-0.0561 (0.0809)	-0.0430 (0.1165)
月に数回飲酒するダミー	0.0556 (0.0326)	0.0580 (0.0379)	0.0669 (0.0644)
週に1~2回飲酒するダミー	0.1116 ** (0.0382)	0.1436 ** (0.0453)	0.0552 (0.0716)
週に3回以上飲酒するダミー	0.1146 *** (0.0311)	0.1441 *** (0.0375)	0.0545 (0.0576)
運動日数	0.0783 *** (0.0072)	0.0741 *** (0.0086)	0.0928 *** (0.0129)
北海道	-0.1585 * (0.0649)	-0.2123 ** (0.0777)	-0.1005 (0.1199)
東北	-0.1876 ** (0.0661)	-0.2650 *** (0.0804)	0.0044 (0.1161)
中部	0.0002 (0.0334)	0.0033 (0.0410)	-0.0326 (0.0586)
近畿	0.0131 (0.0318)	0.0312 (0.0381)	-0.0196 (0.0590)
中国	-0.1366 ** (0.0515)	-0.0790 (0.0627)	-0.2941 (0.0906) ***
四国	-0.1657 * (0.0737)	-0.2388 * (0.0955)	-0.0256 (0.1160)
九州	0.0972 * (0.0477)	0.1325 ** (0.0516)	0.0151 (0.0745)
定数項	3.8574 *** (0.0477)	3.8841 *** (0.0575)	3.7121 *** (0.0950)

注) ***, **, *はそれぞれ 0.1%, 1%, 5%水準で有意であることを示す。

出所) KHPS より筆者作成

文系出身者と理系出身者間の健康格差

表5 健康格差の要因の推計結果

Variable	属性差		係数差	
	Coef.	Coef./((1)-(2))	Coef.	Coef./((1)-(2))
(1)文系の健康の平均	3.6679 ***			
(2)理系の健康の平均	3.7331 ***			
(1)-(2)	-0.0652 **			
属性差の合計	-0.0461 **			
係数差の合計	-0.0191			
男性ダミー	0.0368 ** (0.0119)	-56.40%	-0.3281 *** (0.0616)	503.25%
30代ダミー	0.0039 (0.0025)	-5.96%	0.0156 (0.0215)	-23.93%
40代ダミー	-0.0061 (0.0040)	9.30%	0.0268 (0.0272)	-41.06%
50代ダミー	0.0012 (0.0056)	-1.85%	0.0349 (0.0232)	-53.52%
60歳以上ダミー	-0.00003 (0.0038)	0.05%	0.0021 (0.0127)	-3.29%
大学院ダミー	0.0099 (0.0051)	-15.12%	-0.0275 *** (0.0073)	42.21%
短大・高専ダミー	-0.0013 (0.0011)	1.94%	-0.0644 *** (0.0176)	98.79%
国公立ダミー	-0.0424 *** (0.0092)	65.00%	0.0560 ** (0.0179)	-85.92%
所得	-0.0356 *** (0.0086)	54.63%	0.0299 (0.0408)	-45.92%
大企業ダミー	-0.0002 (0.0024)	0.37%	-0.0056 (0.0178)	8.52%
官公庁ダミー	-0.0002 (0.0004)	0.23%	-0.0028 (0.0086)	4.24%
毎日吸うダミー	0.0026 (0.0014)	-3.98%	0.0241 (0.0139)	-36.96%
ときどき吸うダミー	0.0001 (0.003)	-0.10%	-0.0004 (0.0040)	0.65%
月に数回飲酒するダミー	0.0019 (0.0013)	-2.98%	-0.0018 (0.0171)	2.75%
週に1~2回飲酒するダミー	-0.001 (0.0010)	1.02%	0.0126 (0.120)	-19.40%
週に3回以上飲酒するダミー	-0.017 *** (0.0049)	25.44%	0.0354 (0.0283)	-54.26%
運動日数	-0.002 (0.0034)	2.42%	-0.0177 (0.0151)	27.18%
北海道	-0.0006 (0.008)	0.92%	-0.0037 (0.0048)	5.74%
東北	0.00004 (0.009)	-0.06%	-0.0089 (0.0045)	13.63%
中部	-0.000001 (0.00003)	0.00%	0.0062 (0.0123)	-9.49%
近畿	0.0006 (0.0013)	-0.92%	0.0092 (0.0123)	-14.12%
中国	0.0002 (0.0009)	-0.31%	0.0125 (0.0067)	-19.20%
四国	0.0019 (0.0011)	-2.89%	-0.0063 (0.0093)	9.70%
九州	0.00006 (0.0008)	-0.10%	0.0108 (0.0089)	-16.54%
定数項			0.1720 (0.1148)	-263.73%

注) ***, **, *はそれぞれ 0.1%, 1%, 5%水準で有意であることを示す。

出所) KHPS より筆者作成

ABSTRACT

Health Inequality Between Humanities Majors and Science Majors in Japan

Yoshihide Terada^{1*}

¹ Graduate School of Media and Governance, Keio University

* Correspondence, teradan@sfc.keio.ac.jp

In this paper, we analyzed health inequality between humanities and science majors using the “Keio Household Panel Survey.” We compared the averages and estimated the functions of “health” and calculated the difference in health inequality factors using Blinder-Oaxaca decomposition. First, the average of “health” for humanities majors was lower than that of science majors. The following results were obtained: (i) the coefficient of “income” in the estimation of “health function” of “Total” was significantly positive, (ii) the coefficient of “graduate school dummy” in the estimation of “health function” of humanities majors was significantly negative, but the same coefficient was not significant regarding science majors, and (iii) the coefficient of “junior college and technical collage dummy” in the estimate of “health function” of humanities majors was negative, but the same coefficient was positive regarding science majors. Third, an explained component of “income,” an unexplained component of “graduate school dummy,” and an explained component of “junior college and technical collage dummy” were significant factors. From the above results, we suggest that labor supply is reduced and advance to graduate school and junior college in humanities.

Key Words: humanities majors, science majors, health inequality, factor decomposition

幼児の誤信念理解に及ぼす意味ある文脈の影響

齋藤 裕^{1*}

本研究は、「誤信念課題において設定される“状況”がその推論に影響を与えるのではないか」という問題の検討である。これまで、ピアジェの保存課題において変形の意図の明示が保存判断に影響を及ぼすという結果が得られている(上野 塚野 横山 1986)。意図を明示せずにあえて変形するという実験者の行為自体が、被験者の判断のバイアスとなっていると考えられる。本研究では「誤信念課題」において従来型の「予期せぬ中身課題」とその状況(予想と異なる)になっているのは理由があるという“意味のある文脈”で課題が提示される「予期はしなかったがそうなるのは意味がある課題」との正答率の比較し、幼児の誤信念課題・推論に及ぼす“意味ある文脈”設定の影響をさぐることを目的とする。

その結果、

- ・自らが予期した通り(expected)ではない“モノ”(unexpected content)を目の前にしても、「そうなるのは意味がある状況」が提示されていれば、その事態を考慮して他者がどう推定するかを適切に判断できる。他者信念課題において「自己中心的」な推論及び「あと知恵バイアス」が抑制される。

- ・“予期せぬ中身”(unexpected content)について、その中身が違っていても、上記の「抑制」は同等である。つまり、“予期しない(unexpected)”内容の相違なく、その状況(予想が異なるものが入っている)になっているのは理由があるということが明示・理解されるのであれば、その効果は同様にある。

という事実が得られた。

幼児は「そうなるのは意味がある状況」があれば、その事態を考慮して推論できるのである。何が問われているのかについて明確な意味こそ他人の推理への忖度度合いを支えていくことになると言えよう。

キーワード：： 幼児 誤信念課題 推論 意味 状況

問題と目的

本研究は、「明示的な言語応答を求める誤信念課題(予定調和されていない事象を見た人が、その“事象”を他人がどう推定するか—“予定調和”事象と推定するか、自らが見た“非予定調和”事象と推定するか—を問う課題)において設定される“状況”がその推論に影響を与えるのではないか」という問題の検討である。

「誤信念課題」とは、ある事象を見た人とそれを見ていない人との心的な差異はどのようなものかを答える課題である。最もよく用いられ

る誤信念課題のひとつであるスマーティ課題の手続きは以下の通りである(Perner、Frith、Leslie、& Leekam、1989¹⁾を一部改変)。実験者はまず、対象者にお菓子(スマーティ)の箱を見せて何が入っているかを尋ねる。対象者がお菓子の名前や単に「お菓子」と答えた後、実験者は箱を開けて中身を対象者に見せる。対象者の期待に反して、箱の中には鉛筆が入っている。実験者は箱を閉めた後、「まだ箱の中身を見ていない友達にこの箱を見せたら、友達は何が入っていると思うかな？」(他者の誤信念に関する質問)と質問する。この質問に対して「お菓子」

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

*責任著者 連絡先：ysaito@unii.ac.jp

利益相反：なし

と答えることができれば正答、現実の状態に基づいて「鉛筆」と回答すると誤答となる。幼児（特に6歳未満）においてこの課題の正答率が低いことが見いだされている。

何が、この課題に対して妨害的に働くのだろうか。この課題に正答しうるためには、「中身を見ていない人は、（私が最初そうだったように）〔たとえ、今は別のものが入っていようとも〕中にお菓子が入っていると思っている」という『信念』を持ち、それに基づいて推論できることが重要である。（結果として）自己が現在知りえた事実に基づき思考や行動を推測する「自己中心的」な推論を行う限り、幼児は正答できないのである。つまり、その時点における自己の視点（本来の中身と異なるモノ〔状態〕を見ている）から脱却できないことが、この課題の誤答を導いていると言えよう。これまでの研究（Keysar, Lin & Barr 2003²⁾ Epley, Morewedge & Keysar 2004³⁾）も、自己と異なる視点を取得する際、妨害的に働くのは自己中心的な推論であることを示している。また、幼児が「自己中心的な推論」に固執的であることに加え、もう1つの要因、幼児の持つ「あと知恵バイアス」が強く影響していると言う指摘もある。「あと知恵バイアス」とは、「ある事象の結果についての知識を得ることで、結果を事前に予見できた可能性を高く見積もってしまう傾向」のことである。この傾向を幼児が強く持っているために正答できないというのである。つまり、スマーティ課題において、箱の中身が（お菓子ではなく）「鉛筆」であるという結果の知識を得た幼児は、中身を見ていない他者や過去の自己が結果を予見できた可能性を過大評価（お菓子箱の中身は鉛筆だと予見できたはず）してしまい、結果として誤答してしまうというのである（Birch & Bernstein 2007⁴⁾）。

とすれば、1)「自己中心的」な推論を抑制し、かつ、2)あと知恵バイアスを軽減させるような状況を創出し、その状況において明示的応答課題を与えれば、幼児は誤信念表象能力と推論能力を十分に発揮させることができるのではないだろうか。

佐藤賢輔・実藤和佳子（2013）⁵⁾は、「驚き」に着目し、そのことによって「自己中心的」な

推論を抑制し、かつ、「あと知恵バイアス」を軽減させるような状況を創出し、明示的応答課題の正答率を上げることに成功している。成人を対象とした研究結果から、結果に強い驚きが伴う際には、あと知恵バイアスが軽減されることが知られており（Ofir & Mazursky 1997⁶⁾ Muller & Stahlberg 2007⁷⁾）、彼らは、強い驚きを喚起するような状況はあと知恵バイアズによって歪められてしまう推論の道筋を修正する認知的な手がかりとして利用可能であると考え、結果、その抑制に成功している。

「自己中心的」な推論と言え、幼児の空間表象が特徴的である。幼児は視点がどこに移動しても自らの「見え」に固執的で、「見る場所が変われば位置関係も変わることはわかっても自らの視点から離れられない」現象が見られ、この現象がいわゆる「幼児が他者の視点に立つことができない『自己中心性』」を持っているからだと言うものである。しかし、伏見陽児・麻柄啓一（1983）⁸⁾は、幼児を「一般的心性として他者の視点に立てない—自己中心的表象—存在」と考えるのではなく、「彼らのその解決に必要なルールを所持しているか否か、（所持しているルール）が使いやすい場面であるか否か」を問題にすべきだと提案している。斎藤（2008）⁹⁾は彼らの結果を踏まえ、「何故ルールを使用しなければならないのか」ということが理解できれば、幼児であっても、自分以外の視点に立った「見え」を選ぶことができる—幼児にとってリアルな（その「見え」を選択することに『意味ある』）課題であれば、脱自己中心的反応を形成することができる—ことを確認している。また、このような現象は、何も空間表象だけに確認されていることではない。上野直樹・塚野弘明・横山信文（1986）¹⁰⁾は、『数の保存』について実験を行い、「意図は明示しないが、あえて変形するという場合、なぜ変形したか、その結果が何を意味するのかが話題の焦点になるであろう。まさにこのことが、保存反応の妨害要因となっている」と結論づけている。彼らは、McGarrigleとDonaldson(1975)¹¹⁾の実験を下敷きにしている。彼等の実験は、「いたずらな人形のクマがやって来て、対象の配列を崩すというような時、実験者が対象の配列を変形する標準的な数の保存課

題と対照的に、多数の4歳から6歳の幼児が「保存反応を示す」というのである。McGarrigle と Donaldson によるこうした結果の解釈は、以下のようなものである。すなわち、標準的な保存課題の場合、実験者が対象の配列をあえて変形するということが、変形に（明示はされないが）何らかの意図が存在することを示しており、このことが、保存反応を妨害する要因になっているというのである。つまり、変形に積極的な意図が存在するように見えることが、暗に変形が重要だということを強調しているというわけである。塚野らは、この解釈を反転させ、「変形の意図を明示すれば、対象の配列を変形するということは特別の意味をもたず、そのために保存反応が促進される」と考え、まさにそのような結果を示したのである。

「誤信念課題」は、箱の中に想像していなかった物が入っているため「予期せぬ中身課題（unexpected content task）」とも呼ぶこともできる。「予期しない」のだから、その事実（自分の予想と異なっている事実）に何か特別の意味があると考えるのは、むしろ自然なことではないだろうか。ピアジェの保存課題の誤反応をもたらす原因は、まさにこの点にあったと考えられている。“変形した列”を見て、被験児は「この人は何故あえて対象の列を変形したのか」「変形にはきっと何か意味があるのだろう」と考えるのは極めて自然なことであろう。意図を明示せずにあえて変形するという実験者の行為自体が、被験者の判断のバイアスとなっていると考えられる。「誤信念課題」が、この現象と同じ現象になっていないだろうか。だからこそ、佐藤らの実験の様に、その課題を『驚きを喚起する事象』にすると推論が容易にできるのだろう。これは、ピアジェの保存課題において、いたずらなクマがやってきて配列を崩すという課題状況にすると、幼児の保存反応が数の保存・標準課題よりもよくなるという事実と同じ形式と思われる。佐藤らの研究成果を背景に、斎藤や塚野らの研究を踏まえれば、「誤信念課題」を従来型の「予期せぬ中身課題（unexpected content task）」から、その状況（予想が異なるものが入っている）になっているのは理由があるという“意味のある文脈”で課題が提示される「予期はしなかった

がそうなるのは意味がある課題（unexpected but meaningful content task）」に換えることによって、「正答率」が上昇するのではないだろうか。

本研究では、両課題の正答率の比較を行い、幼児の誤信念理解に基づく推論に及ぼす“意味ある文脈”設定の影響をさぐることを目的とする。また、「予想と異なっている状態」は、「何もない」場合と「違うものが入っている」場合の2種類が想定される。それらによって反応に違いが出るかも、併せて検証したい。

方 法

1. 被験児

保育園年中・長児〔年長児；18名 年中児；22名〕—「意味有課題群」（21名一年長；9名年中；12名）、「意味無課題群」（19名一年長；9名 年中；10名）。

「意味有課題」とは、その状況（予想と異なる状況）になっているのは理由があるという“意味のある文脈”で課題が提示される「予期はしなかったがそうなるのは意味がある課題（unexpected but meaningful content task）」であり、「意味無課題」とは、従来型の「予期せぬ中身課題（unexpected content task）」である。

2. 課題内容と手続き

(1) 確認課題（被験児が問題となる課題手続きについて理解できているか確認する課題—両群共通）

<手続き>

「傷バンソーコー」の箱を見せ、

1) 「この中に何が入っているか」を質問（既知度調査）後、箱を開けて「実物：傷バンソーコー」を確認）。

2) [1を受けて]「この箱をその場にいない友達に見せたら何が入っていると言うと思う？」と問う（他者信念質問）。

(2) 誤信念課題2種

I ポッキー問題；『お菓子（チョコレート；ポッキー）』が入っていることが自明と知っている“箱”が「カラ」となっている事態で、その“箱”について「この箱をお友達（その場にいない人）に見せたら、何が入っていると言うと思う？」と問う課題。

意味有課題群：「カラ」である理由が言語的に明

示される

意味無課題群：ただ「カラ」であることが示される

<手続き>

- 1) 「ポッキー」の箱（ポッキー入り）を見せ、「この中に何が入っているか」を質問（既知度調査）。その後、箱を開けて「実物：ポッキー」を確認。
- 2) もう1つの「ポッキー」の箱（実際は「カラ」）を見せ、「この中に何が入っているか」を問う〔自己信念課題〕。
- 3) こちらの箱は「カラ」であったことを明示・確認し、その箱について「お友達にこっちの箱（カラの箱）を見せたら、中に何が入っているって言うかな？ “ポッキーが入っている”って言うかな？ それとも、何も入っていない、“カラ”って言うかな？」と問う〔他者信念課題〕。

意味有課題状況；実験者が「先生はお腹がすいていたんで、こっち箱のポッキーは全部食べた。だから“カラ”になった」と「カラ」である理由を説明する。その状況で、上記質問がされる〔意味無課題群では、ただ「カラ」であることが示され、質問が行われる〕。

- 4) 「カラ」の方のポッキー箱を提示し、今、その箱の状態はどうかー“ポッキー”が入っているか否か；「今、こっちの箱（カラの箱）に、何か入っている？“ポッキー”が入っている？ それとも、何も入っていない“カラ”かな？」と問う〔現実確認〕。
- 5) 「カラ」である理由質問（意味有群のみ）；「今、こっちの箱（カラの箱）は、“ポッキー”が入っていないくて“カラ”なんだけど、どうしてかな？」
II ミルキー問題；「アメ（ミルキー）」が入っていることが自明と思っている“缶”に「ヘビ」が入っている事態で、その“缶”について「この箱をお友達（その場にはいない人）に見せたら、何が入っていると言うと思う？」と問う課題。
- 1) 「アメ（ミルキー）」の缶を見せ、「この中に何が入っているか」を問う。（既知度調査）（質問後、缶を開けて「アメ（ミルキー）」を確認）。
- 2) もう1つの「アメ（ミルキー）」の缶（実際は「ヘビ入り」）を見せ、「この中に何が入ってい

るか」問う〔自己信念課題〕。

- 3) こちらの缶の中に「ヘビ」が入っていることを明示・確認し、その缶について「お友達にこっちの缶（ヘビの入っている缶）を見せたら、中に何が入っているって言うかな？ “ミルキーが入っている”って言うかな？ それとも、“ヘビが入っている”って言うかな？」と問う〔他者信念課題〕。

意味有課題状況；実験者が「先生は〇〇ちゃんを驚かそうと思って、こっちの缶にヘビを入れて『びっくり箱』にしたんだ。驚いた？」と「アメ（ミルキー）ではなくヘビが入っている」理由を説明する。その状況で、上記質問がされる〔意味無課題群では、ただ「アメ（ミルキー）ではなくヘビが入っている」ことが示され、質問が行われる〕。

- 4) 「[ヘビ]が入っている」方の缶を提示し、今、その缶の状態はどうかー「今、こっちの缶（ヘビの入っている缶）に、何か入っている？ “ミルキー”？ それとも、“ヘビ”？」と問う〔現実確認〕。
- 5) 「“ミルキー”ではなく“ヘビ”が入っている」ことの理由質問（意味有群のみ）；「今、こっちの缶（“ヘビ”の入っている缶）は、“ミルキー”じゃなくて、“ヘビ”が入っていたんだけど、どうしてかな？」

確認課題・誤信念課題併せて一人10分程度であり、全て個別調査となっている。

結果と考察

1. 確認課題

TABLE 1 に確認問題の結果を示す。

両群とも「傷バン」の箱を見ると「何が入っているか」認知でき（有群-20/21；1名が「知らない」と回答 無群-19/19）、また、殆どの

TABLE1-1 確認問題-既知度確認

群\反応	傷バン	知らない	計
意味	有	20	21
	無	19	19
計	39	1	40

幼児が他者信念も群差なく正答している（有群

TABLE 1-2 確認問題－他者信念

群\反応	傷バン	わからない	計	
意味	有	16	5	21
	無	17	2	19
計	33	7	40	

－16/21；5名が「わからない」と回答 無群－17/19；2名が「わからない」と回答)。この結果から、①幼児は中身を確認しなくとも、その容器のラベルから中身を推定できる（97.5%－39/40）、②その中身が「予期した通りのモノ（expected content）」だった場合、他者信念も82.5%（33/40）の者が正しく推定出来ていることがわかる。「他者信念質問」の外形（何が問われているか）は、実験に参加した幼児の多くに正しく認知されていると言えよう。

2. 誤信念課題

(1) 誤信念課題 1；カラ箱課題（ポッキー問題）

TABLE 2に誤信念課題 1；カラ箱課題（ポッキー問題）の結果を示す。

TABLE 2-1 ポッキー問題－既知度

群\反応	ポッキー	知らない	計	
意味	有	19	2	21
	無	19	0	19
計	38	2	40	

TABLE 2-2 ポッキー問題－自己信念

群\反応	ポッキー	カラ	わからない	計	
意味	有	16	2	3	21
	無	18	1	0	19
計	34	3	3	40	

TABLE 2-3 ポッキー問題－他者信念

群\反応	ポッキー	カラ	わからない	計	
意味	有	17	2	2	21
	無	8	10	1	19
計	25	12	3	40	

TABLE 2-4 ポッキー問題－現実判断

群\反応	入っている	カラ	計	
意味	有	0	21	21
	無	1	18	19
計	1	39	40	

1) 既知度及び自己信念問題

まず、「ポッキー」に対する既知度であるが、「傷バン」同様、実験に参加した殆どの幼児が群差なく何が入っているかわかっている（既知度；有群－19/21 無群－19/19）。

したがって、「カラ箱」だったとしても、その中身を「予期した通りのモノ－“ポッキー”（expected content）」と推定するのは当然であろう。「自己信念問題（実は空箱の中身推定問題）」において誤答が両群において顕著（“ポッキー”回答；有群－16/21 無群－18/19）なのは理解できる。

2) 他者信念問題

他者信念問題となると、意味有群は“ポッキー”と答える者が多く、意味無群は“カラ”と答える者が多い（TABLE 2－3 参照）。

箱が「カラ」であったことが明示・確認された後、「お友達にこっちの箱（カラの箱）を見せたら、中に何が入っているって言うかな？ “ポッキーが入っている”って言うかな？ それとも、何も入っていない、“カラ”って言うかな？」と問われるのである。既知度が高いほど、その中身は強く推定されよう。だから、自己信念問題では多くの幼児が誤答し、結果、「予期しない現象－“ポッキー”は入っておらず“カラ”を体験することとなる。強く「予期」している状態から「予期しない」事実（自分の予想と異なっている事実）に出会うことになるのだから、その事実には何か特別の意味があると考えるのは、むしろ自然なことではないだろうか。その意味が理解できる示唆があることによって、その予期が外れた理由もわかり、「自己中心的」な推論及び「あと知恵バイアス」が抑制されたのである。そのような示唆がなければ、「予期せぬ中身（unexpected content）」が強く認識され、その時点における自己の視点（本来の中身と異なるモノ〔状態〕を見ている）を助長し、「あと知恵バイアス」を強化していると考えられる。その結果が、TABLE 2－3に現れていると言えよう。両群に「現実判断」（カラの方のポッキー箱を提示し、「今、その箱の状態はどうか－ポッキーが入っているか否か」と問う）に差はなく殆どの幼児が「カラ」と答えている（TABLE 2－4 参照）。つまり、意味有群の幼児においても「その

箱がカラだ」ということは明白に認知しており、その上で、彼らは「(“カラ”の箱であっても)他者は“ポッキー”が入っていると推理する」と判断できているということがわかる。

また、彼らに“カラ”である理由を問うたのであるが、約80% (17/21) が「(先生が) 食べたから」と正しく答えている。彼らは“カラ”である理由を理解したうえで、「その箱がカラだ」と答えているのである。

(2) 誤信念課題2 ; 中身入れ替え課題 (ミルクィー問題)

TABLE 3 に誤信念課題2 ; 中身入れ替え課題 (ミルクィー問題) の結果を示す。

TABLE 3-1 ミルクィー (アメ) 問題-既知度

群\反応	ミルクィー (アメ)	知らない	計	
意味	有	15	6	21
	無	11	8	19
計	26	14	40	

TABLE 3-2 ミルクィー (アメ) 問題-自己信念

群\反応	ミルクィー (アメ)	カラ	わからない	計	
意味	有	4	16	1	21
	無	4	15	0	19
計	8	31	1	40	

TABLE 3-3 ミルクィー (アメ) 問題-他者信念

群\反応	ミルクィー (アメ)	カラ	へビ	わからない	計	
意味	有	17	1	3	0	21
	無	9	0	9	1	19
計	26	1	12	1	40	

TABLE 3-4 ミルクィー (アメ) 問題-現実判断

群\反応	へビ	カラ	計	
意味	有	20	1	21
	無	19	0	19
計	39	1	40	

1) 既知度及び自己信念問題

ミルクィー缶の認知度はある (全体-26/40 ; 65% [有群-15/21 無群-11/19]) が、“ポッキー”程の認知度 (95%) はない。質問後、缶を開けて「アメ (ミルクィー)」を確認しているが、“ポッキー”程の「当たり前」感は当然弱く、

直前に行われた“ポッキー”問題の影響 (問われた箱が実はカラだったこと) もあり、両群とも「自己信念」質問では「カラ」反応が多い (カラ反応 ; 有群-16/21 無群-15/19)。この点では、両群が統制されているとも言える。

2) 他者信念問題

「他者信念」質問となると、意味有群は“ミルクィー (アメ)”と答える者が多く、意味無群は“へビ”と答える者が多い (TABLE 3-3 参照)。

缶の中にへビが入っていることが明示・確認された後、その缶について「お友達にこっこの缶 (へビの入っている缶) を見せたら、中に何が入っているって言うかな? “ミルクィーが入っている”って言うかな? それとも、“へビが入っている”って言うかな?」と問われるのである。この質問においても、明らかに意味有群の方が正しく推論している。「自己信念問題」で誤答したとしても、モノが入れ替わっている [ミルクィー (アメ) →へビ] 事実を示される事態において、誤信念課題1 [カラ箱課題 (ポッキー問題)] と同じ結果が示されている。「モノが入れ替わった」意味が理解できる示唆があることによって、「自己中心的」な推論及び「あと知恵バイアス」が抑制されたのである。その結果が、TABLE 3-3 に現れていると言えよう。

両群に「現実判断」(へビが入っている方の缶を提示し、「今、その缶の状態はどうか-何か入っている ; “ミルクィー” それとも “へビ” ?) と問う) に群差はなく、殆どの幼児がへビと答えている (TABLE 3-4 参照)。つまり、有意味群の幼児においても「その缶の中身は、ミルクィーではなくへビだ」ということは明白に認知しており、その上で、彼らは「(“へビ”が入っている) 他者は“ミルクィー”が入っていると推理する」と判断できているということがわかる。また、彼らに“へビ”に入れ替わっている理由を問うているのであるが、約40% (8/21) が「(先生が) 驚かそうとしたから」と正しく答える半面、同数が「わからない」と答えている。「食べたからカラになる」より「驚かそうとしてモノを入れ替える」という説明の方が、難しいのかもしれない。あるいは、ミルクィー缶の認知度がポッキー程の認知度はなく、「アメからへ

ビ」への変化インパクト感は弱かったせいかもしれない。その結果、「入れ替わり」理由を彼らは言語的に説明しがたかった可能性もあろう。そうだとすると、意味有群の方が意味無群よりも入れ替え型他者信念問題において正しい推理を行えたという事実は、大きいと言える。

総合討論

本研究は、「明示的な言語応答を求める誤信念課題(予定調和されていない事象を見た人が、その“事象”を他人がどう推定するか—“予定調和”事象と推定するか、自らが見た“非予定調和”事象と推定するか—を問う課題)において設定される“状況”がその推論に影響を与えるのではないか」という問題の検討を行ったものである。つまり、自らが予期した通り(expected)ではない“モノ”(unexpected content)を目の前にした時、その状態を他者がどう推定するか、具体的に言えば、「自らが予期したモノ」と推定するのか、目前にある「予期しなかったモノ」と推定するかを問う場合、その“unexpected”な状況の理解がその推定に影響を与えるかどうかを調べたものである。

実験結果から、

1. 確認課題やポッキー自己信念問題の高い正答率、ミルキー自己信念問題におけるポッキー問題の影響から、幼児は「何が問われているのか」は理解できている。つまり、「“中身を見ていないモノ”について、自らの知識に基づいて推定する」ことに何ら違和感を感じないで回答できる。
2. 自らが予期した通り(expected)ではない“モノ”(unexpected content)を目の前にしても、「そうなるのは意味がある状況」が提示されていれば、その事態を考慮して他者がどう推定するかを適切に判断できる。他者信念課題において「自己中心的な推論及び「あと知恵バイアス」が抑制される。
3. “予期せぬ中身”(unexpected content)について、その中身が違っていても、上記の「抑制」は同等である。つまり、“予期しない(unexpected)”内容の相違なく、その状況(予想が異なるものが入っている)になっているの

は理由があるということが明示・理解されるのであれば、その効果は同様にあり、という事実が得られた。

「誤信念課題」を従来型の「予期せぬ中身課題(unexpected content task)」から、その状況(予想が異なるものが入っている)になっているのは理由があるという“意味のある文脈”で課題が提示される「予期はしなかったがそうなるのは意味がある課題(unexpected but meaningful content task)」に換えることによって「自己中心的な推論及び「あと知恵バイアス」が抑制され、結果として、その内容に関係なく、他者信念課題の正答率が上昇したのである。

斎藤は、これまで、学習内容が「実験室的なものではなく、それが「学習者の生活の中で意味あるもの」として配慮されたものであれば、そのこと自体による学習支援効果があることを確認してきた。例えば、幼児の地図の読み取り・歩行において「必然性」を導入することによっての彼らの空間認識の形成を援助しよう試みた(1988)¹²⁾し、また、幼児における空間表象の脱中心化を「ルール所持及びその使用」という点から分析し、その使用の活性化、言い換えれば「そのルールが使いやすい課題とはどのような課題か」について、その課題「場面」の問題を取り上げて実験的検証を行ってきた(2008)。

また、このような現象は、何も空間表象だけに確認されていることではない。前述したように、上野らは、「数の保存」について「意図は明示しないが、あえて変形するという場合、なぜ変形したか、その結果が何を意味するのかが、保存反応の妨害要因となっている」と結論づけている。また、身体能力の発現においても、同様な結果を勝部篤美・丹波丈司・村田真澄(1989)¹³⁾は得ている。具体的には、勝部らは「立ち幅跳び」について幼児の身体能力調査を行ったのだが、そこにおいて、単に「できるだけ速くに飛びなさい」と指示するよりも「川には大きな魚がいるから、落ちると食べられてしまうよ」と指示した方が、はるかによくジャンプできたという結果を得ている。

子どもの発達を領域独立型の心的構造の変

化として捉えるのは、むしろ今現実空間で生活している子どもの状態や思いを無視してしまうことになりはしないだろうか。

今回の実験結果も、まさにこの延長上にあると考えている。

子どもの推論に関する研究も、これまではいわゆるピアジェ及びピアジェの研究を基本的枠組みとする研究－学習者の過去経験が全く使えない状況及び課題を選んで行う研究－であった。しかし、彼らを取巻いている日常で研究を行うことこそが重要なのである。彼らは、そのような状況でしか本当の認識力を見せてはくれないのである。

ある課題を教育の対象とする場合、「それは現実にはどのような状況で位置づいているのか、何を実際の課題として配慮していけばいいのか」を現実的な場面で考えていくことこそ、子どもの学習支援にとって極めて重要な要素と言えよう。まさにそのことを、今回の一連の実験結果は示しているのではないだろうか。

文 献

- 1) Perner, J., Frith, U., Leslie, A.M., & Leekam, S.R. Exploration of the autistic child's theory of mind; Knowledge, belief, and communication. *Child Development* 1989 60 689-700
- 2) Keysar, B., Lin, S., & Barr, D.J. Limits on theory of mind use in adults. *Cognition* 2003 89 25-41
- 3) Epley, N., Morewedge, C.K., & Keysar, B. Perspective taking in children and adults: Equivalent egocentrism but differential correction. *Journal of Experimental Social Psychology* 2004 40 760-768
- 4) Birch, S.A.J., & Bernstein, D.M. What can children tell us about hindsight bias: A fundamental constraint on perspective-taking? *Social Cognition* 2007 25 98-113
- 5) 佐藤賢輔・実藤和佳子 非合理的事象は幼児の誤信念理解を促進するか：自己の驚きを手がかりとした心的状態の推論 発達心理学研究 2013 第24巻 第3号 348-357
- 6) Ofir, C., & Mazursky, D. Does a surprising outcome reinforce or reverse the hindsight bias? *Organization Behavior and Human Decision Processes* 1997 69 50-57
- 7) Muller, P.A., & Stahlberg, D. The role of surprise in hindsight bias: A metacognitive model of reduced and reversed hindsight bias. *Social Cognition* 2007 25 165-184
- 8) 伏見陽児・麻柄啓一 幼児の空間表象の発達に関する研究－「三つ山問題」をめぐる－茨城キリスト教大学紀要 1983 16号 49-57
- 9) 斎藤 裕 課題場面設定が幼児の空間表象に与える影響－空間的自己中心性からの脱却を目指して－ 県立新潟女子短期大学研究紀要 2008 第45集 63-74
- 10) 上野直樹・塚野弘明・横山信文 変形に意味ある文脈における幼児の数の保存概念 教育心理学研究 1986 34 94-103
- 11) McGarrigle, J. & Donaldson, M. Conservation accidents. *Cognition*, 1975 3 341-350
- 12) 斎藤 裕 幼児の空間認識に及ぼす状況設定の役割－「地図の読み取り・歩行」における『必然性』導入の試み いわき短期大学いわき紀要 1988 第13号 51-63
- 13) 勝部篤美・丹波丈司・村田真澄 幼児の運動遂行時における動機づけの方法に関する実験的研究(1) 言語的教示について 体育科学 1989 第17巻 111-116

付 記

- 1) 本研究は、新潟県立大学倫理委員会の承認を経て行われたものであり、本研究の調査対象者になることによる不利益・危険は、被験者となる幼児に対して最大限配慮して行われている。
- 2) 本論文は、「幼児の誤信念課題・推論に及ぼす“意味ある文脈”設定の影響」〔日本教育心理学会第60回総会 2018〕を基に、加筆・作成されたものである。

包括的な子育て支援体制における電話相談の役割

～「子育てなんでも相談センターきらきら」の実践から～

○小池由佳^{1*} 伊藤真理子² 山口智³ 川村雅子⁴ 佐藤勇⁵ 小柴真一⁶ 丸田秋男³

子育て支援の充実が求められる今日、電話を利用した子育て相談は、行政窓口を始めとして、多様な場や機会を活用して行われてきた。電話相談は匿名性、相談へのアクセシビリティの改善、即時性といった特徴があり、保護者をはじめとする相談者にとっては、相談そのものへのハードルを下げるができる。子育て環境の厳しさを受けて、妊娠期からの切れ目のない包括的な子育て支援施策展開が目指されている。現在展開されている子育て支援サービスは、この包括的な支援体制のなかで、どのような役割を果たすのか、その位置づけが問われる時代となっている。電話相談も例外ではない。そこで本論では、電話相談が果たす役割を明らかにするために新潟市で取り組まれている「子育てなんでも相談センターきらきら」(以下「きらきら」)の実践を取り上げる。「きらきら」の特徴は、①相談を対象となる子どもの年齢や内容で区切らないこと、②相談を受けるコーディネーターを支える運営委員会の存在、③相談者の状況に応じて、関係機関との連携による支援、が挙げられる。本研究では特に、①の特徴が包括的な子育て支援体制のなかで果たす役割について明らかにすることを目的とした。結果、①電話相談が持つ匿名性、即応性を必要とする相談ニーズの表面化、②子ども期全体をカバーする窓口の必要性、③社会状況を反映した柔軟な相談対応が明らかになった。研究結果から、「きらきら」のような電話相談が、包括的な子育て環境の形成に一定の役割を果たしていると言える。

キーワード：地域子育て支援、電話相談、子育て包括支援体制

はじめに

人生や生活において、悩みや困りごと、不安が生じた時、誰かに話すことで解決につながるという方法がある。その話す方法も、相談したい内容を直接話すという面接方法もあれば、間接的に何らかの媒体を通じて相談する方法がある。今日では、メールやSNSなどもそのような方法として活用されている。相談方法のひとつとして、電話相談がある。電話相談には、「匿名性、相談へのアクセシビリティの改善、即時性」(安藤 1991:2)等、相談者と面談しての

相談とは違うメリットがあり、その特性を活かした相談手段のひとつとして活用されてきた。

子育ての分野でも電話相談は活用されており、子育てに関する行政担当窓口や、地域子育て支援拠点事業など、多様な場での電話相談が展開されている。また、その相談体制も、子育てに関する他事業との組み合わせで展開しているところもあれば、電話相談を主たる活動として展開しているところもある。

このように電話相談は、その特性を活かして、子育て支援の一端を担ってきている。その一方で、子どもへの虐待件数の増加に象徴されるよ

¹ 新潟県立大学人間生活学部 ² 新潟青陵大学福祉心理学部 ³ 新潟医療福祉大学社会福祉学部 ⁴ 新潟市社会福祉協議会福祉相談支援課 相談支援係 ⁵ よいこの小児科さとう ⁶ 新潟市こども未来部こども政策課

* 責任著者 連絡先: koike@unii.ac.jp

利益相反: なし

うに、子どもにとって適切な養育環境の保障が困難な時代となっていることから、子育てに関する相談を受け付ける機関やその体制は整えられつつある。平成16年度の児童福祉法改正では、市町村が子育て相談の第一義的窓口として位置づけられた。平成28年の児童福祉法等の改正では、母子健康包括支援センターの設置が母子保健法に位置づけられ、令和2年度末までに、各市町村での設置義務が課されている。母子健康包括支援センターは、その名称が示すように「包括支援」を目的とした相談窓口であり、妊娠期から子育て期（おおむね就学前）にいたる切れ目のない支援を目的としており、母子健康手帳発行時に、情報提供、アセスメントを行い、必要に応じて支援プランを作成、各種の子育て支援サービスにつなげる役割を担っている。

このように包括支援を核とした子育て相談体制が整えられつつあるなかで、電話相談が果たす役割について、明確にされることはなかった。安藤(1991)は、電話相談の経験が「町づくり地域づくりに生かされるようにならない」と指摘しているものの、そのような観点でまとめられている研究は散見される状況にない。電話相談に関する研究は寄せられた相談内容の分析及び実践報告が主である（森川ら(2016)、加藤ら(2019)等）。

本論では、子育て包括支援体制が整いつつあるなかで、電話相談が果たす役割を明らかにすることを目的とする。ここでは、子育てにおける電話相談として「子育てなんでも相談センター きらきら」（以下、「きらきら」）の実践を取り上げる。「きらきら」はその役割を①総合相談機能②連絡調整機能③調査研究事業④情報共有機能としており、子どもの年齢・相談種別を問わない、利用者主体の総合的な相談機能だけでなく、情報提供・連絡調整をはじめとするソーシャルワーク機能を持ち合わせているところに特徴がある。

1) 立ち上げの経緯

2007年あたりから、新潟市社会福祉協議会（以下、「新潟市社協」）に寄せられる子育て相談のなかに「出産後、退院してから主人と交代で赤ちゃんを抱きっぱなしです。布団に寝か

せることができないんです」「子育ての相談を誰にしたらいいのかわからない」といった声が届くようになった。当時の子育て支援担当者が、子育て中の家庭が地域で孤立・孤独な状況に陥っているのではないかと、このような声は、新潟市社協だけでなく、他の子育て支援団体でも同様の声が届いているのではないかと、という問題意識を持ったことをきっかけに、新潟市内にネットワークを立ち上げた。それが子育てに関わるNPO団体、行政、大学研究者が参加する「子育て助け愛ねっと」である。ネットワークに参加する団体を対象に、子育てに関わる団体での実態調査を行った。その結果、カウンセリング機能に加えて、コーディネーター機能があるワンストップ相談窓口の必要性が明らかになった。この結果に基づき、2010年4月に「きらきら」を新潟市社協に開設した。新潟市社協の自主事業として創設し、新潟市から補助を受けながら運営をしている。

「きらきら」は電話相談の窓口であると同時に、先にあげた調査結果から、ワンストップで受けた相談を関係機関等とつながることを重視し、支援者間の顔の見える関係づくりを目的とした「新潟市全域の子育て支援団体のゆるやかなネットワーク（通称「こゆるねっと」）を立ち上げた。開設より、年に2回、学習会と情報交換会を開催してきた。

2) 概要

「きらきら」での相談体制は、以下のとおりである（図1）。

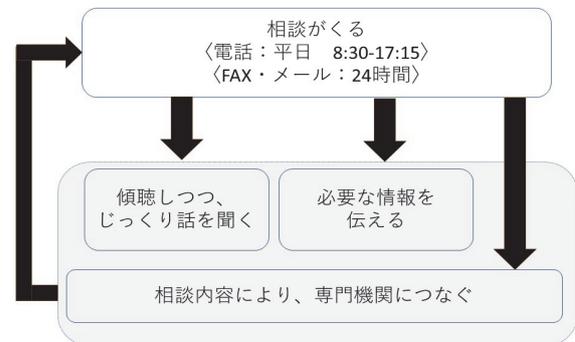


図1 「きらきら」相談の流れ

出典:「子育てなんでも相談センターきらきら 活動実績分析 中間報告～子どもたちに未来を届ける～」子育てなんでも相談センターきらきら調査研究事業チーム 2018より

電話相談が主であるが、メールやFAX等での相談にも対応している。相談を受けるコーディネーターが2名配置されており、いずれも子どもに関する資格を有している。相談内容については、コーディネーター同士で共有することで、いずれが対応しても対応することが出来るようにしている。相談内容については、相談記録の他に「業務報告書」として、コーディネーターがあらかじめ設定された項目に従って、相談内容の整理を行っている。

「きらきら」の特徴は、以下の3点にある。

一点目は、「子育てなんでも」という名称でも明らかなように、対象を子どもの年齢や相談内容等で区切っていないことである。既存の子育て相談窓口は、どちらかという、子どもの年齢や相談内容等で区切られていることが多く、相談者が自らの判断で、抱える悩み事に応じて窓口を選択することを余儀なくされている。子育ての悩みや不安を抱える保護者等が、自らの相談内容に適した窓口を常に選択できるとは言い切れない。相談したいことをどこで聞けばいいのか、と悩む保護者等にとっては「なんでも」というフレーズは、心強く、相談につながりやすい効果をもたらしている。また、子育て相談は、いつも深刻な内容ばかりではない。ちょっとした情報提供を期待することや、自らの子育て方法への確認といった内容も含まれてくる。「なんでも」というフレーズはここにも活かされる。保護者等が「相談」とまで受け止めてはいないが、誰かに確認したいという内容なども「きらきら」には寄せられ、対応している。また「きらきら」には、子育てやその他の関係機関から、情報提供を目的とした相談も寄せられている。直接的な子育て中の人たちばかりではなく、多様な相談者に対応しているのが一つ目の特徴である。

二点目は、コーディネーターの孤立を防ぐことを目的とした運営体制である。設立当初から、相談・調整を担当するコーディネーターを支える仕組みとしての「運営委員会」を設置したことである。開設時より隔月で実施されている「運営委員会」では、コーディネーター2名がまとめた「業務報告書」に基づき、寄せられた相談

の全体的な傾向が確認される。この「業務報告書」は、「相談者の属性」「相談者の内容」「対応方法」の3つの観点からまとめられたものであり、コーディネーターは、相談のプロセスの中で明らかとなった内容を元に、データ化をしている。その内容については、常に2名で検討を行い、客観化を図ることを意識している。運営委員会は、寄せられた相談内容の精査や専門的知見からのアドバイス等を行うことで、相談の最前線に立つコーディネーターを孤立させない、チームで対応する仕組みを整えてきた(図2)。

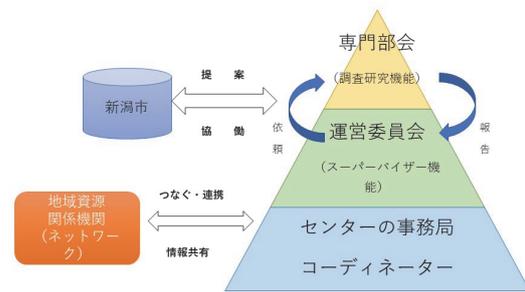


図2 運営委員会の仕組み

出典：図1と同じ

この組織があることで、コーディネーターは日々受ける相談内容に応じて、適宜運営委員会のメンバーである専門職への相談も行うことができ、メンバーの臨床心理士から相談対応についてのスーパーバイズを受けることも可能となっている。

三点目は、他の社会資源とのネットワークを用いた支援の展開である。「きらきら」では、相談内容によっては、情報提供や相談者の受容・共感という心理的サポートにとどまらず、他機関につなぐ役割を担っている。特に相談者の心身状況への懸念や子どもの安全確保への見通しが不透明な場合など、相談者やその子どもへのリスクを感じ取った時には、相談者の了承を得たうえで、関係機関に相談者の情報提供を行っている。その後の支援は、関係機関を核として行われることが多いが、「きらきら」がその支援を受ける相談者のサポートを行うこともある。

以上の三点から「きらきら」は多様な相談を組織内ネットワークと、地域の社会資源との組

織外ネットワークという重層的なネットワークの中で受理し、カウンセリング機能とソーシャルワーク機能を生かした支援を展開することで、提供するサービスの質を保障している。

3) 新潟市における施策展開～「妊娠・子育てほっとステーション」の開設

一方、「きらきら」開設後、所在する新潟市においても、子育て支援施策の充実が図られてきた。子育て相談については、従来の相談窓口に加え、平成28年度に各区に「妊娠・子育てほっとステーション」を開設、翌年度には保健師・助産師等の専門職が担当する、マタニティ・ナビゲーターを配置し、妊娠期から子育て期に至る包括的な相談窓口を運営している。「妊娠・子育てほっとステーション」では、子育てに関する情報提供を行うと同時に、相談に応じることで、必要に応じて関係機関との連携を行い、サポートを行っている。「妊娠・子育てほっとステーション」は国の利用者支援事業（母子保健型）に位置づけられており、切れ目のない支援体制を目的として設置されている。

方法

以上、「きらきら」の電話相談としての特徴を踏まえた上で、本論では「きらきら」に寄せられた子育て相談の分析を行うことで、「きらきら」が子育て支援体制のなかで果たしている役割を明らかにする。特に本研究では、「きらきら」の特性である、子どもの年齢・相談内容を区切らないことがもたらす結果について明ら

かにする。

1) 分析対象

「きらきら」開設3年目となる平成24年度から平成30年度に寄せられた相談内容をまとめた各年版の報告書に基づく記載内容とする。3年目からの情報を対象とするのは、平成22年度・平成23年度の報告書は一体的にまとめられており、年度で区切ることが困難なためである。

2) 分析方法

各年度の報告書に基づき、経年変化を追う。

3) 分析項目

「のべ相談件数」「相談方法」「1件あたりの相談時間」「相談者」「(相談したい)子どもの年齢」「相談主訴」「(相談主訴のうち)『不安・悩み・いらだち』の詳細」を取り上げる。

4) 倫理的配慮

本研究においては、新潟県立大学倫理委員会の承認を得ている (NO.1902)。

結果

1. のべ相談件数 (図3)

開設当初の4年間より、ここ3年間での相談件数が上昇している。

2. 相談方法 (図4)

「きらきら」は開設当初から電話相談だけでなく、メールやFAX等でも対応しているが、主たる相談方法は、電話となっている。わずかではあるが、来所相談も生じている。

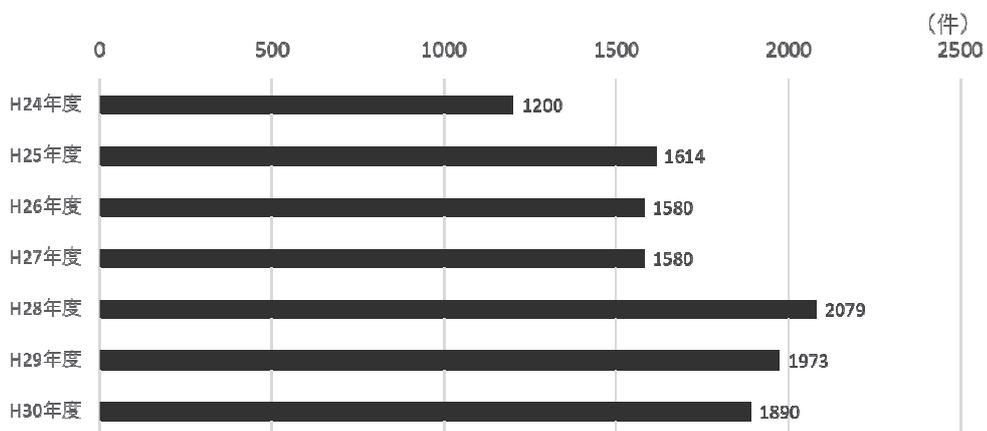


図3 のべ相談件数

包括的な子育て支援体制における電話相談の役割

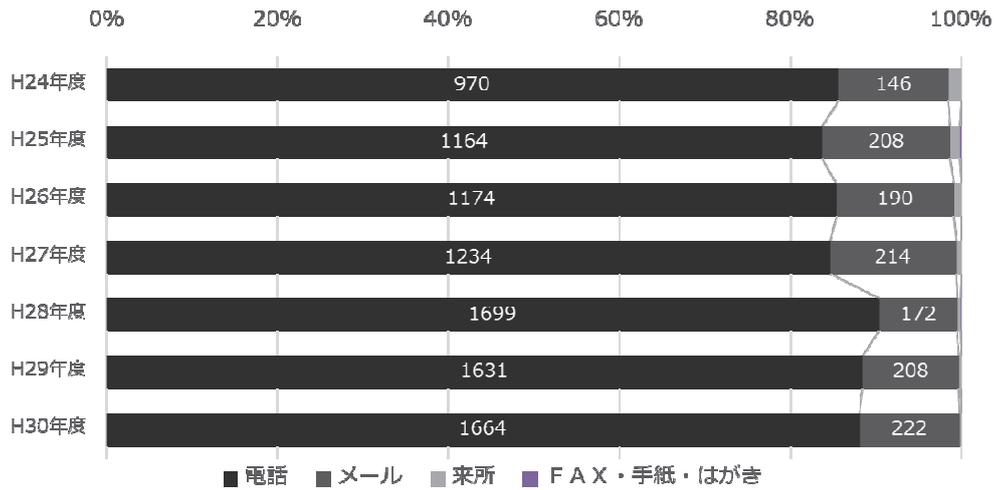


図4 相談方法

3. 1件あたりの相談時間 (図5)

「10分未満」の相談が最も多くなっている。「10分以上20分未満」も加えると、7割近くが比較的短時間の相談であることがわかる。一方、長時間の相談は年々減少している。

4. 相談者 (図6)

子どもからみた相談者のうち、明らかになったもののみである。「妊婦」も含めると「母」からの相談が9割を占めている。関係機関は開設当初から年々減少していることがわかる。

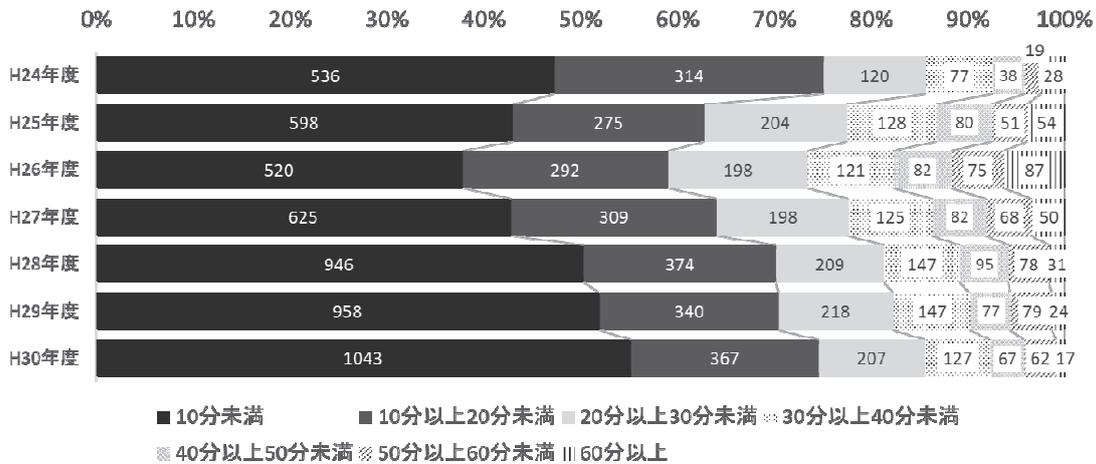


図5 1件あたりの相談時間

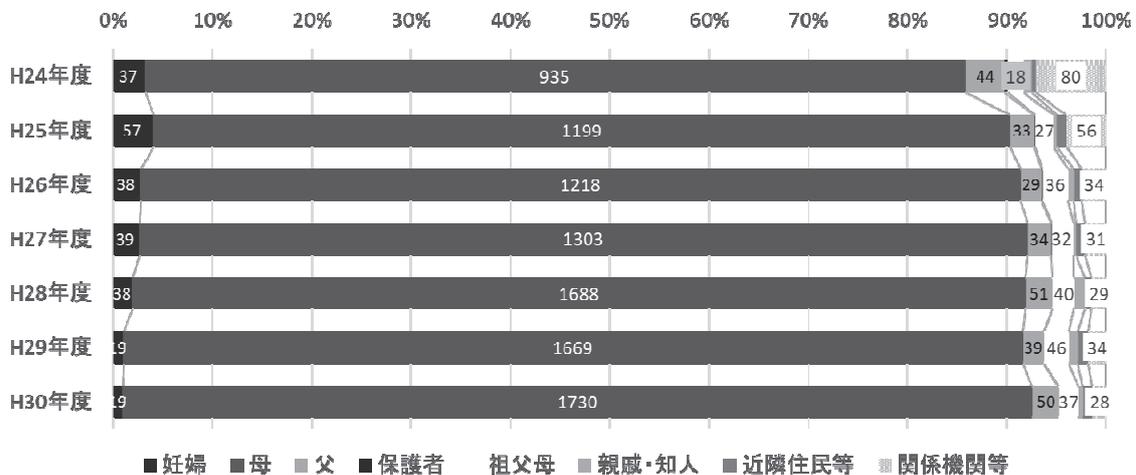


図6 相談者

5. (相談したい) 子どもの年齢 (図7)

乳幼児の相談が多いものの、小中学生の子どもの相談が一定の割合を占めていることがわかる。

6. 相談主訴 (図8)

最も多いのは「悩み・不安・いらだち」である。開設当初生じていた「虐待」「障がい関係」は年々減少している。

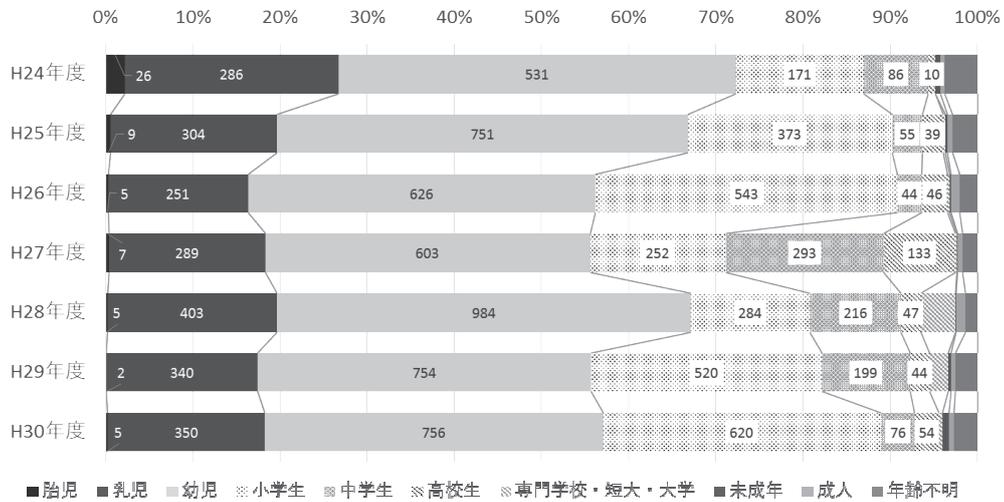


図7 (相談したい) 子どもの年齢

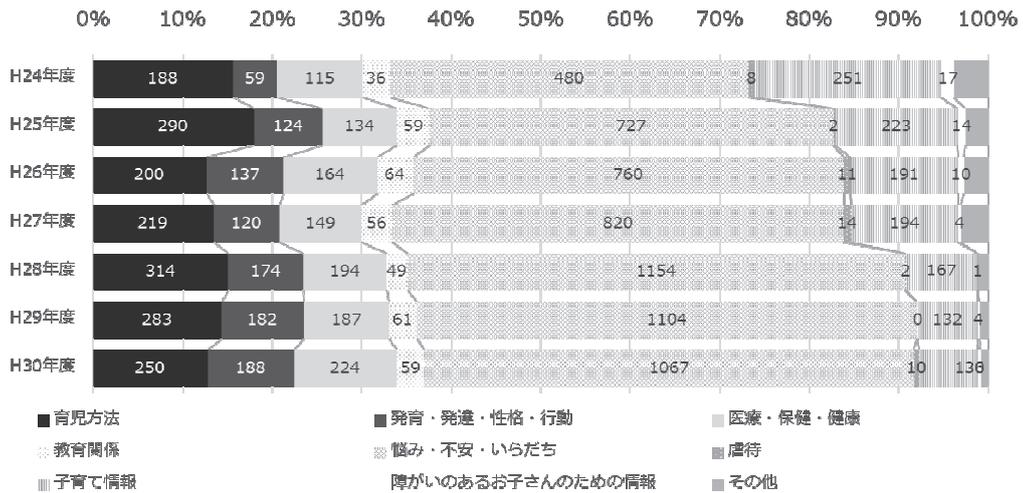


図8 相談主訴

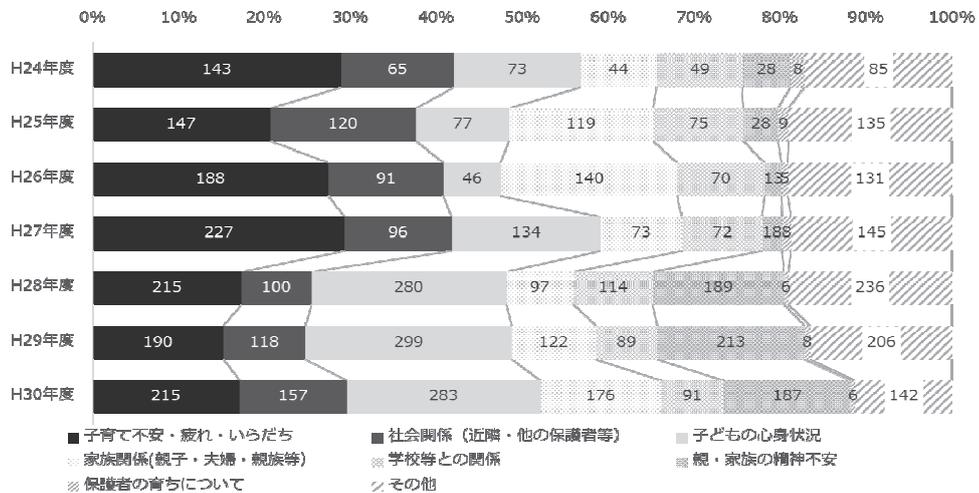


図9 相談主訴「悩み・不安・いらだち」の詳細

7. (相談主訴のうち)「不安・悩み・いらだち」の詳細 (図9)

相談内容のうち、「不安・悩み・いらだち」について、より詳細に確認すると図9の通りであった。平成28年度を境に「子育て不安・疲れ・いらだち」が占める割合が減り、「子どもの心身状況」及び「親・家族の精神不安」が占める割合が高くなっていることが明らかである。

考 察

以上、「きらきら」に寄せられる子育て相談の内容を経年的にまとめた結果、以下のことが明らかとなった。

①匿名性・即応性へのニーズの表面化

のべ相談件数の推移をみると、減少傾向にあるように見えるものの、一定数の相談件数が寄せられている。子ども数の減少が著しい今日、大きな減少傾向もなく相談が寄せられていることから、「きらきら」が存在することで、匿名性・即応性に応じる子育て相談ニーズの存在とその表面化に寄与していることがわかる。

加えて、「きらきら」の認知度の高まりがある (図10)。

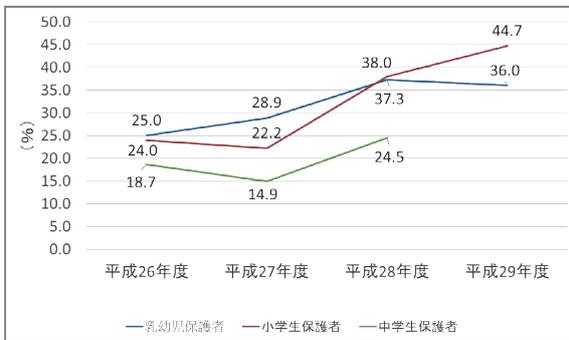


図10 新潟市民における「きらきら」認知度

出典：図1及び図2と同じ

運営主体である新潟市社協及び新潟市が、リーフレットの作成や新潟市の子育て情報誌「SKIP」等に掲載する等を通じて、積極的に広報活動していることもある。平成28年度の相談件数増加の背景には、同年に新潟市社協が「きらきら」を広報するカードを小学校に配布したことが推察される。保護者等に情報が伝わることで、相談できる場への認知が高まり、ニーズが掘り起こされていることがわかる。

②子ども期全体をカバーする対応

相談したい子どもの年齢の結果から、青年期まで含めた子ども期をカバーしていることが明らかになった。既存の子育て相談窓口は、就学前と学童期、学童期と青年期で分断されているものが多い中で、「きらきら」は子どもの年齢を青年期まで連続的に対応していることで、子ども期全体をカバーすることが可能となっている。

子育て相談は、保護者等にとって決してハードルの低いものではない。保護者は、子育て相談を「特別なこと」を受け止める傾向があり、日常の子育てで生じることを他者に話すことを「相談」とは受け止めない傾向にある (小池ら2018)。ハードルの低い、相談内容を区切らない「きらきら」は、相談者にとって、身近で利用者主体で利用することが可能な相談窓口として機能していることがわかる。

③社会状況を反映した柔軟な相談対応

相談内容のうち「不安・悩み・いらだち」が占める割合の高さに加えて、その詳細を確認すると相談者の不安や悩み、いらだちの背景にあることが推察される「子どもの心身状況」及び「親・家族の心身状況」が一定の割合を占めるようになっていることが明らかになった。子どもの発達に関する不安の高まり、親自身の心身状況が不安定ななかでの子育てが起きていることが明らかである。いずれも今日的課題であり、制度の充実を図りつつあるのが現状である。「きらきら」は、社会状況に応じて生じている相談に柔軟に応じ、その対応が整うまでの期間の隙間を埋める役割を果たしているとも言えるだろう。

結 語

包括的な子育て相談体制が整いつつあるなかで、電話相談は相談者に身近な相談窓口として機能することが可能であり、相談体制全体を俯瞰したときには、このような位置づけの相談機関があることで包括支援が可能であることが明らかになった。

今後の課題

本研究では、「きらきら」の機能の一つであ

る「子どもの年齢・相談を区切らない相談体制であること」に焦点をあて分析を行った。「きらきら」が持つ他の機能が、子育て包括支援体制のなかで果たす役割について明らかにすること及び他の子育てに関する電話相談との比較を行うことが今後の課題である。

付 記

本研究は、新潟人間生活学会 第10回学術大会におけるポスター発表「包括的な電話相談から見える子育ての現状について～『子育てなんでも相談センターきらきら』の縦断的データ分析を通して～」を加筆修正したものである。

謝 辞

本研究は、2019年度新潟市医師会地域医療研究助成を受けて実施している。また、新潟市社会福祉協議会及び新潟市こども未来部こども政策課による協力を得ている。関係各位に御礼申し上げます。

文 献

- ・安藤延男.特別寄稿 地域の中の電話相談. 電話相談学研究 1991;第3巻:1-7
- ・加藤道代 一條玲香.東日本大震災後の電話相談における相談員の対応—東北大学大学院教育

学研究科“震災子ども支援室”における6年間の相談記録の分析—東北大学大学院教育学研究科研究年報 2019;第67集第2号:77-89

- ・森川友子 古川菜穂子 (故)石橋朋子, DV 被害者相談電話におけるエンパワーメントの在り方とは 電話相談研究 2016;第24巻:1-8

- ・小池由佳 角張慶子 斎藤裕.子育て相談の利用を妨げる要因に関する研究—0～2歳児を育てる母親へのヒアリング調査結果から—.第19回日本子ども家庭福祉学会 2018

- ・子育てなんでも相談センターきらきら業務概要.平成24年度～平成28年度各年版.社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会

- ・子育てなんでも相談センターきらきら 活動実績分析 中間報告～子どもたちに未来を届ける～.子育てなんでも相談センターきらきら調査研究事業チーム.2018

- ・伊藤真理子 小池由佳 山口智他.包括的な電話相談から見える子育て支援ニーズ～「子育てなんでも相談センターきらきら」における長期継続相談事例の分析から.第12回新潟青陵学会学術集会 2019

- ・山口智 丸田秋男 小池由佳他.新たな子育て相談窓口開設による既存相談窓口への影響と連携への課題—「子育てなんでも相談センターきらきら」への影響と課題—.第19回新潟医療福祉学会学術集会.2019

英語力が幸福度に与える影響—幸福度研究的アプローチ—

寺田好秀^{1*}

本稿では、社会全体の人口動態を反映させた『慶應義塾家計パネル調査』を利用して、幸福度研究の観点から個人の幸福度に英語力が与える影響に関して分析を行い、推計した結果を報告する。幸福度研究は、主観的幸福度と呼ばれる人々の主観的な生活の評価や幸福度を中心に研究する複合領域の分野にある。分析の結果、男性の「英語力」を確認すると有意ではなく、女性の「英語力」を確認すると係数が正の値を取り、5%水準で有意であった。このことから、(1)男性は英語力が高くて幸福度が上がらない、一方で(2)女性は英語力が高いと幸福度が上がることが明らかになった。

キーワード： 英語力、慶應義塾家計パネル調査、主観的幸福度、順序プロビット・モデル

はじめに

2020年度より小学3年生からの英語必修化が完全実施され、企業では英語の社内公用語化が進み、英語力を習得する必要性は衰えるところを知らない。しかし、大半の人にとって人生の究極の目標は幸福になることといえるが、苦勞して身に付けた英語力は幸福度の獲得に貢献しているのだろうか。英語学習は辛いだけで、不幸の要因になっていないだろうか。

本稿では、社会全体の人口動態を反映させた『慶應義塾家計パネル調査』(以下、KHPS)を利用して、幸福度研究の視点から個人の幸福度に英語力が与える影響について分析をする。幸福度研究は、主観的幸福度と呼ばれる人々の主観的な生活の評価や幸福度を中心に研究する複合領域の分野にあり、哲学に始まり、医学、公衆衛生、心理学、社会学、経済学などの分野の研究者が取り組んでいる。

幸福度研究において、これまで幸福度の決定要因として分析されてきたものは、所得、所得格差、労働、性別や年齢などの個人属性、婚姻状況などの社会的属性、政治経済体制や国民性

など数多くある。本研究はこの系譜上に位置し、英語力を検討した点に独自性がある。

方法

自己申告による主観的幸福度は、マイクロ計量経済学による「幸福関数： $W_i = \alpha + \beta X_i + \varepsilon_i$ 」というモデルを使用し、推計は順序プロビット・モデルか順序ロジット・モデルで行う¹⁾。本稿では前者の順序プロビット・モデルを採用する。

利用するKHPSについて慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターのウェブページ²⁾を基に説明を行う。KHPSは2004年から調査を実施し、2007年、2012年に新規コホートを追加している。当初予定したサンプルサイズは、KHPS2004は4,000、KHPS2007は1,400、KHPS2012は1,000である。調査対象は20歳～69歳の男女で、層化2段無作為抽出法により選定している。抽出の第1段階では、全国を地方・都市階級により24層に層化し、各層に住民基本台帳人口の人口割合に合わせて標本数を配分し、そのうえで、1つの調査地域あたりの標本数を10程度(KHPS2007、KHPS2012で

¹⁾ 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

* 責任著者 連絡先：teradan@sfc.keio.ac.jp

利益相反：なし

は5程度)として各層の調査地域数を決定し、所定数の調査区を無作為抽出している。調査地域は、抽出単位として国勢調査の調査区を使用している。第2段階では選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象に、指定された起番号、抽出間隔に基づき1調査地域について約10人(KHPS2007、KHPS2012では5人)を抽出している。ただし、正規に選定された調査対象者が転居したり、長期不在、住所不明等で会えなかったり、調査を受けてもらえなかった場合、あらかじめ選定しておいた予備対象を代替として調査することにより、予定した標本サイズを確保している。予備対象は、正規の対象者と同じ調査区内に居住する同じ性別(男、女)と年齢区分(20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上)から無作為抽出している。このため、正規対象者であっても予備対象者であっても、性別・年齢区分でみた抽出率にバイアスは生じない。本稿では、英語のレベルに関する設問があるKHPS2015を利用する。ただし、対象者の学歴の情報は、KHPS2004、KHPS2007、KHPS2012から紐付けしている。

まず、「全く幸福度が無い」を0、「完全に幸福度を感じる」を10として、離散型の値を取る「幸福度」という変数を作成した。次に、対象者の英語のレベルがTOEIC600点以上、英検2級以上に相当する場合1を取り、それ未満のレベルであれば0を取る「英語力」を作成した。また、未婚であれば1を取り、既婚であれば0を取る「未婚」と普段の健康状態が「よい」または「まあよい」であれば1を取り、それ以外ならば0を取る「健康」を作成した。さらに、20歳代を基準とする年齢に関する変数として、対象者の年齢が30歳以上かつ39歳以下であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「30代」、40歳以上かつ49歳以下であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「40代」、50歳以上かつ59歳以下であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「50代」、60歳以上であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「60歳以上」を作成した。そして、昨年の収入(万円)を値とする「所得」を作成し、中卒を基準とする学歴に関する変数として、最後に卒業した学校が高校

であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「高卒」、短期大学ないし高等専門学校であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「短大・高専卒」、大学であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「大学卒」、大学院であれば1を取り、それ以外であれば0を取る「大学院卒」を作成した。続いて、対象者が契約社員、アルバイト・パートタイマー、派遣社員、嘱託のいずれかであれば1を取り、それ以外であれば0を取る「非正規雇用者」、従業員規模500人以上の企業に勤めていれば1を取り、それ以外であれば0を取る「大企業」、官公庁に勤めていれば1を取り、それ以外であれば0を取る「官公庁」を作成した。最後に、関東地方を基準とする「北海道」、「東北」、「中部」、「近畿」、「中国」、「四国」、「九州」という地域ブロックと政令市(特別区を含む)を基準とする「その他の市」、「町村」という市郡規模の変数を作成した。

サンプル数は全体で1,959、男性が1,101、女性が858となった。記述統計量はそれぞれ表1、表2、表3として示している。

結果と考察

男性と女性に分け、「幸福度」を被説明変数、それ以外の変数を説明変数として順序プロビット・モデルによる推計を行った結果が表4である。まず、男性の「英語力」を確認すると有意ではないことが分かる。観測数は十分にあることから、英語力は幸福度に影響を与えないことが示唆される。次に、女性の「英語力」を確認すると係数が正の値を取り、5%水準で有意であることが分かる。このことから、女性は英語力が高いと幸福度が得られることが明らかになった。

高い英語力は男性の幸福度に影響を与えないにも関わらず、女性の幸福度に貢献する理由を考えたい。海外の外国語学習アプリMosaLinguaが外国語を学習する利用者にアンケート調査を行ったところ、女性は外国語を「学ぶ楽しみのため」に学習する人の割合が多く(62%)、「旅行や楽しむため」と答えた人が70%、自己啓発のためと答えた人が77%だった。対する男性は「仕事で必要だから」と44%が回答し、女性の22%に比べて高かった³⁾。つまり、女性は自主

的に英語を学習し、英語を学習していること、ないし習得した英語を好きなことに活かせることから幸福度を得ており、一方で男性は、必要性から英語を習得しているため、英語を学ぶことから活用することからも幸福度を得られていない可能性が考えられる。

結語

本稿では、分析データとして KHPS を、分析手法として順序プロビット・モデルを利用して英語力が幸福度に与える影響を分析した。その結果、(1)男性は英語力が高くても幸福度を得られないが、一方で(2)女性は英語力が高いと幸福度を得られることが明らかになった。

この男女での相違は、男性は必要性から英語を習得している傾向にあるのに対し、女性は自主的に英語を学習し、習得した英語を好きなことに活かす傾向にあるからだと考察したが、推測の域を超えていない。

今回は、実証分析上の推計結果の報告に留め、理由を明らかにすることは今後の課題としたい。

謝辞

環境省の環境研究総合推進費「SDGs 目標達成に向けた統合的実施方法の包括的検討」の支援を受けた。また、藤田康範先生(慶應義塾大学)及び山本陽子先生(名古屋市立大学)からのコメントは本研究を前進させた。さらに、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターより「日本家計パネル調査(JHPS/KHPS)」((旧)「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」)の個票データの提供を受けた。記して感謝する。

文献

- 1) ブルーノ・S・フライ著、白石小百合訳. 幸福度をはかる経済学. 東京:NTT 出版、2012; 36.
- 2) 慶應義塾大学 パネルデータ設計・解析センター. 日本家計パネル調査(JHPS/KHPS). <https://www.pdrc.keio.ac.jp/paneldata/datasets/jhpskhps/> (参照 2020 年 1 月 3 日)
- 3) MosaLingua. Are Women Better At Language

Learning Than Men?.

<https://www.mosalingua.com/en/women-better-learning-languages-men/> (参照 2020 年 1 月 3 日)

表 1 記述統計量(全体)

	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
幸福度	1,959	6.3160	1.9385	0	10
英語力	1,959	0.04900	0.2159	0	1
未婚	1,959	0.2318	0.4221	0	1
健康	1,959	0.4441	0.4970	0	1
30代	1,959	0.1700	0.3757	0	1
40代	1,959	0.2675	0.4428	0	1
50代	1,959	0.2813	0.4497	0	1
60歳以上	1,959	0.2476	0.4317	0	1
所得	1,959	365.9530	313.2046	0	3,000
高卒	1,959	0.4763	0.4996	0	1
短大・高専卒	1,959	0.1639	0.3702	0	1
大学卒	1,959	0.2853	0.4517	0	1
大学院卒	1,959	0.02093	0.1432	0	1
非正規雇用者	1,959	0.3190	0.4662	0	1
大企業	1,959	0.2266	0.4188	0	1
官公庁	1,959	0.05054	0.2191	0	1
北海道	1,959	0.04339	0.2038	0	1
東北	1,959	0.06738	0.2507	0	1
中部	1,959	0.1751	0.3801	0	1
近畿	1,959	0.1899	0.3923	0	1
中国	1,959	0.05258	0.2232	0	1
四国	1,959	0.02348	0.1515	0	1
九州	1,959	0.1057	0.3075	0	1
その他の市	1,959	0.60286	0.4894	0	1
町村	1,959	0.09239	0.2897	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表 2 記述統計量(男性)

	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
幸福度	1,101	6.2307	1.9220	0	10
英語力	1,101	0.05086	0.2198	0	1
未婚	1,101	0.1953	0.3966	0	1
健康	1,101	0.4423	0.4969	0	1
30代	1,101	0.1762	0.3812	0	1
40代	1,101	0.2507	0.4336	0	1
50代	1,101	0.2707	0.4445	0	1
60歳以上	1,101	0.2725	0.4454	0	1
所得	1,101	501.3915	321.9456	0	3,000
高卒	1,101	0.4641	0.4989	0	1
短大・高専卒	1,101	0.07448	0.2627	0	1
大学卒	1,101	0.3733	0.4839	0	1
大学院卒	1,101	0.03361	0.1803	0	1
非正規雇用者	1,101	0.1217	0.3271	0	1
大企業	1,101	0.2271	0.4191	0	1
官公庁	1,101	0.05268	0.2235	0	1
北海道	1,101	0.04269	0.2022	0	1
東北	1,101	0.07266	0.2597	0	1
中部	1,101	0.1744	0.3796	0	1
近畿	1,101	0.1898	0.3923	0	1
中国	1,101	0.06176	0.2408	0	1
四国	1,101	0.02180	0.1461	0	1
九州	1,101	0.1008	0.3012	0	1
その他の市	1,101	0.6076	0.4885	0	1
町村	1,101	0.08719	0.2822	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表3 記述統計量(女性)

	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
幸福度	858	6.4254	1.9551	0	10
英語力	858	0.04662	0.2109	0	1
未婚	858	0.2786	0.4485	0	1
健康	858	0.4464	0.4974	0	1
30代	858	0.1620	0.3687	0	1
40代	858	0.2890	0.4536	0	1
50代	858	0.2949	0.4563	0	1
60歳以上	858	0.2156	0.4115	0	1
所得	858	192.1562	193.0769	0	3,000
高卒	858	0.4918	0.5002	0	1
短大・高専卒	858	0.27855	0.4485	0	1
大学卒	858	0.1725	0.3780	0	1
大学院卒	858	0.004662	0.0682	0	1
非正規雇用者	858	0.5723	0.4950	0	1
大企業	858	0.2261	0.4186	0	1
官公庁	858	0.04779	0.2134	0	1
北海道	858	0.04429	0.2059	0	1
東北	858	0.06061	0.2387	0	1
中部	858	0.1760	0.3810	0	1
近畿	858	0.1900	0.3925	0	1
中国	858	0.04079	0.1979	0	1
四国	858	0.02564	0.1582	0	1
九州	858	0.1119	0.3154	0	1
その他の市	858	0.5967	0.4908	0	1
町村	858	0.09907	0.2989	0	1

出所) KHPS より筆者作成

表4 順序プロビット・モデルによる幸福関数の推計結果

	男性	女性
	係数	係数
英語力	0.0675	0.4034 (**)
未婚	-0.4294 (***)	-0.3217 (***)
健康	0.5781 (***)	0.6949 (***)
30代	0.3810 (*)	0.2261
40代	0.1472	0.2364
50代	0.2059	0.1818
60歳以上	0.3923 (*)	0.6001 (***)
所得	0.0001975	0.0005143 (**)
高卒	0.01440	0.2454
短大・高専卒	-0.06634	0.6441 (***)
大学卒	0.2847 (*)	0.5468 (***)
大学院卒	0.4233 (*)	0.7418
非正規雇用者	-0.02348	-0.1162
大企業	-0.01274	0.01633
官公庁	0.1185	0.2407
北海道	0.05183	-0.06317
東北	-0.05781	0.04690
中部	-0.01366	0.1755 (*)
近畿	-0.1037	0.03849
中国	-0.06755	-0.07979
四国	-0.5560 (**)	0.3858 (*)
九州	0.009756	-0.0154
その他の市	0.07758	0.03928
町村	-0.08981	0.2279 (*)
サンプルサイズ	1,101	858
疑似R ²	0.0410	0.0578

出所) KHPS より筆者作成

ABSTRACT

The influence of English skills on happiness

Yoshihide Terada^{1*}

¹ Graduate School of Media and Governance, Keio University

* Correspondence, teradan@sfc.keio.ac.jp

This report analyzed the influence of English skills on individual happiness by using data from the “Keio Household Panel Survey,” which reflects the demographics of society. In the analysis, subjective happiness was treated as a dependent variable; according to the ordered probit model, results revealed that (1) the level of happiness does not increase for men with a high level of English, whereas (2) the level of happiness does increase for women with a high level of English.

Key Words: English skills, Keio Household Panel Survey, subjective happiness, ordered probit

支援者が専門性を高めるための地域の実践

新潟における自主学習会の取り組みから

小澤薫^{1*}、伊藤裕輔²、小栗宗春³

支援者の専門性は、クライアントにとって大きな力となる。その世帯の課題を追求し、必要な制度、資源につながるができる。「地域包括ケアシステム」構想をはじめ政策的には、福祉課題に対して、住民も含めた地域の力への期待が大きい。新潟で、支援者の専門性を高めるという視点で活動している「東区地域力を高めるための学習会」と「ソーシャルサポートネットワーク」という2つの学習会がある。この自主的学習会の実践、その成果と課題について検討した。2つの学習会の共通点は、支援者としての専門性の向上、多職種連携、ネットワークづくり、そして学習会の継続であった。世帯の課題の背景である社会構造を理解することが、支援者にとって重要であり、学習会の柱となっていることがわかった。

キーワード： 地域力、ソーシャルワーク、支援者支援、ネットワーク

はじめに

支援者の専門性は、クライアントにとって大きな力となる。その世帯の課題を追求し、必要な制度、資源につながるができる。自立に向けて、その世帯の課題解決に向けて、支援者の支えが不可欠である。その一方で、8050、9060に代表されるように、世帯の課題が潜在化して早期発見が困難な状況、多問題を抱えて対応に長期間を要する状況が、福祉の現場では散見されている。また、身元保証人等の不在を理由に、病院への入院や施設等への入所が進まないといった事例もみられている¹⁾。

2015年施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の支援にあたって、地域の役割、そのための住民も含めた地域の人材の育成、資源の確保、地域の福祉の担い手である専門職同士の連携の重要性が強調されている。2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築について、政府は「地域の自主性や主体性に基づき、地域の特

性に応じ」た地域づくりを指摘している²⁾。

あわせて、専門職の確保、養成は、各自治体をはじめ、専門機関において大きな課題になっている。生活保護担当の現業員（ケースワーカー）についてみると、経験年数1年未満が23.6%、3年未満とあわせるとほぼ6割を占めている³⁾。全国公的扶助研究会の調査によると、①年代の若い世代はケースワーカー経験が短いこと、②勤続年数が短い人、就職したばかりの自治体職員がケースワーカーの職に就いている傾向が示された⁴⁾。こうしたなかで、ソーシャルワーカーとしての専門性の確保に向けた職員体制の整備、研修が重要な役割を果たしている。

本稿では、社会福祉の専門職が、自身の専門性を高めるために行っている2つの自主的な学習会の開催頻度、内容、参加職種等をみていく。その成果と課題について考察をしたい。

方法

「東区地域力を高めるための学習会」（幹事

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 地域包括支援センター 胎内市社協 ³ 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターあしぬま荘

* 責任著者 連絡先：ozawak@unii.ac.jp

利益相反：なし

小栗)と「ソーシャルサポートネットワーク」(幹事伊藤)のこれまでの活動を、企画・運営の視点から整理する。

結果と考察

1 「東区地域力を高める学習会」の実践

(1) 学習会の開始時期と経緯、きっかけ

2017年に、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の声かけではじまった。当初メンバーは、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、障がい相談支援専門員、大学教員、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、新潟市内の弁護士であった。呼びかけ人の問題意識として、「地域包括支援センターに持ち込まれる介護支援専門員の相談内容が、利用者への支援では解決に至らないケースがある。例えば同居する子どもに障がいがあり、そこから派生する問題が利用者の生活にも影響し、問題を複雑化し世帯全体の問題にまでなっていること」であった。他のメンバーも同様の問題意識を実践のなかで抱えており、従来の高齢、障がいの個別の職種の枠にとどまらない連携が、地域の福祉課題の解決に向けて不可欠であることが共有化された。あわせて、政策的には、地域力として地域住民の力が期待されているが、ここでは、支援者の専門性を高めることによって地域力を高めるという認識のもと、支援者中心の学習会を開催することとした。

(2) 学習会開催頻度

開催は年1~2回。学習会開催にあたって、幹事会を年に4~5回実施している。幹事会メンバーは、当初メンバーである介護支援専門員、地域包括支援センター職員、障がい相談支援専門員、区社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、大学教員、弁護士である。学習会の企画、運営について協議をしている。

(3) 運営費

自主財源で実施、助成金は活用していない。資料の印刷代等の運営経費について、参加費100円を徴収している。

(4) 活動の対象エリア

新潟市東区が主となる。会場は、第2回から新潟市東区にある新潟県立大学で開催している。参加者は、勤務地が東区の方が中心であるが、東区以外からも参加がある。

(5) 学習会の目的

- ① 東区に暮らす地域住民が、安心して暮らし続けられるために必要な東区の地域性・地域の強み、特性、課題を1つずつ明らかにすること。
- ② 利用者、家族、地域住民の支援をすすめるにあたって、世帯単位の支援なしには困難な実情があり、学習会を通して、高齢、障がいなどの横断的な連携を図るとともに、専門職同士の理解と専門性の向上を図ること。今後、支援しやすい環境づくりを整備することとあわせて、専門職として地域で働き続けられるモチベーションの向上に役立てること。
- ③ 将来的には、自分が所属する組織、団体や行政に具体的な施策を提言し、暮らしやすい地域づくりにつなげること。

(6) 主な参加者

高齢分野、障がい分野の支援者(介護支援専門員、地域包括支援センター社会福祉士、同センター保健師、看護師、障がい支援専門員)、社会福祉協議会職員、弁護士、福祉用具専門員、葬祭業者、大学教員、行政職員など。職種構成については、表1の通り(2回から6回の延べの参加者)。

表1 参加者の職種等(延べ参加者数)

職種等(自己申告)	人数(人)
介護支援専門員	135
相談支援専門員	40
学生	29
社会福祉士	28
医療ソーシャルワーカー	8
生活相談員	8
弁護士	8
保健師	8
教員	7
困窮者支援	7

訪問介護サービス提供責任者	7
看護師	5
行政	5
福祉用具相談員	5
コミュニティソーシャルワーカー	4
支援員	2
就労支援員	2
税理士	2
社会福祉協議会職員	2
薬剤師	1
その他	15
総計	328

(7) 学習会で取り上げたテーマ・参加者数

テーマは、①高齢、障がい分野の複雑、多問題ケース、②権利擁護（成年後見、身寄りなし問題）、の2点に集約される（表2）。

表2 各学習会のテーマ、参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数(人)
1	2017/7/15	「東区の基本データ」「弁護士・支援者ほっとライン 東区の状況」	20
2	2017/10/14	「他機関連携（高齢、障がいの支援困難ケース）」「東区社会福祉協議会活動報告」	56
3	2018/1/27	「基幹相談支援センター業務内容について」「連携について」（障がい部門）	63
4	2018/8/18	「みんなで考えるケース会議」（障がい部門）、インシデントプロセス法活用、「弁護士連続ミニ講座 成年後見制度」	60
5	2019/1/12	「社会福祉協議会事業から見える子ども・子育て支援の現状と課題」「弁護士連続ミニ講座 身寄りなし問題」	61
6	2019/11/8	「事例のむこう側に輝いているクライアントの強み～2事例を通して～」	68

(8) 学習会に対する主催者としての評価

- ・ 高齢、障がい、子どもが同居する世帯支援に対して、各専門職が横断的な連携を図ることを意識した事例検討をおこなってきた（第2～4、6回の事例検討から）。そのことは、東区において高齢の親、障がいのある子の世帯で、問題が複雑化しているという地域の特性から、でてきたテーマである。学習会の繰り返しと継続が東区という地域の特性を具体的に表すことにつながり、支援の専門性の根拠を明確にできるようになると考えている。
- ・ 第3回の学習会で取り入れた「インシデントプロセス法」⁵⁾を学んだ介護支援専門員が、自身の業務圏域の「介護支援専門員事例検討会」で取り入れ、学びを広げていった。業務の中に学習会で学んだ新しい技法を取り入れることが可能となった。そのことは専門性を高め、働き続けられるモチベーションづくりにも寄与したと考えられる。
- ・ 学習会后、幹事会では毎回アンケートをとることで、参加者のニーズを捉えることに努めた。東区の支援ケースが、複雑多問題化している特性の1つに子どもの問題もあることが出された。そのことを踏まえて子ども支援中心の学習会を開催した(第5回)。高齢分野、障がい分野の専門職にとっては、支援の視点を広げることができたと同時に、子ども分野の専門職との連携が弱いこと、その連携を強めていくことの重要性を意識することにつながった。
- ・ 計6回にわたる学習会の積み重ねによって、東区の特性の1つである、高齢の親と障がいのある子の同居世帯において、複雑で、多問題を抱えた、支援困難なケースが多いことが確認された。あわせて、支援にあたって多職種での連携が重要であることが改めて確認された。それは学習会のテーマの共通性にも現れている。そのことが、東区の特質の1つとして捉えており、学習会を継続するモチベーションとなっている。
- ・ 現場の支援者が研究者と一緒に学習会を計画することで、支援者の実践の根拠と理論

を切り結ぶことになり得ると考えている。

- ・ 地域の実態から、支援者の支援内容では、権利擁護の視点が今後ますます重要になっている。弁護士と幹事会への参加とあわせて、学習会のなかで、弁護士による成年後見のしくみや身寄りなし問題についての講座を開催してきた。司法との連携の重要性を学習会に位置づけてきた。そのことは、支援者にとって、弁護士が身近な存在として相談できる関係にもなり、問題解決の方向の糸口になってきたといえる。

(9) 今後の活動に向けての課題

- ・ 東区における高齢の親と障がいの子の世帯の複雑で支援困難な状況について、障がい者手帳発行数と関係があると考えたが、他区と比較して高くはなかった。その一方で東区は、生活保護率、公営住宅戸数、児童虐待発生率が新潟市内で一番高いという特徴的な状況を示している。その上で、支援者が地域の特性や地域性を把握した上で専門的な支援ができるように、さらなるデータ分析が不可欠になっている。そこを明らかにすることが学習会の目的であり、将来的には提言やソーシャルアクションになると考えている。
- ・ 専門職が支援しながら困難と感じつつも、多職種で連携しながら、支援する背景には、利用者や家族の置かれた生活は、社会構造の様々な矛盾の反映として理解することが重要である。そこに目を向けた学習会が今後必要になると考えるようになった。
- ・ 東区地域力を高めるには、行政との連携は不可欠であるが、行政の参加が非常に少ない。行政の支援者が参加しやすい工夫が必要である。

2 「ソーシャルサポートネットワーク」の実践

(1) 研究会の開始時期と経緯、きっかけ

2016年に同じ市内の地域包括支援センターの社会福祉士同士で「保健師や介護支援専門員の役割は広く周知されているが、社会福祉士の認知状況はどうか」という疑問が共有された。厚生労働省は、社会福祉士の「あり方や機

能を明確化する」必要性があることを指摘したことを踏まえて⁶⁾、社会福祉士を対象とした学習会を企画した。その際、団体名は、社会の問題に対して複数の人や集団と連携を図る支援体制を構築していきたいという思いから、「ソーシャルサポートネットワーク」とした。

(2) 学習会開催頻度

仕事の傍らでの活動になること、家庭生活との両立の観点から、無理なく継続して行くことを目標とした(基本的に年3回程度開催)。幹事の中心メンバーは、学習会代表と同じ市内で働く地域包括支援センターの社会福祉士と社会福祉士の資格取得を目指している職員の3人で構成されている。第3回以降の学習会から開催場所とテーマに合わせて、その都度協力者を募り、一緒に企画・実施をしてきた。幹事会の開催頻度はテーマごとに3回程度、内容の構成と役割分担を確認している。開催ごとの協力者については、表3の通りである。

表3 開催にあたっての協力者

	協力者
第1回	なし
第2回	なし
第3回	社会福祉士2人、介護支援専門員2人、教員1人、保健師1人、学生1人
第4回	社会福祉士1人、介護支援専門員1人
第5回	社会福祉士2人、介護支援専門員2人
第6回	社会福祉士1人、介護支援専門員1人
第7回	社会福祉士4人、介護支援専門員1人、教員2人、保健師1人、学生6人
第8回	社会福祉士5人
第9回	社会福祉士1人

(3) 運営費

新潟県社会福祉士会の自主活動支援の申請を行い、年4万円の経費補助を受け、活動費にあてている。使用用途は主に印刷代や会場費に使用している。運営費の不足が生じるため、毎回参加者から100円徴収している(学生は無料)。

(4) 活動の対象エリア

学習会を立ち上げる際に新潟県社会福祉士会の入会者数を調べたところ、約 1,200 人であり、新潟市を除いた下越圏域の入会者数はそのうちの 8%程度であった(2019年10月25日時点)。そこで対象エリアを限定せずに各市町村に出向いて学習会を開催していく方向となった。

学生	61
福祉用具専門員	7
保健師	15
看護師	2
その他	19
総数	315

(5) 学習会の目的

幹事会では以下の5点を目的とした。

- ① 下越地区の社会福祉士同士の横のつながりを構築すること。仲間づくりと他分野の専門性を知ること。
- ② 専門職としての啓発や社会的認知度の向上を図ること。社会福祉士資格の有無、県社会福祉士会の会員かどうかに関わらず、社会福祉士に関心がある人の参加を促す。
- ③ 参加者自身の「～な活動がやりたい」「～な研修がしたい」「～を知りたい」「～学びたい」といった声を反映していくこと。
- ④ 勉強会等を通じ、ソーシャルワークの実践力や自らの専門性の向上を図っていくこと。そのことによって個々の業務や活動等に活かすことができる。
- ⑤ 地域に存在する多様な資源とつながり、下越地区における社会福祉の増進に寄与すること。

(6) 主な参加者

参加者の内訳で最も多い職種は、社会福祉士であり、次いで学生、介護支援専門員の順となっている。対象者を社会福祉士に限定していないため、大学と専門学校の先生や医療系の職種の参加も多い。その他での職種は社会福祉主事、地域福祉活動専門員、葬儀屋、事務職であった(表4)。

表4 参加者の職種の内訳(延べ参加者数)

職種等	人数(人)
社会福祉士	129
ケアマネ	41
精神保健福祉士	8
教員	15
介護士	18

(7) 学習会で取り上げたテーマ・参加者数

テーマは、「社会福祉士」としての専門性を深めていくものである(表5)。

表5 各学習会のテーマ・参加者数

	開催日	テーマ(開催場所)	参加人数(人)
1	2016/12/3	「社会福祉士って何?」(新発田市)	26
2	2017/3/25	「助けてと言えなくて マップ作成から見える地域の課題」(新潟市)	38
3	2017/8/29	「未来を考えるソーシャルワーク 最悪のシナリオから考える」(新潟市)	45
4	2017/12/2	「私が描く相談員像 相談員に求められる役割」(新発田市)	31
5	2018/3/10	「社会福祉士の相談援助とは? 事例検討を通じて」(新潟市)	46
6	2018/7/14	「社会福祉士って何?」(村上市)	20
7	2018/9/14	「過去・現在・未来を考える旅」(阿賀町)	40
8	2018/3/16	「社会の歪み 医療編」(新潟市)	57
9	2019/7/27	「社会の歪み ひきこもり編」(新潟市)	32

(8) 学習会に対する主催者としての評価

- ・ この4年間、4市町村で9回の学習会を企画し開催し、各地域で働く多くの社会福祉士との出会いがあった。また、参加者と一緒に学びを深める中で社会福祉士の専門性について考えてきた。参加者の中には学習会がきっかけで社会福祉士に関心を持ち、国

家試験の受験資格を取得する人もでてきた。さらに、社会福祉士には様々なフィールドで働いている人が多く、他分野の専門性を知ることに繋がった。

- ・ 第2回から企画の協力者を募り、第3回から開催場所とテーマに合わせて協力者と一緒に打ち合わせを行い、学習会の開催につながった。協力者は社会福祉士だけではなく、大学や専門学校の教員をはじめ、保健師、介護支援専門員、学生と幅広い職種の方と一緒に企画・開催してきた。事例検討が多い学習会だが、第7回の学習会では、現任者と県内の社会福祉士養成の複数の大学と専門学校の学生と一緒に阿賀町で一泊二日の学習会を企画した。阿賀町で働く社会福祉士の取り組みをはじめ、住民との触れ合い、高齢者の居場所（サロン）訪問、水俣病について学びを深めることができた。
- ・ 毎回、アンケートで参加者に学習会で取り上げてほしいテーマを挙げてもらっている。できるだけ参加者の要望に応えられるように幹事会で打ち合わせを重ねてきた。その中で、ひきこもりに関する学習会を希望する意見が多く、第9回ではひきこもりをテーマに学習会を開催した。改めて参加者と一緒に学習会を作っていく大切さを学ぶことができた。
- ・ 毎回、土曜日の午後に学習会を企画しているが、貴重な休日にも関わらず毎回20名以上の参加者が集まっている。
- ・ 参加者の職種は、表4で示した通りだが、参加者の年齢は20代から60代と幅広い。グループワークでは、その強みを生かすためになるべく世代別に分けている。第5回終了後のアンケートでは、「自分が生きてきた勘や経験知で判断することは間違いだと気づくことができた」、「ソーシャルワーカーとして大切なのは、気づきの言語化、価値、ソーシャルアクションであることが良くわかった。これからは意識して普段の業務に取り組みたい」との意見があった。社会福祉士はクライアントの自己実現を目指すために必要な視点を学ぶことができた。
- ・ この学習会は、社会福祉士養成の大学・専

門学校の教員が関わっており、そこから多くの学生に広報ができ、学生の参加が多いことも特徴の1つである。ソーシャルワーカーは、現場実践の中から湧き上がる問題意識や検討課題を追求し、実践の理論化と理論の実践への活用という両面で活躍する必要があると考えている。この点からも学習会に教員が協力していることは非常に心強い。また、本活動が新潟県社会福祉士会でも注目されるようになり、「2020年 ソーシャルワーカーデーin にいがた」では、本活動の内容を報告することとなっている。着実に歩んできた成果が、実を結んでいると実感している。

- ・ 本活動の強みの1つは行動力である。対象エリアを限定せずに新発田市、新潟市、村上市、阿賀町で、テーマを考えながら学習会を開催してきた。そこで出会うことができた社会福祉士や他職種は、継続的な学習会への参加につながっている。また、ときには学習会の協力者にもなってもらい、より関係性が深まっていることを実感している。
- ・ 強みの2点目は発信力である。本活動に興味関心を持ってもらえるようにフェイスブックを活用し、開催日の告知と学習会終了後の様子をアップしている。実際、過去のアンケート集計からフェイスブックの動画を見て参加した人は多かった。全体として学生や20代前半の参加者が多く、時代にあった周知方法や工夫が必要である。
- ・ 強みの3点目は社会福祉士を目指している学生の参加が多いことである。現役の社会福祉士がどのような場面で悩み、葛藤を抱えているのか、それを直接学生が感じることによって、学生が学びを深めるとともに、自分なりの考え方を形作る場にもなっているのではないかと感じている。
- ・ 学習会を継続できる強さである。回数を重ねていくと考え方の相違や学習会の負担から存続自体難しくなることがある。学習会を通して久しぶりに会う仲間と近況報告をしたり、お互いの頑張りを知ることでモチベーションのアップにつながることもある。参加者からも「毎回楽しみにしている」「次

はいつですか」と聞かれることもある。幹事と参加者に元気を与えられることが本活動の一番の強みではないかと考えている。

(9) 今後の活動に向けての課題

- ・ 学習会を継続することである。仕事、家庭、プライベートの傍らで企画・運営・振り返りの時間を確保するためには大きなエネルギーが必要である。特に企画の段階では、内容の構成や役割分担、会場の確保、出欠席者の把握、懇親会の手配など詳細な確認が必要になる。幹事には、未就学から、小学校低学年、高校受験を控えた子どもなど、子育て世代が多いため、家族の理解が欠かせない。学習会は年3回程度を予定しているが、継続していくためには家庭とのバランスを見ながら開催数を調整することも必要になっている。
- ・ テーマ・内容の構成である。学習会立ち上げ当初は、参加者数が本活動の評価に繋がると考え、参加者数を増すことを考えてきた。いまは、事例検討を重ねる中で、地域に共通する「社会的排除」、「社会的孤立」の実態を確認することができた。社会構造のなかで問題を捉えていくこと、これらの諸問題に対してどのように参加者と問題意識を共有していくか、こうした視点でテーマを考えていこうと考えるようになった。

3 学習会の共通点と事例検討から見えた地域の構造

(1) 学習会の共通点

2つの学習会の取り組みの共通性から、学習会のステップアップにつながるものを見ると、それぞれの学習会の目的と参加職種に現れている。その共通点は以下の通りである。

① 専門性の向上

「ソーシャルサポートネットワーク」は、社会福祉士という資格の本来の専門性とは何かを考えるために、学習会テーマが社会福祉士に関連するものになっている。「東区地域力を高める学習会」は、地域に現れる諸問題から地域の特性に視点を置いて、事例を用いながら検討し、支援者としての専門性を高めるアプローチをとっ

ている。また、研究者、弁護士の参加を促し、より専門性の向上を意識したものになっている。

② 多職種連携

参加者の職種（業種）の内訳をみると、「ソーシャルサポートネットワーク」は9、「東区地域力を高める学習会」は14であった。なお、「東区地域力を高める学習会」の幹事のひとり、1990年代に、新潟市で自主的な学習会である「福祉、医療学習会」を運営した経験がある。開催は、ほぼ毎月で、2年間行われた。この時の参加職種は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護士、病院職員、病院医療ソーシャルワーカー、大学教員の5職種のみだったという。措置から契約へという体制の変更、介護の社会保険化など制度、環境が大きく変わったため、単純に比較はできないが、参加職種（業種）の増加は、支援にあたって多くの機関との連携が求められていることといえる。

③ ネットワークづくり

専門性を高め、地域のクライアントの生活に現れる諸問題を支援するには、多くの専門職との連携なしには支援が難しい。このことは、多くの専門職による支援ができるようなネットワークを構築しないと課題解決につながらないことを意味している。

④ 身の丈にあった学習会の積み重ね

学習会を開催してきた代表者の考えの共通点は、そもそも社会福祉士として、支援者として、自分たちは専門性が高くないという認識から出発していた。学習会に参加する社会福祉士、支援者と一緒に、お互いに専門性を高めていきたいという思いがあり、それが、背伸びせず、今の専門性の到達点からくる身の丈にあった学習会の開催であり、その積み重ねである。

(2) 検討した事例の内容

「東区地域力を高める学習会」と「ソーシャルサポートネットワーク」の事例検討の内容をみると、事例に出てくるクライアント及びその家族には共通するものがある。それは社会的なつながりが弱いということである。事例だけではなく、実際に働く現場でも1世帯の中にそれぞれの世帯員が抱えるニーズが複合化し絡み合うケースが存在している。それらは、短期間で

の支援や既存のサービスでは解決できず、支援が長期化することも少なくない。進む核家族化、単身化による人間関係の希薄化、非正規雇用の増加による雇用の不安定化、これらとあわせて貧困の深刻化、社会的孤立が進んでいる。社会的つながりが弱い人々の状況は、短期間で生み出されたというよりは、長期の生活の積み重ねによる場合が多く、その1人ひとりが抱えるニーズは時間とともに多様化、深刻化しがちである。そうした状況に対して、高齢分野では利用者の全体像の把握と分析のために、現場では「アセスメントツール」⁷⁾の開発や運用が進んでいる。しかし、これでは定型化できない問題や「利用者が望む本当のニーズ」を把握することは難しい。介護保険法の第1条では、介護サービスを必要としている人が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定されているが、制度の適用が第一となつて、利用者に向き合うことが少なくなっているという声が聞かれている。

2016年に政府は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、「地域共生社会」に向けて、地域住民を主体にしたつながりの再構築を謳っている。こうした動きを受けて、現在では社会福祉士や精神保健福祉士の福祉専門職を職員として採用する自治体が増えている。しかし、社会福祉の専門的な技術であるソーシャルワークの「クライアントを取り巻く社会環境とのつながりに着目した視点」が、福祉現場で醸成されているとは言いがたい。だからこそ、社会的つながりが弱い人を包摂するための知識を身につけ、同じ目的意識を持った専門職と議論を重ねながら、専門性を深めることが大切である。それには、福祉関係者だけではなく、技能を習得する教育や人権と法を照らし合わせた支援が行えるような活動も重要である。実際、代表者のなかには、リッチモンドから改めてソーシャルワーク学び直す「ソーシャルワーク学習会」(2018年から)、法的根拠となる憲法について正しく理解する「憲法カフェ」(2019年から)など、新たな学習会を定期的で開催する動きも現れている。地域課題を構造的に把握し、

視野を広げて検討していくことの必要性が見出されている。

結語

行政をはじめ全国的に福祉職採用が広がり、社会福祉士取得の職員が庁内、福祉職場に増えている。しかし、研修体制など組織として専門性を高める体制の構築が十分とは言い難い状況がある。実際、生活保護の現場では、ケースワーカー経験のない査察指導員は、4割から5割に及ぶという数字が示されている⁸⁾。同調査の結果から、ケースワーカーにとって他職種連携を積極的に進めることが、世帯の課題解決につながるという回答がみられた一方で、他機関連携に消極的な回答も多くみられた。このことは、支援者による学習会に行政職員の参加が少ないことと関係していると考えられる。「東区地域力を高める学習会」においては、行政機関への周知を重ねているが、参加者はかなり限られていた。地域課題の解決には行政の協力が不可欠である。幅広く学習会の趣旨を理解してもらうために、地域住民の抱える諸問題を構造的に捉える視点、専門職同士の顔の見える関係づくりが支援を円滑に進めることなど、成果を共有しながら、ひとりでも多くの地域の専門職を巻き込んでいくことが求められている。学習会が地域において実践と理論の融合を深めていくために、次の展開を見据えて、継続し、共有していく体制づくりを一緒に考えていきたい。

文献

- 1) 小澤・身寄りなし問題研究会(2018)。
- 2) 厚生労働省「地域包括ケアシステム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
(2019年12月28日確認)。
- 3) 厚生労働省「平成28年度福祉事務所人員体制調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/125-1.html>
(2019年11月19日確認)。
- 4) 全国公的扶助研究会(2018)、p.312。
- 5) 「ある問題を含む事例の断面を具体的なインシデント(事件)として短時間で提示し、そ

- れに基づいて参加者全員が主体的解決法を検討する方法」岩間他（2010）p.217。
- 6) 厚生労働省（2015）「第7回 福祉人材確保対策検討会 資料1」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/1.shiryo1.pdf>（2019年11月19日確認）。
- 7) アセスメントシートは厚生労働省が指定する課題分析標準項目（23項目）を満たしたものであり、都道府県によっては、シートの様式を示している。
- 8) 小澤・にいがた公的扶助研究（2016）、全国公的扶助研究会（2018）参照。
- 価値と倫理と社会正義について考え続けるということ」『ソーシャルワーク学会誌』36
小澤薫・にいがた公的扶助研究会（2016）「新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査結果報告書」（平成27年度 新潟県立大学地域連携センター地域貢献推進事業 報告書）
小澤薫・身寄りなし問題研究会（2018）「『身元保証人等に関する実態把握調査』結果報告書」（平成29年度 新潟県立大学地域連携センター地域貢献推進事業 報告書）
今野晴貴・藤田孝典編（2019）『関わなければ社会は壊れる』岩波書店
日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分会（2018）「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について 社会福祉学の視点から」全国公的扶助研究会（2018）『第51回全国セミナー・東京大会 資料集』

参考文献

- 伊藤大介（2019）「社会福祉士の相談援助実習における学生の自己評価の点数と関連する要因」『ソーシャルワーク学会誌』38
岩間伸之・白澤政和・福山知女編著（2010）『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』ミネルヴァ書房
植竹日奈（2018）「ソーシャルワーク実践の中で

Practice for Improve the Expertise of Supporters
Based on the activities of self-study meeting in Niigata
Kaoru OZAWA^{1*}, Yusuke ITO², Muneharu OGURI³

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Community General Support Center TAINAI City Social Welfare Council

³ In-Home care support Center ASHINUMASOU

* Correspondence, ozawak@unii.ac.jp

第 10 回 新潟人間生活学会

講演要旨集

令和元年 7 月 14 日
於 新潟県立大学

新潟人間生活学会 第10回大会 プログラム

令和元年7月14日(日)

第1部 研究発表〔ポスターセッション〕

12時30分～13時30分 4101大講義室前フロア

第2部 記念講演

テーマ：「子どもの権利を守るために

ー子どもの権利に基づくコミュニティづくりに向けて」

講師 木村 草太 氏（首都大学東京 教授：憲法学）

14時～16時 4101大講義室

第1部 研究発表〔ポスターセッション〕(12時30分～13時30分 4101講義室前フロア)

12時30分～13時：コアタイム

1. 高齢化の進む集合住宅団地における社会的フレイルの実態把握

○玉浦 有紀（健康栄養学科）

2. 新潟市・スーパー・レストランと新潟県立大学生の協働による食環境整備の取組み

○小島唯（健康栄養学科） 村山伸子（健康栄養学科）

笹谷瑞江（新潟市保健衛生部保健所健康増進課）、平野なるみ（健康栄養学科6期生）

3. 雪下京くれない人参と雪下はまべに人参における食味と成分、機能性

○神山 伸（健康栄養学科） 上浦 桜民（健康栄養学科6期生） 甘利 礼奈（健康栄養学科6期生）

酒井 史彰（大庄総合科学新潟研究所） 曾根 英行（健康栄養学科）

4. カスタードプリンに対する材料の配合割合と加熱法の検討—年代の異なる料理本を参考に—

○山岸あづみ（子ども学科） 田村朝子（健康栄養学科）

5. 中心子目植物から精製した Betalain 色素の生体内抗酸化作用

○高橋 あずさ（健康栄養学科） 伊藤 那由加（健康栄養学科7期生）

神林 千加（健康栄養学科7期生） 知地 英征（北海道大学大学院）

6. 一酸化窒素はファゴサイトーシスを促進する

○萩原真（健康栄養学科） 松下健二（国立長寿医療研究センター口腔疾患研究部）

7. 病院・施設が求める身元保証人に関する研究—新潟県内におけるアンケート調査の結果から—

○小澤薫（子ども学科）

8. 包括的な電話相談から見える子育ての現状について

～「子育てなんでも相談センター きらきら」の縦断的データ分析を通して～

○小池由佳（子ども学科） 山口智（新潟医療福祉大学） 伊藤真理子（新潟青陵大学）

佐藤勇（よいこの小児科さとう） 川村雅子（子育てなんでも相談センターきらきら）

小柴真一（新潟市こども未来部） 丸田秋男（新潟医療福祉大学）

第2部 記念講演 (14時～16時 4101大講義室)

司会 子ども学科 学科長 伊藤 巨志
学会長挨拶 学会長 人間生活学部長 村山 伸子

★記念講演

テーマ：「子どもの権利を守るために

ー子どもの権利に基づくコミュニティづくりに向けて」

講師 木村 草太 先生 (首都大学東京 教授：憲法学)

座長 子ども学科教授 小池 由佳

子どもの権利条約では、子どもに関することが行われるときには、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えるという「子どもの最善の利益」の原則が示されています。しかし、私たちの地域社会を見渡してみたとき、このような原則は本当に守られているのでしょうか。むしろ大人の側の都合によって構築された仕組みや制度ばかりで埋め尽くされてしまっていないのでしょうか。

第10回を迎える本学術大会では、昨年2月に「子どもの人権をまもるために (晶文社)」を編集・出版された首都大学東京教授の木村草太先生からご講演いただきます。日ごろから子どもの支援に関わっておられる方のみならず、地域に暮らす多くの方々にお集まりいただき、子どもの権利を守ることを中心に据えたコミュニティづくりについてともに考える時間にできればと考えています。

■ 閉会の挨拶

実行委員長 健康栄養学科 学科長 田村 朝子

第1部 ポスターセッション

高齢化の進む集合住宅団地における社会的フレイルの実態把握

○玉浦 有紀¹

¹新潟県立大学健康栄養学科

【目的】

我が国は、超高齢社会に突入し、医療経済的視点や、高齢者の quality of life : QOL の視点から、どれだけ要介護状態にならずにいられるか（介護予防）がますます重要となっている。近年、その適切な評価と介入に向け、「フレイル」の概念が着目されている。特に、“地域社会や人との関係性が希釈化されている生活状態像総称”である「社会的フレイル」は、高齢化が進む地域で、効果的な介入視点となり得る。本研究では、管理栄養士が、地域包括ケアシステムの構成員として、地域ケア会議にも参画する地域を対象に、食生活の側面も含めた「社会的フレイル改善」の介入視点を得ることを目的とする。具体的には、地域居住の高齢者の「社会参加状況」に焦点を充て、「activities of daily living : ADL」や「その他、社会的フレイル状況」との関連を検討する。加えて、「社会参加に関する課題・ニーズ」についてもたずね、内容の整理を行うことで、当該地域居住の高齢者の実態を踏まえた介入の在り方を提案する。

【方法】

都内1地域で、高齢化が進む集合住宅（1960年代に建築され、エレベーターが増設できない5階建て）の全世帯（26棟・839戸）を対象に、自己記入式質問紙調査を実施した。質問紙では、世帯構成、社会参加状況（地域の組織・活動との関わり）、日常生活動作（ADL）、社会的フレイル状況（ソーシャルサポート）の評価と合わせ、これらの回答理由と現状改善に向けた要望を自由記述で求めた。解析は、65歳以上が暮らす世帯の世帯構成と社会参加状況で、ADLやソーシャルサポートに相違があるかを、 χ^2 検定、又はFisherの正確確率検定で検討し、社会参加に関する課題・ニーズは、自由記述の回答から、質的記述的検討で整理した。

【結果】

世帯構成を含む回答を得た282世帯（有効回答率：33.6%）の内、65歳以上が暮らす世帯は、217世帯（解析対象：76.9%）であった。社会参加状況（地域の組織・活動との関わり）で、「関わりたいが関われない」、「関わりたくない」と回答した世帯（39.4%）は、ADLやソーシャルサポートで、不安や課題を有する世帯の割合が高かった。特に、「掃除」「洗濯」「調理」「食事バランス」では、「家庭内でできるが不安がある」と回答した世帯の割合が高く、「調理」に関しては2割以上（21.4%）が該当した。

続いて、質的検討により、高齢化地域の課題・ニーズを抽出・整理したところ、社会参加状況（地域の組織・活動との関わり）が十分でない世帯は、「体調不良」がその背景にあり、ADLに課題を感じる理由でも、「体調」や「加齢に伴う体力・気力低下・不安」の身体的フレイルを疑う内容がうかがえた。

【結語】

高齢化が進む地域（集合住宅）の65歳以上の高齢者が居住する世帯では、ADLやソーシャルサポートに対し、不安や課題を有する世帯が一定数あること、社会参加（地域との関わり）を含む社会的フレイルは、身体的フレイル状況にあると、一層、陥りやすい可能性が示唆された。したがって、身体的フレイルに陥ることを予防すると共に、既にその状況下にある者には、実態に見合った支援を検討する必要がある。社会的フレイル状況の改善には、身体的フレイルの存在も踏まえたアプローチが望まれ、これらの評価・介入には、食事（食生活）の側面が欠かせない。管理栄養士は、他職種、地域で患者が関わりを持つ施設と連携し、これらの評価の実施と介入（例：外来や退院時の食事栄養指導などで、高齢患者が社会参加できる形を検討する）に携わるなど、フレイル予防に努めることが求められる。

新潟市・スーパー・レストランと新潟県立大学生の協働による食環境整備の取組み

○小島唯¹、村山伸子¹、笹谷瑞江²、平野なるみ²

¹健康栄養学科、²新潟市保健衛生部保健所健康増進課

【目的】

新潟市の健康課題に、脳血管疾患・胃がんの死亡率が高く、高血圧患者が多いことがある。その主な原因として、食塩摂取量の過剰と野菜摂取量の不足が挙げられる。新潟市は、これらの課題解決に向け、市民の減塩意識向上、減塩に取り組む市民の増加を目的とした「野菜 de ちょいしお」プロジェクトを推進している。その一環として実施した、行政、スーパー・レストランと大学が連携した食環境整備の取組みについて報告する。

【方法】

平成30年10月～平成31年2月、新潟市内のスーパー3社（A、B、C）及びレストラン3店舗（D、E、F）、新潟県立大学健康栄養学科の「公衆栄養学実習」の一環として3年生30名、新潟市保健所が協働して実施した。平成30年10月～12月、学生が各店舗の担当者・新潟市管理栄養士とともに、「野菜 de ちょいしお」メニューの開発を行った。開発したメニューは、1食当たりの食塩相当量3g未満（惣菜の場合1g未満目安）、野菜120g以上（緑黄色野菜2種類以上；いも類、きのこ類、海藻類含む）の条件を満たすものとした。平成31年1月20日～2月28日の約1か月間、各店舗において開発したメニューの販売提供、作成したPOP掲示による減塩普及啓発を行った。プロセス評価としてメニューの提供状況、販売方法、PR方法の記録、結果評価として販売食数の把握を行い、取組みを評価した。

【結果・考察】

スーパーA（新潟市内17店舗）、B（市内15店舗）、C（市内16店舗）では各社2品の弁当または惣菜を販売提供した。レストランDでは1品（定食）、レストランE、Fでは各店舗2品の単品料理を販売提供した。プロセス評価として、各店舗、当初の予定通りのメニュー数を販売提供、一部の店舗でPOP掲示による減塩普及啓発を実施した。PR方法について、「野菜 de ちょいしおメニュー」リリースイベントの実施、新聞・テレビ、ラジオ出演によるイベントの宣伝を行った。結果評価として、販売提供食数はスーパー3社合計22,168食、レストラン3店舗合計800食であった。

取組みの課題として以下の2点がある。①とくにスーパーにおけるPOPを用いた普及啓発が挙げられる。レストランでは料理選択時にメニュー表とともに啓発資料を添付したが、スーパーでは店舗によってPOPの掲示がされていなかった。POPを活用した統一的なプロモーションが必要である。②評価方法について、住民への影響を測定することが難しく、どの程度効果が得られたか不明である。また、販売する商品であるために、詳細な売上情報が得られないことが挙げられる。

【結語】

行政、スーパー・レストラン及び大学が連携した、減塩メニューの販売提供と、POP掲示による減塩普及啓発といった食環境整備の取組みの実行可能性が示唆された。市民の減塩意識の向上、減塩に取り組む市民の増加に向けて継続した取組みが必要であるといえる。

雪下京くれない人参と雪下はまべに人参における食味と成分、機能性

○神山 伸¹、上浦 桜民²、甘利 礼奈²、酒井 史彰³、曾根 英行¹

¹健康栄養学科、²健康栄養学科 (6期生)、³大庄総合科学新潟研究所

【目的】

新潟県津南町の特産である雪下人参は、秋人参を収穫せず雪下に放置することにより通常の人参と比べて良好な食味を持つことを特徴とする。近年、金時人参の機能性と五寸人参の食味を併せ持つ京くれない品種を用いて雪下人参を作る試みがなされているが、その成分と食味については明らかにされていない。本研究では、この雪下京くれない人参 (以下、雪下くれない) について、はまべに五寸人参を用いた従来の雪下人参 (雪下はまべに) と比較検討することにより、その食味と成分、及び機能性を明らかにすることを目的として行った。

【方法】

春収穫の雪下はまべに人参と雪下くれない人参、及びその加工物について、一般成分と食味に關与する成分 (遊離糖、遊離アミノ酸、有機酸) を分析した。また、カロテノイドに関して、それぞれに含まれるリコピン及び α -カロテン、 β -カロテンの量を定量するとともに、それぞれの人参の抗酸化性について、水溶性成分を ESR 法で、脂溶性成分を SOAC 法とリポソーム-TBA 法で評価した。さらに、それぞれの食味に関して官能検査で評価するとともに、味覚センサーによる食味測定と、匂いかぎ GC-MS による香気成分の分析により、それぞれの味と香いを特徴化した。

【結果】

一般成分及び食味に關与する成分の分析では、雪下はまべにと雪下くれないに大きな差はみられず、その加工物であるジュースにおいても同様であった。一方、それぞれのカロテノイド総量は同程度であったが、雪下くれないは雪下はまべにの 20 倍以上のリコピンを含んでおり、カロテノイドの抗酸化活性を測定する SOAC 法で 1.7 倍の一重項酸素消去活性を示した。また、リポソーム-TBA 法でみた細胞膜モデル脂質の過酸化も有意に低下させるとともに、ESR 法でみた水溶性成分の抗酸化活性においても高い値を示した。

味覚センサーによる食味の分析では、雪下くれないは雪下はまべにと近い食味であるが、渋み、雑味の少ない評価であり、香気成分に関する GC-MS 分析でも類似した香気であった。新潟県立大の学生 25 名をパネルとした官能検査では、にんじん、ジュースともに雪下はまべにと雪下くれないとの間で評価の違いは見られず、食味に大きな違いがないことが示された。

【結語】

本研究により、雪下くれないは高リコピンの機能性人参でありながら雪下はまべにと遜色ない食味であり、ジュースやペーストのような加工物でもカロテノイドが失われず残存していたことから、良好な食味をもつ機能性ににんじんとしての有用性が確認された。

従来の農産物の雪中貯蔵や雪下貯蔵では、主にその品質保持と食味向上効果に焦点があてられており、機能性に着目した雪利用貯蔵の例はこれまでほとんどない。「食味」の良さをアピールしている従来の雪下人参はその流通期間も限られており、安定供給が難しいという一定の割合で規格外品が発生する問題点がある。雪下くれないに含まれるリコピンの機能性は長期保存が可能であるジュースやペーストのような加工製品でも残存していたことから、これらの規格外野菜を有効活用できることに加え、通年流通のための商品開発に繋げることが可能である。さらに、ペーストやパウダーなどの加工製品は高齢者用食品や健康食品を含むさまざまな食品にも適用できることから、食品の三次機能である機能性を目的とした高付加価値食品の製造においても大きな意義があるものと考えられる。

カスタードプリンに対する材料の配合割合と加熱法の検討 —年代の異なる料理本を参考に—

○山岸あづみ¹、田村朝子²

¹子ども学科、²健康栄養学科

【目的】

日本は明治時代に入り急激に諸外国の文化が普及し、食生活においても3大洋食といわれる「コロッケ」「オムライス」「カレー」やビスケットやキャンディーなどの洋菓子が食べられるようになった。近年では、健康志向の高まり、食の外部化など、時代背景とともに食生活は変化し続けている。また、料理に使用される食品、味、物性も社会情勢や流行等に左右されることが多く、これは食感を示すオノマトペにおいて顕著に表れる。例えば、平成時代の調査では昭和時代に出現しなかった「ぷるぷる」「ぷにょぷにょ」などが使われるようになったと報告されている。これは、平成時代に入って新たな食感を有する「やわらかいゲル化食品」の流行や、同じ料理であっても時代によって作り方の違いによる食感や味の変化が背景にあると推察された。

本研究では、同一料理における時代ごとの作り方、味、食感等の変化を比較し、時代背景との関連を明らかにすることを目的としており、今回はその手始めとして、使用食材が少ない「カスタードプリン」を題材に、明治～平成の料理本及び文献を基に、材料の配合割合や加熱法の違いがカスタードプリンの物性や味に及ぼす影響について検討した。

【方法】

1) 料理本および文献調査、作成するカスタードプリンの選定：料理本（明治9冊、大正1冊、昭和5冊、平成1冊）、文献7報から抽出した。作成するプリン、今回入手できた本の中で出版年（明治）がもっとも古い料理本に記載されていた卵黄のみ使用したプリン（卵黄プリン）、昭和に出版されたもので牛乳の使用が多い特徴だったプリン（牛乳プリン）、昭和から平成の本や文献で多く見られた卵液、牛乳、砂糖の割合を用いたプリン（普通プリン）を選出した。

2) カスタードプリンの調製および比較方法：卵黄プリンは卵黄のみ、牛乳及び普通プリンは全卵を用いて3種類のプリン液を調製し、料理本や文献で用いられていたオーブンおよび蒸し加熱で作成した（n=5）。各プリンの材料の配合は卵液を1とした時の牛乳、砂糖の割合を卵黄プリン（1：1.2：0.36）、牛乳プリン（1：3.5：0.75）、普通プリン（1：2：0.5）とした。オーブン加熱はステンレス製の箱に湯を張り、プリンを浸漬させて加熱した。蒸し加熱は蒸し器内の温度を調節して加熱した。加熱後のプリンは冷却し、測定に用いた。プリンは栄養価、重量変化率、試料高の変化率、断面観察、破断応力、離水率を求めて比較した。学生15名を対象に官能検査を実施した。得られた結果は一元配置分散分析し、有意差を検定した。有意水準は両側5%とした。

【まとめ】

明治の本は写真がなく、実物を見たことがないと調理が困難だと感じた。卵黄プリンは他の2つに比べてエネルギー・脂質・コレステロール量が高かった。重量変化率は牛乳プリン（オーブン）が他のプリンに比べて有意に変化したことが確認できた。牛乳プリンは水分量が多いため、水分蒸発量の多さが関係していることが示唆された。卵黄プリンは加熱法に関係なく、離水率が低かった。卵黄プリンは他のプリンに比べて水分含量が少なく、固形分特に、脂質とたんぱく質が多いことが影響していることが考えられた。破断応力ではオーブン加熱の卵黄プリンは加熱法に関係なく、牛乳および普通プリンに比べて有意に硬かった。一方、牛乳プリンは他に比べて軟らかくなる傾向であった。官能検査ではオーブンおよび蒸し加熱ともに卵黄プリンは他のプリンに比べてコクの項目が有意に高く、脂質含量が影響していることが推察された。今後はさらに文献調査を行い、異なる配合割合や食材がプリンの物性に及ぼす影響および市販プリンとの比較検討も行う予定である。

中心子目植物から精製した Betalain 色素の生体内抗酸化作用

○高橋 あずさ¹、伊藤 那由加²、神林 千加²、知地 英征³¹健康栄養学科、²健康栄養学科7期生、³北大院農

【目的】

近年、植物色素の中で生理機能性を示す化合物 (phytochemical) が注目され、ヒトでの疾病予防や抗酸化作用が報告されている。Betalain 色素は赤ビートやウチワサボテン果実などの中心子目 (ナデシコ目) にのみ含まれる水溶性色素で、赤紫色の Betacyanin 色素と橙黄色の Betaxanthin 色素に分類されている。赤紫色の Betacyanin 色素は、フラビニウム骨格を持った赤色色素のアントシアニンとは全く異なり、ベタラミン酸にシクロドーパが結合した構造をしている。また、橙黄色の Betaxanthin 色素は、ベタラミン酸にアミノ酸又はアミンが結合した構造を持った非フェノール性含窒素色素である。最近、Betalain 色素が活性窒素除去能を持つことが報告され、体内でのフリーラジカルや活性酸素の除去作用が期待されている。しかし、生体内での生理作用については十分解明されておらず、未だ不明な点が多い。本研究では、赤ビートおよびウチワサボテン果実果汁粉末から精製した Betacyanin 色素及び Betaxanthin 色素の抗酸化性測定と Betalain 色素の生理作用を解明するために、ラットにおけるアルコール性胃粘膜障害抑制実験及び臭素酸カリウム誘発腎障害抑制実験を行った。

【方法】

(実験 1) Dowex50W (H⁺) 及びポリアミド C-200 を充填したオープンカラムで精製した Betacyanin 色素 及び Betaxanthin 色素の抗酸化性を ORAC 法及び Luminescencer 法で測定した。

(実験 2) アルコール性胃粘膜障害抑制実験では、SD 系雄性ラット 7 週齢 (n=6) を 24 時間絶食後、実験の 1 時間 30 分前に Betacyanin 色素及び Betaxanthin 色素を 100 mg/kg B.W 及び 300 mg/kg B.W を経口投与した。また、対照群には生理的食塩水を経口投与した。30 分後に 99.5% エタノールを 5 mL/kg B.W 投与した。1 時間後に麻酔下で開腹後、胃を摘出し 5% ホルマリン中性緩衝液で固定した。その後、画像解析により潰瘍部の面積を算出した。

(実験 3) 臭素酸カリウム誘発腎障害実験では、BALB/cCrSlc 雄性マウス 7 週齢 (n=10) を 1 週間馴化後、Betacyanin 色素 (200 mg/kg B.W) を 14 日間経口投与した。対照には、生理食塩水を経口投与した。14 日間に臭素酸カリウム (200 mg/kg B.W) を腹腔内投与し、24 時間後に解剖を行い採血及び各組織を摘出し、各種分析を行った。

【結果】

Betalain 色素の抗酸化性を測定した結果、Betaxanthin 色素の ORAC 値は Betacyanin 色素と比較して高値を示した。Luminescencer による抗酸化性測定の結果、Betacyanin 色素と Betaxanthin 色素は 80% 以上の阻害率を示したのに対し、L-ドーパは阻害活性を示さなかった。このことから、Betacyanin 色素及び Betaxanthin の高い抗酸化性はシクロドーパや L-プロリンによるものではなく、ベタラミン酸の共役二重結合が関与していると考えられる。

アルコール性胃粘膜障害実験では、各群の胃潰瘍部分を観察すると、Control (0.9% NaCl) 群で胃粘膜障害特有の深い線状潰瘍病変、浮腫、出欠が出現されていたが、Betalain 色素を前投与した場合、潰瘍病変発現の抑制が確認された。各群の潰瘍部面積を算出した結果、Betacyanin 色素群及び Betaxanthin 色素群 (300mg/kg B.W) が Control 群と比較して有意な減少を示した。さらに、両色素の胃粘膜障害抑制効果を比較すると、Betaxanthin 色素群は Betacyanin 色素群に比べ強い抗潰瘍活性を示した (100mg/kg B.W)。また、胃内容物の pH を測定した結果、Betacyanin 色素群及び Betaxanthin 色素群は Control 群と比較して pH が有意に低下した。

臭素酸カリウム誘発腎障害実験では、腎障害のマーカーである血中クレアチニン値及び尿酸値が Betacyanin 群で Control 群に比べ減少傾向を示した。さらに、腎臓組織中の過酸化脂質量を測定した結果、Betacyanin 群の TBARS 量が Control 群と比べ減少傾向を示した。

以上の結果から、Betalain (Betacyanin 色素及び Betaxanthin 色素) 色素は、*in vitro* と *in vivo* の両方で抗酸化性を発揮することが明らかとなった。Betalain 色素は、今後生体内でのフリーラジカル除去機能が期待される色素である。

一酸化窒素はファゴサイトーシスを促進する

○萩原真¹、松下健二²¹新潟県立大学 健康栄養学科、²国立長寿医療研究センター 口腔疾患研究部

【目的】

一酸化窒素 (NO) は、アミノ酸のアルギニンから一酸化窒素合成酵素 (NOS) の作用によって合成される細胞内シグナル因子である。近年、ビオチンスイッチ法によって、NO がタンパク質のシステイン残基に付加した状態であるタンパク質 S-ニトロシル化の重要性が明らかにされつつある。

一方、マクロファージなどの免疫細胞では、異物を除去するためにエンドサイトーシスの一種であるファゴサイトーシスが発達している。炎症時には NO の産生が著しく上昇しており、多くのタンパク質が S-ニトロシル化されていると推測できるが、S-ニトロシル化修飾とファゴサイトーシスの関連性については不明な点が多い。本研究では、エンドサイトーシスに重要な因子である低分子量 G タンパク質 Rab5 の S-ニトロシル化とファゴサイトーシスの関連性について明らかにすることを目的とする。

【結果】

まず始めに、NO とファゴサイトーシスの関連性について検討した。NO ドナーである GSNO をマクロファージ用細胞である RAW264 細胞に作用させると *S. aureus* 死菌体のファゴサイトーシスが促進した。一方、NO 阻害剤である L-NAME を RAW264 細胞に作用させると、*S. aureus* 死菌体のファゴサイトーシスは低下した。

次に、誘導型一酸化窒素合成酵素(iNOS)と Rab5 の結合状態について解析した。HA-Rab5 を発現させた RAW264 細胞を LPS 刺激によって iNOS を誘導させ、免疫沈降法で解析すると iNOS と HA-Rab5 は共免疫沈降した。また、LPS によって iNOS を誘導させた RAW264 細胞を使用し、活性型変異体 Rab5Q79L と不活性型変異体 Rab5S34N を用いてプルダウンアッセイを行った。その結果、GST-Rab5S34N と比べて GST-Rab5Q79L の方が iNOS と強く結合した。

iNOS と Rab5 の局在性について共焦点蛍光顕微鏡で観察した。その結果、RAW264 細胞内で iNOS と Rab5 は共局在した。

そして、NO と Rab5 の活性について明らかにするために、GSNO を作用させた RAW264 細胞を用いて、GST-R5BD プルダウンアッセイを行った。その結果、GSNO 濃度依存的に Rab5 の活性が上昇し、GSNO 作用時間依存的にも Rab5 の活性が上昇した。また、NO ドナーである DEA-NONOate を GST-Rab5 に作用させると時間依存的に mant-GDP は GST-Rab5 から解離し、一方、DEA-NONOate を GST-Rab5 に作用させると時間依存的に mant-GTP は GST-Rab5 に結合した。

さらに、Rab5 がニトロシル化か否かビオチンスイッチ法で解析した。GST-Rab5S34N と GST-Rab5Q79L を GSNO 処理し、ビオチンスイッチ法で解析すると GST-Rab5Q79L が S-ニトロシル化されていることが明らかとなった。また、S-ニトロシル化が Rab5 のどのシステイン残基で起こっているか明らかにするために、Rab5 のシステイン残基をアラニンに置換した変異体 HA-Rab5S19A、HA-Rab5S63A、HA-Rab5、HA-Rab5S212A、HA-Rab5S213A、HA-Rab5S212A/S213A を RAW264 細胞で発現させ、GSNO 処理し、ビオチンスイッチ法で解析した。その結果、Rab5 の 212 番目と 213 番目のシステイン残基が S-ニトロシル化されることが明らかになった。

次に、Rab5 の 212 番目と 213 番目のシステイン残基がファゴサイトーシスに重要であるか否か解析をした。その結果、HA-Rab5S212A、HA-Rab5S213A、HA-Rab5S212A/S213A を発現させた RAW264 細胞では *S. aureus* 死菌体のファゴサイトーシスが低下した。

【結語】

以上の結果より、Rab5 が S-ニトロシル化されファゴサイトーシスが促進されることが明らかとなった。また、ニトロシル化される Rab5 の部位は 212 番目と 213 番目のシステイン残基である。

病院・施設が求める身元保証人に関する研究 —新潟県内におけるアンケート調査の結果から—

○小澤薫¹

¹子ども学科

【目的】

本研究では、新潟県内における病院、施設等が、入院・入所にあたって身元保証人等がないことに対してどのような対応をしているのか明らかにすることを目的としている。新潟県内の病院、施設等へのアンケート調査から分析を行い、身元保証人等の不在に対する必要な対応について検討する。

【方法】

新潟県内にあるすべての病院、特別養護老人ホーム、老健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（新潟県 HP 参照・2018年1月現在・619）に対して、アンケートを行った（2018年3月）。各病院・施設等の担当宛に調査票を配布した。調査票の回収については、同封した返送用封筒によって、各担当者から大学研究室宛の個人郵送とした（大学研究室宛に Fax での返信も可とした）。有効回答数は317件、有効回答率51.2%であった。

調査結果の分析の視点としては、「身元保証人等に求めていること」「身元保証人等が不在の場合の対応」「身元保証人等が不在による不安」について検証を行った。

【結果】

(1)身元保証人等に求めていること

入院・入居の際、ほとんどの病院・施設で「身元保証人等」を求めている（97.2%）。身元保証人等に求めていることとして（複数回答）、「利用料等の支払い」95.2%、「遺体の引き取り等」91.7%、「入院等の手続き」80.8%が上位3項目であった。

(2)身元保証人等が不在の場合の対応

「身元保証人等がない場合は入院・入所（入居）」を「断っている」が17.4%であった。これを種別でみると、ケアハウス30.6%、有料老人ホーム21.5%、老健施設19.1%、特別養護老人ホーム13.7%、病院7.8%であった。

身元保証人等が不在の場合の受け入れ要件としては、病院は、要件なしで認めているところが79.3%であった。その他で要件なしで受け入れているところは1割弱であり、病院とその他の施設で状況の違いがみられた。受け入れの要件としては、特別養護老人ホーム、老健施設、ケアハウス、有料老人ホームでは「成年後見人等」がほとんどであった（8～9割）。

(3)身元保証人等が不在の場合の不安（自由記述）

誰がすべき手続きか、誰が判断すべきことかといった声が施設等担当者から挙げられていた。特に、医療同意にあたっては、「身元保証人がいない方でも、成年後見人等にて対応していますが、入所決定や受け入れまでにやはり時間を要することが多いです。医療同意に関しては、後見人にも判断を求められないので、引き続き課題になっています」。「成年後見人、保証人、補助人が介入できる医療行為の同意について、法律上のルールと実際は異なるようなので判断が難しい」ということが挙げられていた。

【考察】

身元保証に関する調査としては、5割を超える回収率（第二弁護士会調査[2018]21%、成年後見センター・リーガルサポート[2014]39.6%）で、新潟県内における関心の高さが示された。保証人がいなくても受け入れている病院（断っているのは8%程度）と、施設が保証人に求めるものとして高い比率を占めるのが「急変等により病院に入院する場合の入院（退院）手続きのため」との回答にはギャップがあり、直接的な入院と施設からの入院による対応の差がみられた。また、身元保証人等がいても、家族関係、年齢などによって対応ができない事例が増えていることが示された。

身元保証人等がいないと入院、入所ができない実態をなくしていくこと、そのためには身元保証人がいなくてもスムーズに入院入所ができるシステム（ガイドライン等）づくり、受け入れ機関が金銭的リスクや死後事務対応（行政含む）で困らないしくみづくりが必要である。これらの策定に向けたとりくみについては、今後の課題である。

なお、本研究は、平成29年度新潟県立大学地域連携センター貢献事業として実施された研究成果である。

包括的な電話相談から見える子育ての現状について ～「子育てなんでも相談センター きらきら」の縦断的データ分析を通して～

○小池由佳¹、山口智²、伊藤真理子³、佐藤勇⁴、川村雅子⁵、小柴真一⁶、丸田秋男²

¹新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 ²新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

³新潟青陵大学 福祉心理学部 臨床心理学科 ⁴よいこの小児科さとう ⁵新潟市社会福祉協議会 子育てなんでも相談センターきらきら コーディネーター ⁶新潟市 こども未来部 こども政策課

【問題と目的】新潟市社会福祉協議会では、包括的な子育て相談窓口として、子育てなんでも相談センターきらきら（以下、「きらきら」）を2010（H22）年4月に設置した。「きらきら」は①妊娠期から青年期を対象②子ども子育てに関する幅広い相談に応じるといったワンストップ相談③匿名での相談が可能な相談窓口である。そのため、対面型の相談ではつながらない（匿名性、相談へのアクセシビリティの改善、即時性等）相談者の声を受け止めること、対象となる子どもの年齢の幅広さから相談者に対する切れ目のない伴走型の支援を展開することが可能である。「きらきら」に寄せられた相談の分析を行うことは、電話相談が持つ特性を必要とする相談者の子育ての悩みや不安を知ることが可能である。本発表では、「きらきら」に寄せられた相談を縦断的に分析することで、包括的な電話相談窓口を利用する相談者が置かれている子育ての現状を明らかにする。

【方法】分析対象：開設2年目以降（H23.4～H31.3）に「きらきら」が受けた電話・メール相談全件数 分析方法：「きらきら」コーディネーターがまとめた各月・各年の「業務報告書」を元に年次推移を行う 発表内容：のべ相談件数、相談方法、1件あたりの相談時間、子どもの年齢、相談者、相談主訴、相談内容「悩み・不安・いらだち」の詳細の年次推移

【結果】(1)のべ相談件数：開設2年目には、のべ相談件数1,200件であったものが、2018（H30）年度には1,890件となっている。過去3年は相談件数が減少傾向にある。(2)相談方法：「電話」による相談が9割近くになっている。この傾向に変化は見られない。(3)1件あたりの相談時間（電話相談のみ）：活動初期には「20分未満」で7割近くを占めていたが、その後、相談時間が長くなる傾向が一時的に見られた。2018（H30）年度では「20分未満」が活動初期と同様の割合となっている一方、「120分以上」という長時間の相談が占める割合は減少している。(4)子どもの年齢（判明したもののみ）：「乳幼児」が半数を超えているものの、傾向としては「小学生」が占める割合が増加傾向にある。(5)相談者（判明したもののみ）：「母親」が全体に占める割合が高いことに変化は見られないが、行政機関等、子育て関連機関からの相談は減少傾向にある。(6)相談主訴：「悩み・不安・いらだち」が占める割合が年々増加傾向にある一方、「子育て情報」「虐待」「障がいのあるお子さんのための情報」は減少傾向にある。(7)相談内容「悩み・不安・いらだち」の詳細：相談主訴のうち「悩み・不安・いらだち」に関する具体的な内容の年次推移を確認した結果、「子育て不安」「子育て疲れ・いらだち」が占める割合が減少、「親・家族の精神不安」や「その他」が占める割合が増加している。

【考察】「きらきら」創設時より、子ども数の減少に加え、多様な相談窓口が設置されるようになってきていることから、どこに相談すればいいのかのわかりやすい悩みについては、そちらにつながっていることがうかがえる結果であった。一方、対面型の相談窓口では拾いきれない相談ニーズを抱える保護者等の存在が生じていること、特に学童期以降の相談ニーズの存在、心身ともに不安定な保護者を「子育ての担い手」として相談を受ける体制の不十分さが明らかになった。

【謝辞】本研究は、2019年度新潟市医師会地域医療研究助成を受けて実施しています。

第2部 記念講演

「子どもの権利を守るために
ー子どもの権利に基づく
コミュニティづくりに向けて」

子どもの権利を守るために

首都大学東京教授 木村草太

I そもそも人権とは何か？

人権：人間が人間であるという理由で保障されるべき権利

→人権保障の複数の層：地球レベル・大陸レベル・国レベル・自治体レベル

→世界人権宣言(1948)、国際人権規約(1966)、欧州人権条約(1953)

子どもの権利条約(1989)、売買春・児童ポルノ、武力闘争の選択議定書(2002)

II 人権の種類

基本的諸自由：世界に存在するための権利 生存、健康、国籍・入国・在留

精神的自由権：精神活動の権利 思想、信仰、表現、学問

経済的自由権：経済活動の自由 職業選択、営業、財産権

身体的自由権：身体の自由 適正手続、身柄拘束されない権利

社会権：福祉を受ける権利 生存権、教育を受ける権利、労働環境の権利

平等権・差別されない権利

III 子どもならではの権利

児童の権利条約

木村編『子どもの人権を守るために』

気づけるけど、実現できない権利 と そもそも気づけない権利

IV 日本における子どもの権利

1 児童虐待の現状

2 道徳教育と組体操

3 いじめと精神論

おわりに

【資料1：児童の権利条約概要】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 第1条 定義 | 第20条 家庭環境を奪われた者の権利 |
| 第2条 差別の禁止 | 第21条 養子縁組 |
| 第3条 児童の最善の利益 | 第22条 難民たる児童 |
| 第4条 立法・行政の義務 | 第23条 障害を持つ子供の権利 |
| 第5条 家族の尊重 | 第24条 医療への権利 |
| 第6条 生命の権利 | 第25条 収容された者の権利 |
| 第7条 登録の権利 | 第26条 社会保障への権利 |
| 第8条 身元関係事項の権利 | 第27条 発達のための権利 |
| 第9条 父母と分離されない権利、意見表明権 | 第28条 教育への権利 |
| 第10条 父母の入国関係 | 第29条 教育の内容 |
| 第11条 国境関係 | 第30条 少数民族の権利 |
| 第12条 意見表明権 | 第31条 休息の権利 |
| 第13条 表現の自由 | 第32条 経済的搾取されない権利 |
| 第14条 思想・良心・信教の自由 | 第33条 麻薬からの権利 |
| 第15条 結社・集会の自由 | 第34条 性的搾取からの権利 |
| 第16条 プライバシー権 | 第35条 誘拐・売買されない権利 |
| 第17条 知る権利 | 第36条 搾取されない権利 |
| 第18条 父母に養育される権利 | 第37条 刑罰への権利 |
| 第19条 暴力からの保護 | 第38条 武力紛争下の権利 |
| | 第39条 人道への権利 |

【資料2：児童の権利条約の注目条文】

- 第7条 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。
- 第12条 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。
- 第19条 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第 24 条 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 31 条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

【資料 3 : いじめについて】

いじめ防止対策推進法の定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【資料4：憲法25条と生存権】

2014年9月24日朝、銚子市豊里台にある県営住宅の1階の部屋で、母親(当時43)が、中学2年の娘(当時13)の首をハチマキで締めて殺し、自分も死のうとする事件が起きた。家賃滞納で住宅明け渡しが強制執行される日だった。前年に生活保護の相談に行ったが、申請できずに帰っていた。

千葉地裁は15年6月12日、「精神的に追い込まれた状況で、突発的に犯行に至った。原因のすべてが被告人にあったとは言えず、強く非難できない事情もある」としつつ、母親に懲役7年(求刑14年)の実刑判決を言い渡した。母親は控訴したが、東京高裁で棄却され、確定した。

……公営住宅の家賃は低額ですが、世帯収入が少ないなど、支払いが困難な時は、家賃減免制度があります。千葉県の条例による基準に当時の母親の収入をあてはめると、60%または80%減額され、月に7000円から1万円ほど減ったはずでした。しかし減免制度は、申請しないと適用されません。県による減免制度の周知は、入居時のしおりの記載と、年1回の翌年度の家賃通知の裏面に載せた案内、ホームページへの掲載だけ。県内の利用率は、減免対象になりうる入居世帯の17%弱という低さでした。家賃滞納者にも減免制度は伝えず、一方で督促だけは繰り返していたのです。

また県は、家賃の滞納が続いた時も、明け渡し請求や強制執行の手続きを進める時も、本人に会って生活実態などの事情を聴いていませんでした。悪質な滞納者でないのに、一方的に手続きを進め、路頭に迷わせる事態を招くのは、居住保障という公営住宅の目的に反します。

公営住宅法は「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的にしており、憲法25条の生存権保障の一環です。また住生活基本法(06年制定)は低所得者、被災者、高齢者、子どものいる家庭などの居住の安定の確保を求め、住宅セーフティネット法(07年制定)は、そうした住宅確保要配慮者のための施策を国・自治体の責務と定めています。公営住宅をもつ自治体は、単なる賃貸住宅の家主であってはいけないのです。

銚子市の生活保護窓口はどうか。相談に出向いた時、母親は、できれば保護を受けたいと考えていたはずで、収入も保護基準を下回っていたとみられます。ところが生活実態の聞き取りをろくにせず、申請は無条件でできることを伝えず、申請意思の確認もしなかったのは、申請権の侵害でしょう。

原昌平「貧困と生活保護」<https://yomidr.yomiuri.co.jp/>

【資料5: 拙稿「これは何かの冗談ですか？ 道徳教育驚きの実態」】

一例として、少し前からインターネット上で話題になっている道徳教材について検討してみよう。広島県教育委員会は、『『児童生徒の心に響く教材の活用・開発』研究報告集』として、「心の元気」という教材を作っている。その中に、「組体操 学校行事と関連付けた取組み」という教材がある。小学校五・六年生用の教材で、運動会の組体操での練習のストーリーが題材になっている。

その主人公、つよし君は、組体操に熱心に取り組む小学校六年生だった。そんな彼が、人間ピラミッドの練習中に事故にあう。

今日は運動会の前日。最後の練習だ。笛の合図でだんだんとピラミッドができあがっていく。二段目、三段目。とうとうぼくの番だ。手と足をいつもの場所に置き(さあ決めてやる)と思ったしゅん間、ぼくの体は安定を失い、床に転げ落ちていた。かたに痛みが走る。

ぼくはそのまま病院に運ばれた。骨折だった。

ぼくは、目の前が真っ暗になったようで何も考えられなかった。

事故の原因は、わたる君がバランスを崩したことだった。わたる君はごめんと謝るが、つよし君は許すことが出来ない。そんなつよし君に、お母さんが次のように語る。

「一番つらい思いをしているのは、つよしじゃなくてわたるくんだと思うよ。

母さんだって、つよしがあんなにはりきっていたのを知っているから、運動会に出られないのはくやし、残念でたまらない。でも、つよしが他の人にけがさせていた方だったらもっとつらい。つよしがわたるくんを許せるのなら、体育祭に出るよりも、もっといい勉強をしたと思うよ」。

つよし君の心に、「今一番つらいのはわたるくん」という言葉が強く残る。そして、「その夜、ぼくは、わたる君に電話しようと受話器をとった」という一文でこの教材は終わる。

読者の皆さんは、この教材を見てどう思うだろうか。シッカリトシタ学校教育を受けたリョウシキアル方々は、「人の失敗を許すのは大切だ。これを機にクラスの団結力を高めよう」と思うのかもしれない。

実際、この教材の解説にも、「相手を思いやる気持ちを持って、運動会の組体操を成功に導こう」という道徳目標が示されている。教材の実践報告にも、「この実践後の組体操の練習もさらに真剣に取り組み、練習中の雰囲気もとてもよいものになった」と誇らしげな記述がある。そこには、骨折という事故の重大さは、まるで語られていない。……

(講談社・現代ビジネスより: <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/47434>)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成30年8月】

1. 検証対象

（1）死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例67例（77人）を対象とした。

区分	第14次報告		（参考）第13次報告	
	心中以外の虐待死	計	心中以外の虐待死	計
例数	49(18)	67(20)	48(8)	24(0)
人数	49(18)	77(21)	52(8)	32(0)
				84(8)

※未遂とは、親は生存したか子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例の内数

（2）重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成28年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例14例（14人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第13次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)																								
H15.7.1～ H15.12.31 (6ヵ月間)		H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3ヵ月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)																								
心中 以外	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72
計	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72
人数	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84

【資料6：児童虐待の資料】

新潟人間生活学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「新潟人間生活学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟県立大学 人間生活学部内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、人間生活学に関する学理および応用の研究についての発表および情報の提供等を行うことにより、人間生活学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関紙および出版物の刊行
- (2) 学術集会などの開催
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、当該年度の会費を添えて所定の申込書を学会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 本会の年会費は次の通りとする（会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする）。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 学生会員 500円

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を学会長に提出しなければならない。

第4章 役員および会議

(役 員)

第9条 本会には次の役員をおく。

学会長	1名（人間生活学部長）
副会長	2名
幹事	2名
監事	2名

*顧問（指導助言を必要とした場合、学会長が委嘱）

(役員を選任)

第10条 学会長は新潟県立大学人間生活学部長とし、副会長、幹事および監事を学会長が推薦し、総会で選任する。学会長が必要と認める場合は、総会の議を経て、業務を委嘱する委員（特別委員）を置くことができる。

(役員職務)

第11条 学会長は、本会の業務を掌理し、本会を代表する。

第12条 役員は、この会則に定める事項を行う他、総会の権限に定められた事項以外の事項を決議し、執行する。

第13条 監事は本会の業務および財産に関して監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(編集委員)

第15条 本会に、機関誌等の刊行を行う編集委員をおく。

2 編集委員は役員会の議を経て学会長が指名する。

(会議)

第16条 本会は、総会、役員会および編集委員会を開催する。

(総会)

第17条 総会は学会長が招集する。

(1) 総会は、個人会員をもって構成する。

(2) 総会の議長は、その総会に出席した個人会員の中から選出する。

(3) 総会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画および収支予算並びにその変更

(3) 事業報告および収支決算

(4) 役員選任(会長、副会長、幹事、監事)

(5) 会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第19条 役員会は学会長が招集する。

(1) 役員会の議長は学会長とする。

(2) 役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。

(3) 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は委員長が招集する。

(1) 編集委員会の委員長は役員会の議を経て学会長が指名する。

(2) 編集委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。

(3) 編集委員会の議事は、出席委員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

第21条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の議を経て学会長が推薦し、総会で選任する。

附 則

この会則は、平成21年11月から施行する。

この会則は、平成22年1月から改定施行する。

この会則は、平成23年5月から改定施行する。

この会則は、平成31年4月から改定施行する。

人間生活学研究 投稿規定

I. 発行

1. 本誌は新潟人間生活学会の学会誌であって、原則として年一回発行する。

II. 受理

1. 本誌は人の生活に関わる分野の学術（人間生活学）に関する研究論文または報告（表1）であって、他の「学術誌等」に公表または投稿されていない論文の投稿を受け付ける（「学術誌等」に該当しない公表・投稿先の例は「責任著者確認書」の記述を参照）。

表1. 投稿論文の種類

種類	内容	査読
1. 研究論文（査読あり） Peer-reviewed Research Article	独創的な研究論文	あり
2. 研究論文（査読なし） Reserach Article	研究論文のうち、査読を求めないもの	なし
3. 報告 Report	研究・調査に関する資料や実践活動等に関する報告	なし

2. 論文の種類は責任著者が指定する。ただし編集委員会から変更を求められる場合がある。
3. 筆頭著者および責任著者は新潟人間生活学会の会員とする。
4. 論文の内容が人間生活学の発展に寄与するものであって、「III. 執筆要領」に沿って体裁が整っており、直ちに印刷できる状態にある場合に受理する。
5. 採否は編集委員会が決定する。ただし研究論文（査読あり）の採否は査読結果を参考とする。
6. 査読は別に定める「投稿論文の査読に関する内規」に沿って行う。

III. 執筆要領

1. 原稿は日本語または英語（米国）で記載する。日本語論文の図表は英語で記載しても良い。
2. 原稿一編は 10 ページ程度（14 ページ以内）とする。

表2. 研究論文の基本構成

項目	準ずる項目例	内容
要旨		概ね800字以内。
キーワード		6個以内
はじめに	緒言、目的	研究の背景と目的
方法	対象と方法、研究方法	データの収集方法、分析方法など
結果		研究等の結果・成績
考察	結果と考察	結果の考察・評価・限界等
結語	結論、おわりに	結果と考察から導き出された結論（考察に含めても良い）
謝辞		研究協力者への謝辞、研究への助成や便宜供与など（該当するものが無い場合は省略）
文献	参考文献	論文中で引用した文献のリスト。
ABSTRACT		タイトル、著者、所属、本体、キーワードを英語で記載し、概ね250語程度（400語以内）とする。
	※ 研究論文（査読あり）では必須	

3. 研究論文の構成は原則として表2の通りとし、**研究論文(査読あり)ではABSTRACTを必須**とする。投稿者の学術分野によってこの構成がなじまない場合には各学術分野の例により記載し、参考とした学術誌を1冊、投稿時に添付すること。
4. 報告の構成は指定しないが、研究論文の構成に準ずるのが望ましい。
5. **原稿の基本フォーマット (Microsoft Word 形式) は本学会のホームページか**

らダウンロードする (<http://www.unii.ac.jp/nmsg/>)。

基本設定は下記の通り (ダウンロード用の基本フォーマットには設定済み)。ただし**著者の学術分野において基本設定に従うことが不適當な場合には投稿時に編集委員会にその理由を申し出て対応を協議する** (その学術分野では全てまたはほとんどの有力誌が1段組であるなど)。

- マージンは上下左右 25mm、フッター (ページ番号) は下端から 10mm に設定する。
- ページ中央下部にページ番号を挿入する。
- ページ設定は、1行 44文字×44行とし、要旨は左右2字ずつ字下げ (インテンド) する。本文 (表2の「はじめに」～「文献」) は1行 21文字×44行の2段組にする。
- 文字列の配置は両端揃えを基本とし、タイトルと著者、および本文中の見出しは中央揃え、副見出しとキーワードは左揃えとする。
- 日本語フォントは明朝体系の等幅フォント (MS 明朝など)、英数字 (アルファベットと算用数字) のフォントは Times New Roman を基本とする。ただし、見出しと副見出しは、日本語にはゴシック体系の等幅フォント (MS ゴシックなど) 太字、英語には Arial 太字を用いる。
- フォントのサイズは 10pt を基本とし、タイトルは 14pt (太字)、本文中の見出しと ABS TRACT のタイトルは 12pt、タイトルページの脚注は 9pt、図表は任意 (見やすいサイズ) とする。
- 著者とキーワードの前後は1行空けとし、本文中の見出し (表2の「はじめに」～「文献」) の前後は0.5行空けとする。
- 著者の所属は、著者の右上に数字を付し、タイトルページの脚注欄 (テキストボックスで作成) に記載する。また、責任著者の右肩に*マークを付け、脚注の欄にメールアドレスまたは連絡先住所を記載する。
- 利益相反はタイトルページの脚注欄に記入する。利益相反が無い場合は「利益相反：なし」 (英語論文では Conflict of interest: None declared) と明記する。
- **本文および図表の英数字は半角**で記載する。
- **日本語文の句読点には「、。』**を用いる。
- 文献番号は引用された順に番号をつけ、引用場所の右肩に 1)、2-3)、1, 3-4) と番号を付す。
- 引用文献の記載方法は下記の通りとする。下記に記載のない出版物については、学術誌での一般的な用法による。記載例は基本フォーマットを参照 (<http://www.unii.ac.jp/nmsg/>)。

(一般原則)

- ・著者名や編者名は3名まで記載し、3名を超える場合は「、他」「, et al」と記載する。ローマ字表記の名前は、姓、名の頭文字で記載し、頭文字にピリオドは付けない (例：Omomo S)。
- ・著者名は、日本語など漢字圏の文献では「、」で区切る。英語等ヨーロッパ言語の文献では「,」で区切り、and は使わない。
- ・雑誌名は通用されている略語で表記し、通用されている略語がない場合には略さずに表記する。
- ・ページは略せる部分を略して表記する (例：× 101-119. ○ 101-19)。
- ・英語原稿に日本語文献名の英訳を記載した場合には最後に (in Japanese) を付記する。

(雑誌の場合)

- 1) 著者名. 表題. 雑誌名 発行年 (西暦); 巻: 頁-頁.
- 2) Author(s). Title. Journal Year; Volume: Page-Page.

(単行本の場合)

- 3) 著者名. 表題. 編者名、編. 書名. 発行所所在地: 出版社、発行年 (西暦); ページ.
- 4) Author (s). Title. In: Editor(s), editor(s). Book name. Place of publication: Publisher; Year: Page-Page.

注: 引用する章の著者名や表題が明確ではない場合は省略可。

(ウェブサイトの場合)

- 5) 著者名. 資料名. URL (参照 ****年**月**日)
- 6) Author(s). Title. URL (Accessed month day, year)

- ABSTRACT の前は 2 行空ける。
- ABSTRACT はタイトル(Times New Roman 12Ppt)、名前(Times New Roman 10pt)、所属と責任著者連絡先(Times New Roman 10pt)、本体(概ね 250 前後、400 語以内。Times New Roman 10pt)、キーワード(見出しは Arial 10pt 太字、キーワードは Times New Roman 10pt)の順に記載し、タイトル、名前、所属と責任著者連絡先、キーワードの前後は 1 行空ける。
- **英語原稿や、日本語原稿の ABSTRACT は著者の責任においてネイティブ・スピーカーのチェックを受ける。**

IV. 投 稿

1. 投稿に必要な**様式は学会のホームページからダウンロード**する (<http://www.unii.ac.jp/nnsq/>)。
2. **打ち出し原稿 2 部**および**添付書類一式** (表紙、責任著者確認書、著作権委譲・利益相反申告書の必要事項を記載したもの、左上綴じ) を封筒に入れて投稿する。本学会における著作権の取り扱いについては別途記載ページを参照のこと。なお別刷りは論文一編あたり 50 部無料、それ以上必要な場合は有料になる (印刷業者と相談)。
3. **打ち出し原稿と添付書類一式は学会役員に提出するか編集委員長宛に郵送**する。
4. 併せて、**原稿と添付書類表紙の電子ファイルを学会までメール**送信する。
(郵送先とメールアドレスは投稿規定末尾に記載)。
5. 原稿の電子ファイルは Microsoft Word 文書の他、文字化けを防ぐため PDF 形式を添付するのが望ましい。

V. 校 正

1. 校正は著者の責任において、初稿、再校を原則とする。
2. 校正は原則として原稿または印刷の誤りによる語句の訂正にとどめ、大幅な加筆・修正は認めない。

附則: 本規定は平成 26 年 10 月から施行する。

原稿の郵送先: 〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471
新潟県立大学人間生活部健康栄養学科内
新潟人間生活学研究編集委員長 神山 伸
電話 025-368-8269

原稿電子ファイル送信先: nnsq@unii.ac.jp

人間生活学研究原稿の基本フォーマット

タイトル 明朝 14pt、中央揃え

人間太郎^{1*}、生活花子²、名前欄は中央揃え、明朝 12pt、上下に 1 行開ける

要旨は概ね 800 字以内で記載する。ページ設定は 44 字×44 行。要旨とキーワードは両端揃え左右 2 字ずつ文字下げ（インテンド）。構造化抄録（目的、方法などの見出しが入る抄録）の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録（見出しが入らない抄録）の場合は、文頭および各段落の冒頭を 1 字下げする。要旨の見出しはゴシック 10pt 太字、文章は明朝 10pt。いずれも等幅フォントを用いる。ただし文中の英数字（アルファベットと算用数字）は半角で記載し、Times New Roman に設定する。日本文の句読点は「、。」とする（本文も同様）。英語論文の場合、原稿全体にわたってフォントは明朝を Times New Roman に、ゴシックを Arial に読み替える。

キーワード： 上下に 1 行空ける、6 個以内、読点で区切る

はじめに

本文セクションは 2 段組 21 字×44 行に設定。
本文の見出しは中央揃え、ゴシック 12pt、上下は段落設定により半行ずつ開ける。

本文の文章は両端揃え、日本語は明朝 10pt、英数字は半角で Times New Roman。

文献番号は引用した順番につける。引用場所の右肩に¹⁾、²⁻³⁾、^{1,3-4)}と番号を付す。

方法

統計学的分析

副見出しはゴシック 10pt 太字で左揃え。
なお統計学的分析を行った研究では、副出しをつけて記載するのが望ましい。

結果

図表は英語でも良い。
図中の文字フォントは指定しないが、図のタイトルや説明は明朝（英数字は Times New

Roman）とする。

表は明朝体と Times New Roman を基本とする。

考察

「結果と考察」とすることが一般的な研究分野では両者をまとめても良い。

結語

結果と考察を踏まえて得られた論文の結論を記載する。結語に相当する段落を考察の最後に記載した場合、本セクションは省略可。

謝辞

研究への協力や、助成金、資料等の提供があった場合に記載する。該当するものがなければ省略。

文献

- 1) 佐藤恵美子、中野恵利子、筒井和美. ゴマ豆腐の破断特性およびテクスチャーに及ぼす澱粉の種類の影響. 人間生活学研究 2010; 1: 1-10.

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

* 責任著者 連絡先: nnsng@unii.ac.jp

利益相反: なし

注: 脚注の下端は余白に合わせ、行数が足りない場合はテキストボックスを上にはねること。この注釈ボックスは削除すること。

- 2) 伊藤巨志、大橋信行、木村博人、他. 高等教育機関におけるスキー・スノーボード実習地の満足度調査. 人間生活学研究 2011; 2: 47-58.
 - 3) Ozawa K, Koike Y, Ishimoto K, et al. The learning support for the junior high school students in low-income households. A study on the learning support program in Higashi-ku, Niigata City. The Bulletin of Society for Human Life Studies 2012; 3: 111-27. (in Japanese)
 - 4) Tanabe N, Suzuki H, Aizawa Y, et al. Consumption of green and roasted teas and the risk of stroke incidence: results from the Tokamachi-Nakasato cohort study in Japan. Int J Epidemiol. 2008; 37: 1030-40.
 - 4) 人間の発達とその理解. 大桃伸一、宮西邦夫、太田亜里美、他編. 人間生活学へのいざない～豊かなヒューマンライフの創造をめざして～. 東京：文化書房博文社、2014; 155-60.
 - 6) White KL. Health Services research and epidemiology. In: Holland WW, Olsen J, Florey CV, editors. The development of modern epidemiology: Personal reports from those who are there. Oxford: Oxford University Press, 2007; 183-96.
 - 7) 厚生労働省. 平成 24 年 国民健康・栄養調査結果の概要. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000032813.pdf>. (参照 2014 年 9 月 4 日).
 - 8) World Health Organization. BMI Classification. http://apps.who.int/bmi/index.jsp?introPage=intro_3.html (Accessed Sept. 4, 2014).
- 注：文献の記載様式は投稿規定参照。ここには記載例を示した。

ABSTRACT

Basic formatting for a manuscript of the Bulletin of Society for Human Life Studies

Taro Ningen^{1*}, Hanako Seikatsu²

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

* Correspondence, nmsg@unii.ac.jp

ABSTRACT は「研究論文（査読つき）」では必須とし、「研究論文（査読なし）」および「報告」では著者の選択に委ねる。Text (ABSTRACT 本体) は概ね 250 語程度 (400 語以内)。構造化抄録 (Objective, Methods などの見出しが入る抄録) の場合は見出しの前で改行し、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない抄録) の場合は、文頭および各段落の冒頭を字下げする。米国英語を使用し、著者の責任においてネイティブスピーカーのチェックを受ける。フォントは Times New Roman, フォントサイズはタイトル 12Pt, 著者名・所属・本体 10Pt、所属番号は右肩上付きとする。構造化抄録 (**Objective, Methods** などの見出し) の場合は見出しの前で改行し、Arial 10pt 太字、左揃え。非構造化抄録 (見出しが入らない) の場合は文頭と各段落の冒頭を字下げする。Key Words のタイトルは Arial 10pt 太字、左揃え。

Key Words: 6 個以内, カンマで区切る

人間生活学研究（学会誌）

投稿原稿添付書類表紙

論文の種類（希望に○）		研究論文（査読あり）	研究論文（査読なし）	報告
表題				
英文表題				
著者名／所属 （日本語）				
著者名／所属 （英語）				
原稿の枚数		投稿年月日	別刷り申し込み部数 部	
要旨の字数	字	平成 年 月 日		
ABSTRACT 本体の語数	words	（西暦 年）		
備考：				

責任著者確認書

論文名： _____

本論文に責任を持つ著者一名は下記のうち該当する項目にチェックを付けて署名し、「著作権委譲・利益相反申告書（全著者用）」の全著者分を添えて原稿とともに編集委員会に提出して下さい。

- 本論文の記載内容について責任を持ちます。
- 本論文の内容は既に「学術誌等」に公表または投稿されていません。

付記：・学会発表抄録、学会発表の記録、報告書、商業誌からの依頼原稿（原著とならないもの）、著書、報道などについては結果や図表の一部が本論文と重複していても差し支えない。
・学術誌等に該当するか判断に迷う場合は下記に記載し、編集委員会の確認を得ること。

公表・投稿先

本論文の著者に記載した者以外に本論文の作成に主要な貢献をした研究者はいますか？（「作成」には全著者用チェックリストのⅠに該当する項目全てを含みます。）

- いません
- いますが、謝辞に記載することで承諾を得ました。
- いますが、論文に掲載しないことについて承諾を得ました。

付記：卒業研究等で学生が関与した場合には原則として共著者に入れることが望ましい。

（下記に所属等と氏名を記載して下さい。欄が足りない場合は裏面に記載して下さい。）

承諾者の所属等・氏名

私（氏名：楷書または印刷） _____ は上記について確認しました。

日付

署名 _____

著作権委譲・利益相反申告書(全著者用)

論文名： _____

全ての著者は下記の該当項目にチェックし、署名して責任著者に提出して下さい。

(1人1枚提出してください。Faxや電子メール添付のスキャン画像でも結構です。)

(記載スペースが不足する場合は裏面や別紙に記載し、別紙の場合には別紙にも署名して下さい。)

I. 本論文の作成において貢献したこと全てにチェックしてください。

(複数人が同一項目にチェックしても差し支えありません。)

- | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 研究の着想 | <input type="checkbox"/> 研究計画作成 | <input type="checkbox"/> データの収集 | <input type="checkbox"/> 研究の指導 |
| <input type="checkbox"/> 統計学的分析 | <input type="checkbox"/> 結果の解釈 | <input type="checkbox"/> 原稿の執筆(作図・作表を含む) | |
| <input type="checkbox"/> 原稿の校閲・改訂への貢献 | <input type="checkbox"/> 資金や物品の調達 | | |

II. 本研究の結果により利益を受ける団体・個人と何らかの利害関係がありますか?

(利害関係には資金援助、物品の供与、人的援助などを受けたこと、株や債権を保有していること、団体構成員との家族関係、および、本論文の論述に影響を与え得るその他の関係を含む。ただし公的機関[行政、独立行政法人、大学など]や本論文によって営利的利益を受けない団体等からの研究助成はこれに含まない。)

- ある ない (疑問がある場合には編集委員会に問い合わせること)

利害関係がある場合は関係先、および、その内容を下記に記載し、論文の最後にも「利益相反」のセクションを立てて記載して下さい。

III. 本論文の著作権を本学会誌に委譲しますか?

- する(リポジトリにも登録されます。) できない理由がある。(理由を下記に記載して下さい。)

私(氏名：楷書または印刷) _____ は上記について確認しました。

日付

署名

本学会における著作権の取り扱いについて

本学会では論文等の学会誌への掲載にあたり、全著者に対して著作権の委譲を求めています。その理由は大きく下記の4点に集約されます。

- 1) 学会誌への掲載やオンライン公開にあたって、内容の変更を伴わないレイアウト等の修正が必要となった場合に、著者へ確認を求める手続きを省く。
- 2) 新潟県立大学学術リポジトリや種々の検索サービス等において論文が公開される場合に、著者への確認なしに学会で公開の可否を判断できるようにする。
- 3) 本誌や他誌のレビュー論文等において図表の引用が求められた場合に、学会において判断を行えるようにする。
- 4) その他、現在想定していない目的のために著作権の行使が必要となった場合に、学会での対応を可能にする。

本学会では本誌掲載論文が広く公開されて活用されることを望んでいます。委譲された著作権はその目的のために使用されるものであり、下記のような行為を制限する物ではありません。

- ・印刷された論文の複写物やリポジトリ等で公開された電子ファイルを、非営利的な研究紹介のために配付する。
- ・著者が所属機関のリポジトリ等で公開する。
- ・著者が研究報告書等に論文の全体または一部を引用する(引用先における二重投稿の規定に抵触しない場合に限る)。

本学会が保持する著作権は学会誌やリポジトリにおいて学会が公開する著作物についてのみであり、著作の基となったデータについては全ての権利が著者に保持されます。よって、本誌に掲載された集計結果を異なる形で著者が作図・作表して公表することについては、公表先の二重投稿規定に反しない限り、これを妨げるものではありません。

以上のような事情をご勘案いただき、投稿においては著作権を学会に委譲していただきたく、著者諸氏のご配慮をお願いいたします。また、本学会では本誌の掲載論文を積極的に公開してまいりたいと考えており、著者諸氏におかれましても、掲載論文の積極的なご活用をお願いいたします。

投稿論文の査読に関する内規

本内規は、「人間生活学研究」投稿要領に基づいて、投稿された研究論文の原稿の査読に関する審査内規として定める。

第1条 編集委員会は、新潟人間生活学会員と外部の人間生活学研究に携わる者の中から投稿論文を審査するにふさわしい者を複数名選出する。

第2条 編集委員長は、投稿論文の審査にあたり審査者として推薦された者に、審査依頼する。

第3条 各論文は審査者により審査される。

第4条 審査の基準は、次の3段階に評価される。

「採択」

「条件付き採択」

「不採択」

第5条 審査者は、上記の評価とともに、審査論文の不備・指摘点を記述し、期日内に編集委員会に提出する。

第6条 編集委員会は、審査結果をふまえ論文の掲載を決定する。なお、条件付き採択と評価された論文は、投稿者に審査者の指摘点が記述された審査用紙を配布し、投稿者は期日までに修正し再度提出する。その際、指摘点をどのように修正したか各指摘に対する対応の一覧を作成し、論文とともに提出する。

第7条 編集委員長は、対応の一覧を添付し修正論文の再審査を審査者に依頼をする。

第8条 編集委員会は、再審査の結果をふまえ、掲載を決定する。

付則 1. 審査規定の改定は、編集委員会の議を経て新潟人間生活学会総会において決議される。

2. 本規定は2013年1月15日より実施する。

編集後記

人間生活学研究第11号には査読あり2編、査読なし3編、報告2編の計7編の論文を掲載することができました。ご投稿くださいました著者の皆様、査読にご協力いただきました審査員の皆様に心から感謝申し上げます。また、令和元年7月14日に10周年記念ということで盛大に開催されました第10回新潟人間生活学会についても、その記念講演とポスターセッションの要旨を掲載いたしました。盛会のうちに無事終了することができたことについて、併せてお礼申し上げます。

本誌は人間生活に関するさまざまな研究活動を社会へ発信する場となっております。今年度は学外からの論文投稿もありましたが、健康・栄養や食、生命科学などに関する分野の投稿が年々減少しています。幅広い分野の研究について原稿を受け付けておりますので、積極的なご投稿をお待ちしております。本誌をぜひ、皆様の研究報告や教育・実践活動の紹介の場としてご活用ください。

今後とも皆様のご理解と温かいご支援をくださいますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

(神山 伸)

編集委員(五十音順)

太田亜里美	勝又陽太郎
神山 伸 (委員長)	高橋靖幸
萩原 真	山岸あづみ

新潟人間生活学会 人間生活学研究 第11号

I S S N 1884 - 8591

2020 (令和2) 年3月15日印刷

2020 (令和2) 年3月15日発行

発 行 新潟人間生活学会
代表 村山 伸子

発 行 所 新潟県立大学内
新潟市東区海老ヶ瀬 471

印 刷 所 (株) ウィザップ
新潟市中央区南出来島 2 丁目 1-25

THE BULLETIN OF SOCIETY FOR HUMAN LIFE STUDIES

No.11 (2020)

CONTENTS

Peer-reviewed Research Article

1. Factors for activation of children's halls
8 types of activities in the children's halls guidelines
Shinichi Ueki 1
2. The issue of the support for students with disabilities in higher education in the act for eliminating
discrimination against persons with disabilities: focus on the intention expressed by disabled students
themselves
Ai Nishimura 11

Research Article

3. Health inequality between humanities majors and science majors in Japan
Yoshihide Terada 25
4. The effect of meaningful context on preschoolers' reasoning about false beliefs
Yutaka Saito 37
5. The role of telephone consultation in comprehensive child care support system
– the practice of the general child care consultation center 'Kirakira' in Niigata
Yuka Koike, Mariko Ito, Satoru Yamaguchi, Masako Kawamura,
Isamu Sato, Shinichi Koshihara, Akio Maruta 45

Report

6. The influence of English skills on happiness
Yoshihide Terada 53
7. Practice for improve the expertise of supporters
based on the activities of self-study meeting in Niigata
Kaoru Ozawa, Yusuke Ito, Muneharu Oguri 57